矯正図書館

刑政

第四十二卷　六月號　第六號

信任	卷頭言		2
刑政時論	A生		4
今日の行刑思潮	正木亮		6
刑務所に於ける成人教育	エイ・シイ・ヒル		16
獨逸の刑罰執行	ドクトル・フロイデンタール		21
新聞と行刑	正木亮		27
蓄音器の使用時等に就て	井上謙敬		32
行刑の實際上收容者健康診査の徹底的利用に就て	渡邊正武		40
支那見聞記	黒川渉		44
新坊ちやん物語	春日鹿二		49
東洋に於ける性の善惡	安宅爾郎		52
隨感隨想	A生		64
監獄から社會へに就て再考察	平野一雄		70
天覽武道大會陪觀の記・刑政俳壇・家庭の頁・讀者の頁・紋任辭令・犯罪文藝			

財團法人　刑務協會發行

刑政第42巻第6号

矯正図書館

刑政



第四十二巻

第六號

信任

一九一四年のある土曜日の午後、アメリカのオーバーン刑務所で名ある英人ピアニストに演奏をして貰ふことになつた。

ところがそのピアニストは樂器が間に合はないから演奏を次の月曜日の晩まで延期して貰ひ度いといふことをモツト・オスボーンに賴んだ。流石のオスボーンも之には躊躇せざるを得なかつた。

月曜日の晩。晩にそんな催しが出來るものだらうかと考へた。刑務所が出來て以來、百年以來彼等の獨房から一步も踏み出たことのない晩にそんな催をすることが出來るものであらうかと考へた。オスボーンはピアニストのその請を所長に傳へた。さうして、所長の答はかうであつた。

「そんなことは一度も許したことがなかつた。だが今許してはならぬといふ理由が一つもないぢやないか。君がやつてよいといふなら一つやつて見ようぢやないか」。

晩の演奏は實際危險なものであつた。人々の興奮は筆につくせぬものがあつた。多くの囚人は十年、十五年、廿年來房外の晩景に親しんだことがなかつたからである。

いよいよその夜になつて敎誨堂への集合が始まつた。三百、四百の囚人はもはや堂の中に坐つて居る。その他の者には梯子段にかゝつたものもあれば廊下をぞろぞろ歩くものもあつた。暗がりになると一列が急に立ち止る。二、三の囚人の間に囁きが初まる。戒護官吏はあちこちと靜めて廻る。

折しも階段をこなたへ提灯を片手にのぼつて來る一人の人があつた。戒護主任はそれを提灯持だと見て急いだ！急いだ！といつた。提灯が近付くと意外にそれは所長であつた。驚いた戒護主任は所長を囚人の一人に間違へた罪を謝した。そのとき所長の答はかうであつた。

「それでいゝのだ。わたしは此處に囚人の一人として居り度いのだ」

所長のこの大量と囚人に對するその信任とは囚人たちに洵に強い印象を與へたといふことである。

わたくしは之れ以上に茲にこのエピソードを物語る必要はない。わたくしにはこの所長のその信任をわが刑務所の幹部諸君に味つて貰い度いのである。

なるほど治者と被治者とはその地位に異りはある。けれどもその地位の異りは被治者に於て知れば足りる異りである。被治者に於てそれを知り、治者に於てそれを度外視するとき下は上を敬ひ上は下を愛する心を生ずるのである。

下が上を敬ひ、上が下を愛するとき其處に平和と秩序と團らんとが保たれるのである。平和と秩序と團らんとが保たれるとき行刑に感化改善の實が生ずるに至るのである。

だから行刑官吏は受刑者に對してその職權をふりかざしてはならない。行刑官吏が權力を胸にひめるとき受刑者はおのづから慕ひおのづから敬ふに至るのである。換言すれば役人が威張るかはりに囚人を信任すればオーバーンのそれの如くまた囚人も印象付けられるに違ひないのである。

（あき　羅）







刑政時論

□

新聞の所謂三面記事が、犯罪問題で毎日賑はしてゐることは、昔も今も變りはないが、近時新聞や雜誌に從來の點から一歩をすゝめて、或る程度までつき込んだ刑務所や犯罪の内容が記述されるやうになつて來た。

もちろん依然として興味本位の域を脫しないし、よい加減な出鱈目も多いが併し次第に、深く眞實を描寫し、世間が之に異常な注視を拂ふやうな傾向を帶びて來たことは、正しき事實である。

刑務所の内容が世間に知れわたることについては利害が相伴ふてくる。ことに或る色を染められて書かれるときそれは行刑の遂行上種々な支障を來たし、又刑の峻嚴を傷けるやうな結果にもなつてくる。だがまた、本當の行刑の精神が、世間に弘布されることは、その終局の目的を達成する上に、力強い效果を與へる。だが孰れにしても、世間へ發表されることは、さしづめそれをとゞめるわけにはゆかないし、グロスチツクな現代人が、それに興味をもつてゐる以上、今後も續々現はれてくるかも知れない。

此際文學を他の目的手段となすことには異論はあらうが——吾々は、犯罪や行刑の内容が、それが一の社會的淨化機能を目標としてなされることを、希望せざるを得ない。あやまられたる内容の發表は、ゆゝしき社會其身の問題でもある。併し同時に、吾々は、かうした方面の記述には、或る先入主をもつことなくして、忠實に、領受することによりて、吾々の反省に供せねばならぬ。たとへば、文藝春秋（五月號）の林房雄氏の「獨房の事」は、實務家には余りに文藝的であるかもしれないが、かなり深刻に拘禁生活を描寫してゐるし、内田君の「刑務所物語」は、やゝ主觀的に忠實？すぎるが幾多考へさせられる暗示點をふくんでゐる。「グロスチツク」の「日本刑獄史」は資料として結構であらう。

蓋し、社會と密接なる關係のある刑務所は、本來正しき民衆の思念と批判とによつて、新しい創造を行ふべきであり。又刑務官吏によつてのみ、その目的が達成されると信ずることは、もはや時代が許さなくなつてゐる。秘密王國も本來の姿たる社會其身の中へ再建しやうと傾きつゝあるのである。

□

五月號の「保護事報」に正木先生は「行刑と保護」について明快な論文をものされてゐられるがその中で現在、この二つが、各々牙域にたてこもつて、各自に行はれてゐることは、毫も理解出來ないといつたことをのべられてゐる。これは、おそらく、凡ての人の疑問であり、奇なる現象に考へられるであらう。しかもそこに、「何がさうさせるか」深い理由があるのではない。たゞの傳統的迷習の所成であるにしかすぎない。しかし強いて之を說明をすれば刑務所が秘密の國として保護家にさへ開放せないのと、保護家と稱せられる人のうちには解放するのには、少しあやしげなる人がゐるからである。處がこゝまでくると、大分この根底はふかくなつてくる。これは失禮かもしれないが、永い時間と努力と、さうして可及的に設備を完全にして、それまで敎化が充分ゆかないのを、一夜づけに改心させることは、何ぼ保護家でも、さうはゆかないのである。否そう考へることはゆかないのであつて改心させたといふならば、それは實は、行刑が、内在的に大なる機緣をなしてゐるのである。

然るに事業家のなかには、かく妄想したり、行刑の狀況を如實に知得せずに輕く自分の力を信じてゐる人があるのである。それはとにかく。保護問題は、敎務の一端のみにその中心點をおかずこれを保護事業家や擔當にまで擴充することによりて行刑と保護とを全同せしめねばならぬ。

□

救護法が今度の議會に通過した。まだ細則も出來てゐないし豫算も採つてゐないし、これがことに刑餘者やその家族保護に所期の目的をどれだけ效果的にはたすかは未知數であるが、かういふ一般的施設が、一の社會事業的施設の波がおしよせて來たことは、よろこばしい現象であり、それだけ行刑と社會との關係も密接になつてくる。

犯罪者だからと云つて、全責任を刑務關係の人のみが負ふ必要はない。社會によつて建設された刑務所ならばその目的の通りに、刑余者や、そのために不當な被害を蒙つた人々を社會が無關心でゐることは、根本的に云つて不當な處分だと云へる。かくの如きは應報時代、暴虐個人主義的時代の薰習であらねばならぬ。刑務所が一の社會事業的施設だと考ふることさへ、さうむつかしい論理をふりまはさないでも信じられることではないか。

だが、吾々は、かく考へると共に、手にある收容者が、どこまで、この現在の行刑の精神を理解してゐるか、罰の暴落を感じてゐやしないかどうか、はつきりと、ふりかへつてみたいと思ふ。

——A生——

刑政第42巻第6号
矯正図書館

今日の行刑思潮

正木亮

目次

はしがき
牧野教授の三位一體論（以上本號）
リイプマン教授の行刑教育論
プエンニンガー博士のドイツ行刑改良論
結論

一　はしがき

わたくしは今日の日本行刑が世界に劣つて居るとは考へることが出來ない。否、今日の日本の行刑事務は世界の何れに比較しても優れてこそ居れ、決して劣つて居るものでないといふことを斷言することが出來るとわたくしは考へるのである。

外國の刑務所には秩序がない。外國の刑務所は建物が古いので衞生的でない。外國の刑務所には逃走する者が多い。擧げ來れば、わが刑務所に劣る數多のものを數へることが出來るのである。

それ等の點からいへば、わが行刑は今日に於てはその範を輸出こそすれ、輸入すべき時代ではないのである。

だが、われ〳〵はしかく行刑の事務の完備して居ることに滿足すべきであらうか。換言すれば、行刑はかやうな點の完備する丈けで、その目的が達せられたのだとしてよいものであらうか。

行刑の發達は事務的の發達が重いのか。思想的な進化が重いのか。もちろん、その二つのものを切り離して考へることは出來ぬにしても、われ〳〵は行刑の思想的な進化を一時も忘れることは出來ないのである。なんとなれば、行刑の目的はその社會に適合しない人々を隔離し、その社會に適合する人々を作ることにあるからである。從つて、日々、刻々に進化しつゝある社會、複雜になりつゝある社會に適合する人を作るが爲めにも、瞬間にも社會思潮を忘れることが出來ないからである。

「犯人を社會の良民に歸せしめよう」といふ觀念は、一七〇三年のローマに公示された行刑の格言であつた。その格言は今日に於ても共鳴されては居るものゝ、爾來二百二十六年の經過によつて、その犯人の歸らねばならぬ社會には大きな變化が起つて居るのである。

フランスに大革命が起つたのもその後のことである。アメリカが獨立したのもその後のことである。ドイツが共和國になつたのも、ロシヤ帝國が共產黨の國家になつたのもその後のことである。

それだけに、犯人が良民となつて歸らねばならぬその國家社會はおのづからに異つて來るのである。わが帝國の國家組織は光榮ある萬世一系である。だが、わが帝國の文化は明治と大正と昭和との間に大きな開きが生じたのである。若も、その變化を度外視して犯人を明治時代の良民として刑務所から放すならば、その釋放者は最早昭和の社會の良民には伍することが出來ないのである。

そこに、行刑には事務的にのみ晏如することが出來ぬところがあるのである。

だから、若も事務的にのみ晏如して、今日の社會を知らぬ刑務官吏が行刑を行ふならば、その行刑は到底成

功することが出來ない。否、成功しないどころか、釋放者に社會と妥當の出來ぬ原因を作りつゝあるものだといはねばならぬのである。

その關係をひきんな實例で示して置きたい。

わたくしはある長期刑に服した釋放者を釋放のその瞬間からわたくしの書生としたことがある。彼は明治時代の犯人で大正末期の釋放者であつた。彼は刑務所で相當な成績を擧げたので、その日假釋放を許されたのである。刑務所側から言へば形は善良にして今日の社會に適應するやうになつて居たのである。

その翌日から彼を書生として使用したわたくしは、先づ彼に煙草を買ひにやつた。歸つて來てから彼の愚痴はかうであつた。「敷島五ツで五十錢やつてさつさと歸りかけたら、店員が二十五錢足らないぢやありませんか、隨分ずるい人だなあといはれて眞赤になりました」といふことであつた。その次に、彼に電報をうたしにやつた。彼の報告はかうであつた。「郵便局で二十錢だしたら局員が電報は十五字三十錢ぢやありませんかといつてぢろ〳〵見るので顏から火が出た」といふのであつた。

明治と大正との社會にはしかくひらきがある。そのひらきを超越して、どうして犯人の社會適應性が作れようか。そのひらきを知らない釋放者は使用人として役に立たないし、また彼等は自暴自棄に陷る多分の機會に接するのである。

そこで、行刑は事務的に晏如するを許されない理由があるのである。そこに、われ〳〵は常に變化し行く社會事情をたづね、それを調和させやうとする行刑思潮を追はねばならぬ責務を負擔するのである。

事務的に劣つて居る外國にはこの思潮が豐かに流れて居るし、事務的に優れて居る日本にはこの思潮が机上の空論としてとかく排斥されがちなのである。事務は行刑の骨であつて、思潮は行刑の肉である。わたくしは日本の骨の行刑に肉を付けて、一つの人格をつくり上げるべく、こゝに今日の行刑思潮を探ねんとするのである。

今日の思潮を探ねんとするのであるから應報より改善に至る縱の行刑思潮史を語らないで橫の問題を論じようとするのである。

二　牧野教授の三位一體論

わたくしが教授の法律學叢書の中に「行刑上の諸問題」を加へて貰つて、之を公刊するに際して、教授はわたくしに序文を與へられた。その序文の骨子が行刑に於ける三位一體論なのである。

教授のいはれる三位一體論とは第一に「人としてはたらかしむること、これが行刑の第一原則である」といはれるのである。第二に「人として修養せしめること、これが行刑の第二原則である」といはれるのである。最後に「人としての能率を發揮せしめること。これが行刑の第三原則である」といはれるところのものである。(一)

(一)　拙著「行刑上の諸問題」序第四頁以下、法律文化の展望（昭和四年）第六九、七〇頁。

教授のこの三位一體論といふ言葉は最近に於てかく簡明なものにされたのではあるが、その根本は決して今日の思想ではない。教授は三位一體論の基本觀念として、犯人をも人として扱はねばならぬと考へて居られるのである。また、刑罰といふものを「社會と個人との調和は是れ社會活力の經濟にして、又同時に法の本義なり」(二)とも考へて居られるのである。犯人を人として取扱はねばならぬといふことは、刑罰は應報としての害惡を科して責任の解除を目的とするのでなくて、改過遷善を促して、犯人を社會に同化せしめようとする」(三)のである。

（二）牧野博士「刑事學の新思潮と新刑法」（明治四十四年）第二一七頁、「罪刑法定主義と犯罪徴表說」（大正十年）第七八頁。

（三）牧野博士「法律と生存權」（昭和三年）第四八頁。この根本思想に基いてその實行を如何にして行つたらよいかといふこと、換言すれば國家は犯人を社會と同化さす爲めにはどんな手段を用ふればよいか、また犯人にどういふ風に意識させれば、人としての自覺を持ち得るであらうかといふ結論として、茲に行刑上の三位一體といふことを割り出すに至られたのである。

從つて、教授は今日の「監獄は、最早、單に受刑者の自由を剝奪するといふだけのものではなく、それは一種の强制教育所であり、强制治療所であることになつた」と言つて居られるし、また「同時に監獄は一の工場でなければならぬ。監獄は刑罰の目的を到達するに努めつゝ、受刑者の作業を、國家の爲め、社會の爲め、できるだけ經濟的に利用することにせねばならぬ」といはれたのである。(四)

（四）牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」（松波先生還曆祝賀論文集別刷）第四三頁。

教授のこの思想はいはゆる舊派の人々からは決して容れらるべきものではない。刑務所を教育所と觀念し、犯人を普通の自由人と同じ權利の上に立たしめようとされる教授の思想は、所謂正義の要求するところによつて刑罰といふものを科せようとする學者たちには妥協の出來ないところがあるにはちがひない。

だが、行刑の目的はどこにあるか。ある學者がわたくしにかういはれたことがあつた。行刑を專門にして居るわたくしは目的主義に立つのが妥當である。だが、刑法の精神を哲學的に研究しようとするその學者にとつては刑罰は應報でなければならぬ、と。

一體、刑罰觀念と行刑とをどういふわけでしかく區別しなければならないのであらうか。刑法が行刑を離れてしかく哲學的に、否、哲學史的に應報であればそれでよいとされるならば、何も刑務所にいれなくとも、犯人を悉く死刑に處した方がもつと目的を達するのではあるまいか。

そこに、今日の應報論者のなやみがなくてはならぬのである。牧野教授の謂はれるやうに過去の歷史に於て「應報刑制度の下に於ては、犯罪は常に增加の趨勢に在り、殊に累犯の率が高まる一方であつた。世はた〻之に驚き、之を恐れるの外ないこと」になつたのである。(五)

（五）牧野博士「法律と生存權」第三四頁。

明治四十一年に現行刑法が出來上つた。それと〳〵もに懲役と禁錮に處せられた者に對しては指紋をとることになつた。所謂一般豫防の大本をすてなかつた現行刑法に於て、若も舊派の人々が信ずるやうに、應報主義が世の犯罪を鎭壓するのに效果があるものであるならば、指紋原紙は增加しなかつた筈であるのに、事實に於て今日ではそれが四十七萬餘になつて來たのである。舊派の人々はその現象に對して、猶一般豫防の效果を過信しようとするのであらうか。

だが、刑法の觀念はしかく應報的に考へられて居りながら、行刑當局は著々として目的主義の實行にかゝつて居たのである。教育に於て、作業に於て。さうして、その結果として今日四十七萬の指紋原紙の中で釋放後十年以上罪を犯さないものが約二十萬に達したのである。わたくしは、その點に於て、行刑の目的主義がいかに社會防衞に效顯したかを考へねばならぬ。

應報して刑務所と緣を絕たすか、教育して犯罪性を根絕さすか。此の二十萬の釋放者がいづれによつて十年以上罪を犯さぬようになつたかを考へねばならぬのである。

もちろん、高い壁、赤い着物に恐れを爲して再び刑務所に來なくなつた人々もあるであらう。だが、確實

な職業にありついて、妻子と圓滿な家庭を作ることが出來たら、もつと多くの人が再び刑務所に來なくなりはしないか。

教授はそこをねらつて三位一體論を立てられたのである。教授の主觀主義はそこに於て結論が出來上るとされるのである。

そこで、わたくしは教授の三位一體論の解剖にかゝらねばならぬ。教授はいはれる。「行刑當局は常に適當な作業を組織し、適當な規律の下に之を經營せねばならぬ」。さうして、そこに於て人としてはたらかしめねばならぬ、と。作業は國家の利潤丈けの爲めに課するのではなくて、囚人の自活の途を講ずる爲めに課せられねばならぬのである。作業は刑務所の爲めに經營するのではなくて、釋放後に應用が出來るように經營されねばならぬのである。從つて、行刑作業は常に工場やその他の企業の進化に伴はねばならぬことゝなるのである。十錢の煙草時代の者に十五錢になつたことを知らしめないやうな行刑をするなら、囚人はさしあたり失敗せねばならぬやうに、作業もさうあつてはならぬのである。

今日の勞働問題は極めて複雜になつた。勞働時間の問題に於て、賃金の問題に於て、榮養の問題に於て、總て然りである。それ等の問題に對して、最も妥當な方法を選んではたらかしめることは、それが就職のたすけになり、累犯防止に役立つのだとされるのが教授のこの原則に對する基本觀念であられる。

わたくしは、その主張が決して教授一人の主張でなくて今日の世界の趨勢だと考へる。わが行刑當局が職業訓練所を開いたのもその爲めだと考へ度いのである。

教授は三位一體の第二原則として修養に付て擧げて居られるし、同時にそれを作業の興味にも結び付けて居られる。だが、それは作業による修養を一例として居られるので、精神的の修養といふことがこの第二原則の根本になつて居ることはいふまでもない。

從來の敎化は所謂敎誨と學校敎育とに限られたものであつた。だが、今日の敎育はしかく狹義なものではない。學校敎育が敎育の總てゞはないのである。さるが故に、今日の敎育には社會的敎育として勞働敎育が重きを爲さねばならなくなつたのである。規律正しく働くこと、眞面目に働くこと、さうしてその勞働を自己の義務として働かねばならぬと考へられるやうになつたのである。從つて、勞働は囚人の修養であらねばならなくなるのである。

勞働の回避、利己的行動、就業の遲刻、不注意、懶惰及び浪費といふことは[六]今日では最早作業ばかりの問題ではなくて最早敎育上の問題となり、修養の問題となつて來たのである。その點に成功することが良民たるの資格に欠くべからざるやうになるのだといふことになつて來たのである。

敎授はその點を三位一體論の一原則としてねらつて居られるのだと考へたい。從つて、敎授の三位一體論は決して作業萬能主義ではなくて、囚人のかゝる傾向を防止する爲めに、そこに敎誨の力が必要になるし、學校敎育が干與せねばならぬと考へらるゝのである。

嘗てスウイスでウエアリ Wherli といふ人が貧民學校で敎育を施したときに彼は勞働を基本としてその勞働のあひまゝに讀書算術の敎育を爲した。彼はそれが則ちペスタロッチの敎育法だと考へたのである。[七]敎授の思想はそれに共通なものがあると考へたいのである。

（六）拙著「行刑上の諸問題」第四頁

（七）Clara Maria Liepmann, Selbstverwaltung der Gefangenen. 1928, S.916.

惟ふに、十九世紀の中葉から、エルマイラ感化監では行刑上の三位一體として宗敎と敎育と勞働とが結び

付かねばならぬと高調されて居た。だが二十世紀の今日は世の中があまりにいそがしくなつたのである。パンを得る標準には、第一にその人の腕と勤勉と持續性とが要求されるやうになつたのである。洵に今日の世想は働かねば何物も得られぬ Nothing without labor といふことになつたのである。かくて、行刑上の三位一體には作業といふことがどの點にも離して考るわけには行かなくなつた。宗教にも、學校教育にもみな然りである。さればこそ、こゝに三位一體論は教授のそれの如く變化せざるを得なくなつたのである。さうして、その結果として囚人にその勞働に興味を持たせねばならぬといふことは、教授の考へられる通りであらねばならない。

教授の第三原則として擧げらるゝ能率問題は行刑作業の現實の問題として考へらるゝのである。今日の作業はソヴイエト・ロシヤと合衆國の一部とを除いては囚人に賃金を與へて居らない。働いた丈けそれに相應する賃金を與へて居らないのである。

一體、人の本能として誰が奴隷となることを好むであらう。誰か只働きを喜ぶであらう。只働きを強ふるときこそ懶惰が起り、不注意が起り、嫌勞が始まるのである。その結果として能率の發揮は之を期待することが出來なくなるし、囚人の社會適應性は望まれなくなるのである。

教授はその欠缺を考へて居られる。さうしてその考へから、この能率問題を解決する爲めに作業賃金制度を確定しなければならぬとされるのである。

わたくしは行刑の官吏として、常にそれを論じ、それを主張することが久しいのであつたが、それを教授は學者としてまた主張されるのである。それ丈けわたくしの持論が單なるペダンチツクなものとして了らなかつたことを嬉ばねばならぬのである。

教授の三位一體論はその前提として不定期主義が容れられねばならぬといふことになつて居るのである。

わたくしは教授のこの思想を今日に於ける日本の行刑思潮の中心だと考へたいのである。否、それは世界の今日の行刑思潮であるといはねばならぬのである。傳統に生きて居る今日の行刑は一體どうして累犯の撲滅をはからうとして居るのか。それを考へるとき、われ〳〵の行刑は思想的に新たなる領地を開拓せねばならぬ運命に逢著して居るのではないか。

その領地を教授は行刑上の三位一體論といふことに示されたのである。

われ等は殺風景な骸骨の行刑で了つてよいのか。否、われ〳〵は能ふ限り肉をつけ、美しき皮を着ねばならなぬのである。その肉、その皮が今日に於ては三位一體論であることは何人も疑ふべきではあるまい。

―― 未 完 ――

刑務所に於ける成人教育

エイ・シー・ヒル

Schools for adults in Prisons. 1923. A. C. Hill

合衆國文部省 United States Bureau of Education の出版せる刑務所の成人教育に關する最初の報告が出たのは一九一三年であつた。其後十年間に刑務所に於ける男女の處遇問題の解決に付いては若干の進展が見られた。けれども、其の進歩たるや、受刑者の教化の可能なこと及び之を促進する方法に關して社會の注意を集中し且つ之に關する世人の考へを明瞭ならしめたことを除けば、目に見えた方面には恐らく僅かなものであらう。寔にこの十年間は實驗の時代であり、試驗と誤謬による研究の時代であり、成功と失敗の時代であつたのである。

懸値なしに云へば其後の效果はさう著しくはない、唯二三の根本的な觀念に付て一層一般的な贊成を得たことゝ將來有效なる仕事を爲すべき一層充分な準備ができた位のものである。この問題は十年前よりはよく理解されてきてゐる。之れはその解決に向つての一歩である。今日ではこの問題を研究し思索せる人々には、精神的疾病の豫防はその治療よりも容易であることが明瞭にわかつてきてゐる。また性格の改造といふよりも性格の形成といふことの方が社會を惡人と犯行より防衛する主たる手段であらねばならぬといふことも、明瞭にわかつてきてゐる。悧巧なる罪人は罪人の待遇が實際慘めなこと、刑務所が精神上の土牢であること、從つてできるだけ之より遠ざかるやうに智慧を働らかせねばならぬことを我々以上に一層よく知つてゐる。今や多くの人々は教化といふものが受刑者個人々々の意識的行動でなければならぬこと、即ち知識ある人の同情といふ有力なる力によつて助けられたる魂のそれ自身に對する爭鬪の結果でなければならぬことを認めるやうになつた。もはや人間に對しては希望の扉は決して閉ざすべきでなく、不幸と絶望の海に撒き散らされた破船の間にもがいてゐる人々に對してはできる限りの救命索を投げ與へなければならぬといふ言葉の眞實さを疑ふ者は殆んどなくなつた。

今日では、刑務所に於ける男女の處遇問題が本質的には廣い意味での、且つ眞正の意味での教育問題であることが一般に認められてゐる。文明を今日のやうに發達せしめたものは人類の精神であり、而して又將來もさうであらう、人類史上のあらゆる危機に於て社會を救つた處の美德も過去の文明を破壞せる害惡も皆人間の心の所産であつたのである。精神力といふものは人類の運命を形造る上に於て常に物質的よりも有力であつた、而して又永久にさうであらう。犯罪人を救ひ得る處の唯一の力はとりもなほさず彼の上に不幸を齎した處の彼自身の意思なのである。

この點に付いては、不幸にして二つの矛盾せる、相互に排他的な見解が行はれてゐて、教化問題の取扱に付いてはこの二つの各々を實行しようと努められてゐる。一方の見解は問題を經濟的のものと解し、他方は主として精神的、道德的なものと解する。兩者とも之を主張するものは問題を教育上の問題とは認めてゐる。けれども一方は教化を促進するために重きを手仕事の上に置き。他方は精神的、道德的救濟策に重きを置くのである。されど、問題の最良の解決策は恐らく教育的努力の兩面を巧みに結合することにあるのではなからうか。

ニューヨーク州の刑務所學校は一九〇五年に設けられた。之れは成人教育及び成年外國人教育の先驅であつた。この學校を始めるに當つて同州の行刑局長は次ぎの如き意味深き宣言を發した。『今日迄は刑務所は產業の利益のために經營されて來た。けれども今後は收容者の利益のために經營されるに至るであらう』と。根本的には經濟的に非ざる「學校の觀念」が組織的に且つ包括的に成人刑務所に紹介されたのである。刑務所學校の進歩は二三の理由のためにさう捗しくはなかつた。けれども最早それは刑務所の活動中に於て何人も認むる地位を得るに至つた。又かゝる學校の可能なことを實証した、而して今や公衆の感情が之を受け容れるに從つて更に一層有用な段階へと進む準備ができてゐるのである。

最近は刑務所に於ける產業的活動を改良するために努力が拂はれてゐる。目的は彼等をして有爲なる所得の基礎を得しめよう、また、彼等自身にとつてもその家族にとつても國家にとつても有利なやうに肉體を働かしめよう

とすることにあるらしい。之れはミネソタ州が一番の先驅であつて、同州の百姓が必要とする小藁卷を製造して受刑者に利益を擧げさせてゐる。職業訓育を採用しようと計畫してゐる處も二三はある。受刑者達は釋放後正直な生計の道を得るよう、また、自信ある立派な一員として社會に復歸するために必要なる勤勉、能率、節約の習慣をつけるやう準備することを奬勵されてきた。此等のものもすべて結構ではある。けれども、此等のものは何れも受刑者本人の敎化といふ主たる目的を達するには不充分であるといふ事實を見逃してはならない。收容者の經濟的敎化より以上の高い目的がなければならぬのであつて、之れに對しては他の凡ての刑務所の活動は全く補助的のものたるに過ぎない。

通信敎授による各方面の敎育が二三の刑務所には採用されて、敎育ある男女をしてその嗜好に從ひ特殊の才能を發達せしめることができるやうになつてゐる。カリホルニアのサンクエンチン San Quentin 刑務所がこの種の事業に付いては一番である。合衆國の刑務所中で通信敎授を受けてゐる者の約半數はこの刑務所の者である。

我々は合衆國及びカナダの凡ての刑務所に向つて次ぎの如き質問書を送つた、かくて得たる回答を集めたものが本報告の基礎となつてゐるのである。

質問書

一、該年中に於ける既決者の數
(イ) 外國人
(ロ) 外國人の子にして內國生れの者
(ハ) 內國人を兩親に有てる內國生れの者
白人
有色人
合計

二、收容者數
(イ) 二十歲以下の者
(ロ) 二十歲以上三十歲未滿の者
(ハ) 三十歲以上の者
合計

三、入校當時無學なりし者の數
四、英語を讀み、書き、話す能はざる者の數
五、文學敎授を受け居る者の數
六、一週間の出席時間數
七、一日の授業時間數
八、一年間の授業週數
九、晝間授業なりや夜間授業なりや
十、文官たる主席敎師を用ひ居るや
十一、各級の敎師は文官なりや受刑者なりや
十二、假出獄を受くるために英語の知識を必要とするや
十三、外國字の新聞の差入を許すや
十四、外國語の書籍の看讀を許すや
十五、圖書室は何人が管理するや
十六、讀書を監督するために經驗ある圖書掛又は敎師を雇傭し居るや
十七、通信敎授を受け居る者の數

回答

報告を寄せられたる刑務所の數　四八
報告せられたる學校數　三九
報告せられたる刑務所の收容者數　五〇、六七七
報告せられたる學校の在學者數　九、一五〇
入校當時無學なりし者の數　二、八五九
無學者の比率　五・六〇
在學者の比率　一八・三三
二十歲以下の者の比率　一五
二十歲以上三十歲未滿の者の比率　四二
三十歲以上の者の比率　四三

此等の數字は大體に於て正確であるといふより以上を望むことはできない。明かに早急に、且つ不注意に爲されたる報告もあるし、また凡てのものが同一の基礎に基いて爲されたのでもない。ある問題は誤解されたものもあれば、ある箇條は全く除外されたものもあり、又全く報告をよこさない處も二三はあるのである。

今回のこの事實を聚集しようとせる努力の結果として、我々は、報告書をして最大の價値あらしめんために

はそれが充分なる且つ正確なる報告に基かざるべからざること、及び統計を供給する者は正確に且つ完全に之を爲す責任を感ぜざるべからざることを明白に知つた。恐らく、さうした報告を得る最良の方法と云つたならば、誰か充分資格ある局外の觀察者をして國中のあらゆる刑務所に赴いて、其處で社會が强制的に隔離してゐる處の、從て其の處遇に付いては特に責任を負はねばならぬ處の男女受刑者の精神上、道德上、肉體上の改造のために如何なることが爲されてゐるかを見させることであらう。それから又刑務所當局に向つては男女受刑者の處遇問題に關する事實は後日の參考及び報告のために之を愼重に記錄して置かねばならぬことを記載したい。

右の報告に依ると學校の觀念は理論的には廣く認められてゐるのに實際上は比較的少數の刑務所にしか行はれてゐないことがわかる。名義上は學校の存する處でも、」受刑者の敎化を促進する要因としての可能力に相當するだけの認識と支持は受けてゐないやうである。學校は未だそれが刑務所社會に於て有すべき重要さを與へられてはゐない。刑務所の每年の報告も學校のことは少ししか載せてゐないし、時には參觀人が學校が刑務所の圍の內にあるのに吃驚させられることもある。似非改善家は收

容者の精神上、道德上の安全を確保するよりは物質的慰安、享樂を增進する方に興味を有つてゐるし、また、彼等をして安全且つ健全なる社會への復歸——この社會の仁慈なる法令を彼等は破つたのである、そしてまた刑務所に居る間にその性格及び社會に對する態度に變化が起らぬ限り再び之を破るかも知れないのである——のために準備させるよりは刑務所から出すことばかりに熱心になつてゐる。

學校は受刑者の個人及び刑務所社會の精神生活を世話しようとする努力の結成されたものである。教師と教誨師は受刑者の內面生活を世話するに付いて優越なる地位を占めてゐる、彼等は收容者の爲めになるものを知るに付いて、また、道德的傷夷を探るに付いて、健康を與ふる救濟策を發見するに付いて、或は假出獄の適否を適當に判斷するに付いて他の者より多くの機會を有する。

主席教師は刑務官吏中でも高級の地位を有せねばならぬ。又受刑者中から教師となるものは特別の考慮と特權を與へられねばならぬ。之れは彼等の努力の性質及び重要性から云つて當然なことであつて、又教室に於ける彼等の仕事をして最も有效ならしめ、社會のために最も有效ならしめるために必要なことである。この報告を準備するために得たる事實からは文官たる教師も受刑者たる教師も彼等が當然受くべき處の。且つ彼等の仕事の成功のためには肝要なる要素である處の認識と評價を受けてゐるかどうか明かではない。我々がこの重要なる事項を照會したのは刑務官吏又は受刑者間に優劣を付すべき條件を設けようとするためではなくて、今迄より一層大なる、相互の社會的援助を齎すべき條件を見出さんためである。

先に揭げたる統計に依れば無學それ自身が敎化的努力の主たる對象ではないやうである。學問は決して犯罪行爲に表れたる惡を治療すべき特藥ではない。男でも女でも人は無學の故に罪人となるのではなくて、意志の不確さ又は道德的性質の弱さの故にかくなるのである。無學者を絶滅せしめることを目的と思つてはならない唯より重要なる目的を達すべき便宜な手段であるに過ぎない。犯罪は明かに人間の心に起るのであつて、その根源に於て防止せねばならぬ。

成年受刑者の大部分の者が敎化されようとは中々望めない。けれども一人の男、一人の女が改心するだらうといふことは明白であり、又學校の觀念がその目的に役立つものであり更に一層有用からしめられるだらうといふことも明白である。

Deutscher Strafvollzug.
von Profersor Dr. Freudenthal,
Frankfurt a. M.

獨逸の刑罰執行

獨逸フランクフルト（アム・マイン）
大學教授
ドクトル・フロイデンタール

歐洲の他の國々に於けるが如く、ドイチランド（獨逸）に於ても、久しい間、刑罰の執行といふことは賤務として國家行政の下に奴僕の如く取扱はれてゐたものである。しかし、固より急に一躍して姬君の位に上つたわけではないが、今や、獨逸に於ては、曾つては何人にも顧みられなかつたこの刑罰執行の問題は、社會の各階級から深い興味を牽くに至つたのである。一九二七年に聯邦政府の司法省（Reichsjustizministerium）では刑罰執行法（Strafvollzugsgesetz）の草案を公にしたのであるが、社會の興味は俄然として玆處に集まつて、この草案の一度現はるゝや直ちにフレーデ及びグリュンフートの如き實際家や理論家は力を合せて「刑罰執行の改良」（"Reform des Strafvollzuges"）なる一書を著して、この草案に對して適切有益な批判を試みたのである。更らに最近に至り、「プロイセンに於ける刑罰執行」（"Strafvollzug in Preussen"）及び「獨逸の行刑制度」（"Deutsches Gefängniswesen"）の二つの好著が相次いで現はれたのである。前者はプロイセン聯邦司法省の編纂にかゝり、後者

はプロイセン聯邦司法省行刑局長ドクトル・ブムケ氏の編述する所である。ブムケ氏は、多方面に於ける獨逸の刑法改正の完成が負ふ所の極めて多い人達の中の一人である。

プロイセンの司法大臣は、ブムケ氏の著書に熱烈な語で序文を書いてゐるが、其中で一般公衆の間に行刑に關する興味の湧起せんことを切望してゐるのである。實際、公衆の興味の有無といふことは端的に行刑制度の確立並びに發達に關する所大なるものがあるのである。右の序にも言はれてゐる所であるが、一九二七年にはプロイセンの刑務所其他の行刑施設に收容せられたものは二十八万人以上に及むでゐるのである。ドクトル・ゲンツは、アシヤフエンブルを引合に出して、一九二三年一年間に單に窃盜のみによる經濟界の損失を三億マルクと見積り、凡ての犯罪による一年間の直接の經濟上の損害を十億乃至十五億と見積つてゐるのである、此等の數字を見ても、公衆は決して行刑といふことに就いて無關心ではあり得ないと思ふのである。

然し、行刑に關する公衆の興味が決して缺如してゐるわけではないのである。多くの中から一例を擧げると、今自分の手元に或る新聞紙の論文の切抜きがあるが、それはハインツ・ボールといふ人の「獨逸に近代的行刑制度ありや」("Haben wir einen modernen Strafvollzug?")と題するものである。彼はウイトリツヒ（ライン・プロビンツ）の少年刑務所のことを論じてゐるので、彼の意見によると、其處の所長は人情のある人ではあるが、規則は時代後れで、かるが故に「近代的刑罰執行」を有つてゐないといふのである。而して、獨逸の學ぶべき模範として、最近アメリカに於ける行刑視察より歸つた我が行刑學界の權威たるモーリツ・リープマン氏の叙述にかゝるアメリカのローサンゼルスの少年矯正院(Jugendanstalt)のシステムを擧げてゐるのである。今ボール氏の所說を例に取つて批判を加へて見るのは無益ではあるまいと思ふ。

彼の行刑に關する興味と之に助力を惜しむまいとする熱心とは頗る珍重すべきものがあるが、彼の所說は徒らに誹謗にのみ傾いて、當局を鞭撻するがためとしては、廣く行刑といふこと特にウイツトリツヒの少年刑務所について十分深く知つてはゐないのである。彼はウイツトリツヒの規則中に規定されてゐる「賃金制」("Belohnungssystem")を虚僞の甚しいものだと云つてゐる。然しながら事を解するものは、ドイツに於ける一般の刑罰執

行のシステムを熟知する以前已に久しく、特にウイツトリツヒに對してのみならず、必ず刑罰執行中に定まつて規定せられてゐる普通の「賃金制」なるものに對する箇の危惧の正當なることを知つてゐるのである。凡ての感化施設には幾分のホイヘライ（虚僞）の存すること、特に行刑施設に於てその著しいことは何人も疑ふものはないのである。然しなから、ウイツトリツヒのプログレッシーブ・システム(Progressivsystem—累進制)は、上級への昇進は身体、智力、性格の育成のための各部(Abteilung)の部長(Ressortleiter)の各自獨立した判斷に依るといふ點で、古い刑罰執行に勝つてゐるのである。もつとも、已に言ひ古るされたように、いや〳〵ながら一年も虚僞をつゝければ直ぐに永續的の習慣となつて、今度は自ら進んでやるようになる、といふことは眞箇だとしても、一切をひつくるめて悉く虚僞だとしてしまうのは早計といはなければならない。

また、この批評家にとつては、ウイツトリツヒの受刑者の「行狀規定」("Verhaltungsvorschriften")が馬鹿に中世的な舊式なものに見えてたまらないのである。夜房に入つた時、定まつた順序で衣服を整頓してをかなければならないとか、ぐづ〳〵とだらしのない擧動をしたものは下級へ貶される、といふ規定の如き、餘りに軍隊式の強制で、決して青年の精神をして自由に發達せしめる所以ではない、と彼は思つてゐるのである　模範たるべきローサンゼルスのユーゲンドアンスタルト(少年矯正院)は全く之とは異つてゐるのである。其處には、ウイツトリツヒの「純粹」なゲフエングニスバウ(かんごく式建物)の代りに瀟洒なコツテーヂ(別莊風の獨立家屋)があり、軍隊式の訓練の代りに自治があり、ウイツトリツヒの教師の一人なるに對して九人も居り、ウイツトリツヒでは、強情にして反抗がちのものは之を獨居拘禁に移すに反して、ローサンゼルスでは之を病院に入れ、ウイツトリツヒは外壁で社會と隔絶されてゐるのに反して、ローサンゼルスでは外壁は全く撤去せられてゐるのである。彼は一々兩者を對照して、誹謗の矢を放つてゐるのであるが、不幸にして、この批評家は、ローサンゼルスのこのホイテイーアのアンスタルト（感化院）はウイツトリツヒの如く一箇のゲフエングニス（刑務所）でもなければ、また決して刑務所と感化院との中間物でもなく、獨逸でいふ純然たる「保護感化院」("Fürsorgeerziehungsanstalt")であることを忘れてゐるのである。折があつたら、彼はベルリンに近い彼の有名なストルウフエスホ

ーフの保護感化院（Fürsorgeerziehungsanstalt Struvishof）を視察するといゝのである。其處では、彼がホイッティアーで模範だと感心した感化院に欠くべからざる本質的なものが實現されてゐるのを見出す筈である。とは曰つても、自分が前に言つたような他の點で、このアメリカにもたんとはないホイッティアーの施設から何物をも學ぶ所はないと曰ふのでは決してないのである。それから彼はまた、「ニューヨークに近い感化院」――それはドッブス・フェリーのことだが――にある收容者中より裁判官を選ぶ「少年裁判所」（"Jugendgericht"）のことを大變稱め立ててゐるが、然し、これについては我がドイツに於てもさうであつたが、少年受刑者の性格の已に餘りに硬化してゐるが爲めに、宜しきに從つて事を裁くリヒター（裁判官）としては決して成功しなかつたのである。彼が考へてゐるやうに、改善といふものはそんなに容易なものではなく、たゞ單純に外國の制度を移植してもうまく行くものではないのである。

しかし、些細なことはさし措いて、大体としては、ボール氏の好意のある批評は決して無益ではないのである。スタイン（Freiherr von Stein (1757-1831)――プロイセンの大改革家で、ナポレオンの爲めに殆んど亡されかけた普國を救つた人である）が曾つて曰つたように、「常に瞑想を好むでゐるドイツ人にとつては麻醉劑よりもむしろ刺激物を用ふる必要がある」（"Man muss bei den ruhigen Deutschen, die unter allen Zeiten am Meisten die Bedenkzeit lieben, eher Reizmittel anwenden als Opiate"）のである。凡ての發達進歩には批評は刺激として必要である。刑務所の如き別世界として取扱はれて社會と隔絶してゐる國家施設に在りては、動もすれば活動の沈滯不振に陷るを免れないものであるから、是非共時々外界からの刺激を受用して自ら振作發奮しなければならないのである。で、先づ、批評家をして熟く刑務所なるものを知らしめる必要があるので、之が爲めには、前揭のボール氏の批評の如き考へが公衆一般に懷かるゝ以前に、其筋では常に規則正しく刑務所に關する報道を怠らないようにしなければならないのである。プロイセンに於ける刑務所に關する其筋の報告は現在如何なる狀を呈してゐるか。成程、プロイセンの司法省では毎月一回「行刑統計」（"Statistik über die Gefangenanstalten der Justizverwaltung"）なるものを發行してはゐる。つい先達、一九二五年度の報告が公にされたが、三百七十一頁の小さからぬ冊子の中に、あるものは表ばかりである。

一言の說明もないのである。これにつけても、我等は、曾つて刑務所の一部がプロイセンの內務省の管轄に屬してゐた日に、其處から發行せられてゐた月一回の「統計」（"Statistik"）に價値の多い緒言や解說の載せられてゐたのを憶ひ起すのである。この統計は素人にも刑法學者にも貴い材料であつたのである。その當時のプロイセンの司法省の報告にも、表ばかりではなく、さう豐富とまではないが、多少の說明は添へられてゐたのである。其筋の報告が殆んど秩序的に說明を除外するならば、たとへ惡意はないとしても、どうしてそれが一箇の報告と曰ひ得られよう。批評家の誤謬の訂正だけでは事了したとは云へないのである。

ボール氏が、時代後れの刑務所の建築や、教師の不足に不服を言ふのは、實際正しいのである。更らに彼が、ウイットリッヒの少年受刑者の社會復歸のために盡力するだけの職務を有つて居る專任のフュルゾルゲインスペクトル（Fürsorgeinspektor）――フランクフールトの或る財團からの寄附金で漸く最近任命せられたものであるが――が廣く一般に任命さるゝに至ることを望んでゐるのは至極尤もな事である。然しながら、ドイチランドに於てのみならず實に廣い歐洲大陸に於て、階級處遇を有つてゐる最初のゲフェングニス（刑務所）にして、國の內外の專門家から推稱せられてゐる、このウイットリッヒの組織が廣い範圍でドイチランドに行はるべきは當然の事である。で、ボール氏が、プロイセンが新しい少年刑務所を建てようとはしないで、ウオーラウに第二の少年刑務所を建設しようとする案をさへ廢止してしまつたことを慨歎してゐるのは、無理もないのである。成程、プロイセンでは、別に審判所を設けて短時間の審理中だけ少年と成年とを分離して、弊の少年に及ばざらんことを努めてゐる。しかし、いざ刑罰執行の段となると、只だ僅かに一刑務所中にアブタイルング（區）を劃して少年と成年とを分離してゐるのみで、而して長く其まゝにして平氣でゐるのである。しかも、我等は已に久しくかゝる分離が少年のために決して眞の分離にならず、敎化のためにもならないことを知つてゐるのである。少年刑務所の特設せらるべきの必要あるは、今更言ふを俟たない所であるが、夫ればかりではない、かゝる新しい少年刑務所は十四才以上十八才又は十八才以上二十一才までのものに限られず、二十五才までのものをも收容しなければなるまいと思ふのである。其道の專門家の計算によれば、犯罪人の總數の三十パーセントは此の年齡のも

のだと云はれてゐるのである。新しい刑罰執行法草案には二十五才のものをも亦た少年の刑罰執行中に包含してゐるのである。

終りに、力説したいのは、立法の衝に當るものは、廣く刑罰執行中に在りて、理想的にも實際的にももつとも實效の擧げ易い少年の刑罰執行に對し、これまで爲し來つたよりも更らに一層深く意を用いなければならない事である。若し、法律が受刑者の改善に必要な十分な感化の時日を刑罰執行のための施設に借すにあらされば、如何にしてわが施設の改良が謀り得られようか。とにもかくにも、アメリカに於て不定期刑 (die relativ bestimmte Verurteilung) の有利なることの證據立てられたのは已に久しいことである。一九二五年のロンドンの第九回國際刑務會議に於ても滿場一致を以て不定期刑を可決したのである。エステルライヒ（墺太利）でも近頃少年裁判所法の中に不定期刑を規定したのである。

かゝる感化刑 (Erziehungsvollzug) をして其功を全からしめんが爲めに十分に準備教育を有つてゐる教化係 (Erziehungsmänner) を必要とするのは言を俟たない所で、ドイツに於ても已に久しく衆論の一致してゐる所である。で、この事に關しては已に一九二八年のザルツブルヒ（墺）に於ける法律家會議にも、千二百人の出席者のあつた總會席上で、刑務官の教育のために統一あるードイツにしては共和國政府司法省 (Reichsjustizministerium) でやるのが一番好いがー常規の教程を課するの必要が滿場一致で可決された程である。若し、感化刑をして全く失敗に終らしめざらんには、刑務官の準備教育 (Vorbildung) は一日も之を忽にすべきではないといふことを覺悟してゐなければならないのである。

新しい行刑に對して、感化は軟化である、といふ非難を下すものは、もはやあり得まいと思ふ。實際の刑罰執行を司る所長たるものにして、十分の教養あり且つ善く其職にかなつてゐるものならばー萬事は此一事にかゝるー、しつかりした執行の中に立派に柔しい感化を及ぼして行くことができようと思ふ。結局は刑法も刑罰の執行も一つで、寛嚴其宜しきを得ることが肝要なのである。語を換へて言へば、ロンドンの國際刑務會議で英國のアスキス卿が曰つたように（「刑法を去勢せずして人間らしくする」(„das Strafrecht zu humanisieren, ohne es zu entmannen") ことなのである。

（了）

Deutche Juristen-Zeitung, den 1. Januar 1929

新聞と行刑

正木亮

昨夜某刑務所で縊死があつた。看守のすきを覗つて官給の兵子帶で縊つたのだ云々、といふのが大新聞にのせられる行刑の記事であります。

何月何日床板をはがして逃走した囚人が、今何處地方を荒して居る云々、といふのが大新聞の貴重な三面記事であります。

日本の新聞には行刑思潮といふものが藥にしたくも見へないのですが、それかといつて行刑上の失態や囚人の奇行は三面には大切な種としてとりあつかはれるのであります。

新聞は社會福利の爲めに必要なのか、人々の興味をそゝる爲めに必要なのか。それをせん穿するのがわたくしの役目ではない。だが、少くとも社會的の欠陷によつて釀成される犯人を、刑務所から釋放されればすぐに困らねばならぬ犯人を、どうすればよいかといふことに著眼せねばならぬわれ〳〵の新聞が、なぜわれ〳〵の爲めに行刑に眼が醒めて呉れぬのか。

囚人の縊死や逃走は小さな出來ごとなのです。それに筆を振ふほどの新聞が、何故に社會防衛の手段である行刑上の本當の問題に筆を振つて呉れぬのか。

わたくしは、それを以て一概に今日の新聞の罪に歸せようとするのではありません。否、それは日本に行刑學者がないからでもあります。行刑といふものが不淨な仕事であり、それに關する學問がはえない學問だといふことをあやまつて考へつゝある日本國民の傳統によることでもあります。

だが、事實に於て、日本に年々幾万といふ囚人が刑務所の門からはき出されつゝあるのです。說教强盜も講談强盜も乃至はピストル强盜もみなそれ等の人々からあらはれて來るのだともいはれて居ります。にもかゝわらず、それ等の犯罪事實を傳へて吳れるほどの新聞が、なぜ一歩を進めて行刑の眞想や保護の必要を說いて社會人の犯罪防衛心をそゝつて吳れぬのでしやう。

◇　◇　◇

それを思ひ之を考へつゝ、伯林のある下宿にちつ居して居たわたくしはいろいろな新聞から行刑記事をぬきとることに興味を憶へたことでありました。

だが、やつぱりそこの新聞にも、日本のそれと同じやうな三面記事が賑はつて居りました。二十歳になる何とかといふ女中さんが、不義の兒を殺してフラウエンゲフエングニスに入れられたとか、ブランデンブルグに囚人たちが絶食同盟をやつたとか、ブカレストの刑務所で囚人が逃走をはかつて十人ほど擊ち殺されたとか。

伯林つ兒も、そのやうな記事にはなか〳〵興味を持つて居るし、またそれがいろいろな席上で話題にのぼることでもありました。

だが、伯林の新聞はそのやうな記事のほかに、無智な人々には比較的に趣味をそゝらぬらしい行刑の改良問題や、行刑と保護との關係や、外國行刑の紹介や、いろ〳〵な行刑上の諸問題もまた揭載されて居たのであります。

七月二十二日（一九二八年）のフオツシシエ・ツアイツングといふ新聞に「社會から刑務所へ」といふ記事と「經營難の刑罰」といふ問題が論ぜられて居りました。その記事は決して讀者に邀合せんとするものではなくて、釋放者保護の完全でない刑罰は破綻に導かれるものだといふのであります。その數日前の七月十五日の同紙には「高壁裏の世界」といふ題目の下で、行刑官吏から見た囚人生活が記載されて居りました。

その記事は所謂興味本位の刑務所物語ではなくて、高壁の裏にそこなはるゝ人の生活の描寫と今日の行刑の改良されねばならぬところとが指摘されて居るのであります。

八月二十日頃のある日、フオツシュの記者はブランデンブルグの新築刑務所を參觀に行つて、二十二日の朝刊にその記事を揭げました。だが、その記事はどこかの新聞のやうに東洋第一の刑務所だとか、寢臺や食堂が綺麗だとかと皮想な記事をつらねては居らなかつた。大きな雜居監房は陰謀と犯則の養成所となり、消極的な行刑は改善にあらずして人を殺すものだとも、意見して居たのであります。フオン・アルニムの建てたブランデンブルグは二十世紀の行刑には間に合ふものではないともつらねたことでありました。

◇　◇　◇

七月五日のベルリーナー・ターゲブラツトには前のミュンヘンの司法大臣ツアイガー氏が共同社會の責務といふ大論文を揭げて居られます。刺戟は人間進化の要素であるのに、その刺戟を奪つて居る今日の行刑は破綻すべきものではないかといふのが、その論文の趣旨であつたのです。八月二十五日の同紙には女監取締のレンカ・フオン・ケルバー女史の大論文が揭げられたのです。

女史はやはりツアイガー氏と同じ根抵に於て今日の行刑を批難した。同時に囚人の眞意にふれぬ保護が役

に立つものでないことをも合せて論じたのであります。

わたくしは、前の司法大臣であつたにしても、いやしくも司法大臣の地位にあつた人と一女監取締とが筆者としては同じ地位におかれたことに特に注目せざるを得なかつたのであります。今日の出版界に、殊に平等であるべき今日のそれに、田中首相と一看守とが對等に評價され得るであらうか。

一歩ゆづつて、じみな行刑問題に付て新聞の一二段を割愛されたとしても、その新聞は人の地位で讀者をひきつける政策をどうして忘れるこるが出來ましよう。そこに、わたくしは外國の大新聞の雅量を賞讃せねばならぬところを見出すのであります。

ツアイガー氏とケルバー女史の謂ふところは同じであつた。だが、社會の各階級に今日の行刑にあきたらなさを感ずる思想のあることをベルリーナー・ターゲブラットはそれによつて社會に知らしめたのであります。

新聞が行刑を論ずることに付いては決して以上の二三の例には止らなかつたのです。

ある日のフオシュには國家の責務は犯人を刑務所に入れたそのときからだと論じて居た。その責務はやがて判事や檢事が求刑に、宣告に、知らねばならぬことであるし、行刑官吏は囚人の處遇に付て知らねばならぬことだと付け加へて居りました。

その理論は一九二五年のロンドンの刑務會議でイギリスの內務大臣から叫けばれた言葉ではあつたが、今わたくしはまた之をベルリンの新聞によつて再び見ることが出來たのであります。

◇　◇　◇

ツウエルフ・スツンデ・ツアイツングが、ビリビツド刑務所　寫眞を掲げた　何とかの繪入新聞が、シカゴ

刑務所の寫眞を紹介した。モンタハス・ホストがビリビツド刑務所の新式處遇を紹介した。それ等はいづれも外國行刑の紹介であり、同時に行刑當局への刺戟とされるのであります。

理論の適否は別問題として、ドイツに於ける今日の行刑改良問題は新聞によつて尠からず釀成されて居るといふことが、それによつても覗はれることでありました。

將來の敵を防ぐに要する陸海軍の問題に、殊に興味を持ち、議論を敢てする日本の新聞が、今日の敵を防ぐ爲めに、何故に行刑に關して冷淡であり過ぎるのでしよう。

わたくしが敢て筆を起してドイツ新聞界と行刑との關係を書きとめたのも心はそこにあつたのだといふことを知つて頂き度いのであります。

蓄音器の使用時等に就て

井上謙敬

受刑者の情操緩和、又彼等の慰藉等より敎化の補助として更に其副作用として作業能率增進の方便として全國刑務所が蓄音器を使用しつゝあることは一般周知の事實である。

極楷的自由刑の執行中……乾燥無味寂寥悲哀の行刑中彼等受刑者が此の蓄音器を如何に熱望し期待し居るかは想像以上である。慥に之れ其境遇上當然のことに屬す……一般民衆が單なる娯樂品として之を愛用する以外彼等受刑者は全く此の蓄音器より甚深の衝動と或微妙なる靈感を印象付けられる。從て敎化の補助機關として之を使用することは大に其機宜を得たるものとして寸毫も異存をもたない。但し一般民衆より以上に其衝動印象の甚大なるだけ其所に大に考慮を敢てする必要があるよふ思惟せしめられる。

今日全國の各刑務所が此の蓄音器を使用する「場合」及其「時」が如何なる狀態に在るか寡聞にして其多くを知らない唯僅に自分の知る二三刑務所の事實より類推するのであるが、其多くは敎誨堂に於て總集敎誨或は種別敎誨の前後に於て之を爲しつゝあるに非らざるなきかを思ふ。我前橋刑務所は數年前より第一日曜及第三日曜又大祭祝日等の敎誨後之を聽かしめつゝ今日に至つた——數年の長年月之を敢てしながら今あはたゞしく之を云々する是れ或は曠職の責免かれ難たいかも知れないが併し告朔の餼羊として茲に聊か意見をものして先輩及同僚各位の指敎を仰ぐ。

一　蓄音器使用の場合

現在は敎誨時の日曜及大祭祝日等には大概蓄音器を聽かしむる恒例のかの如き（當所は第一日曜第三日曜を敎誨日とし第一日曜には科程外二割以上の精勤者に第三日曜は一般受刑者に聽かしめ居れり）狀態となつて居る爲に祝祭日が一ケ月中二回ある時の如き其日曜の蓄音器を省署して之を祝祭日に讓るが如きことある際は彼等受刑者等は大に失望し果ては不平らしき相貌を迄敢てするを見受けるが之れ決して僻見に非ざるを思ふ古人の言に（中朝事實の序）「恒に蒼海の無窮を觀る者は其大なるを知らず常に原野の無畦に居る者は其廣きを識らず是久しくして狃るればなり」で慥に日曜及祝祭日等に於て常に之を聽かしめつゝ來りし事の其れが今は彼等は之を聽かしめ貰ふ事の其恩に狃れ果ては之を聽く事の其れが一種

の權利否當然さであるかの如き心作用を敢てするに至り其蓄音器無き時の敎誨は彼等の心理が平衡を欠き動搖を來し不平怨嗟を敢てし（但し推察）爲に其時の敎誨は或は徒事無效に終るの虞なきかを杞憂せしめられる——故に蓄音器は作業の方便に利用する事なく又定例の如き遺り方を爲さず全く恩惠的に偶發的に天來の福音的に一ケ月一回或は二ケ月に一回位とする事の其れが却て有效ならざるかを又今日の如く「レコード」の撰定が本省の指定に制御さるゝ事も決して適當の沙汰とは思はれない。

二　蓄音器使用の時

此の蓄音器を敎誨の前後に聽取せしむることは其れが敎誨の前にせよ又後にせよ何れも其主たる敎誨を徒事或は其效力を稀薄微力なるものになし終らしむるものであるかの如く痛感せしめられる。吾人の心理は大體に於て今嚴肅眞摯裡に敎誨を聞き過去を反省し將來を觀念し更に現在を諦觀せる時其多分が慰藉であり興味的である此の蓄音器を奏せられ之を聞くことに因て此處に曩の反省觀念又は諦觀は一時終熄斷絶して其腦裡は全く此の慰藉的興味的の蓄音器のレコード內容に集注され、或は陶然として又は興趣感念に耽溺して曩に聞きたる敎誨の感激觀念は多く稀薄となり又全く煙雲霧散し果てるに非ざるなきかを憂ふ。

又敎誨前に之を聽かしむることは敎誨と蓄音器の主客の格を亂すの弊なきか又蓄音器を聞き其腦裡が散漫になり緊張味を欠くの時敎誨を聞かしむるの得失果して如何か。即ち其慰藉的興味的の陶醉心理に浸りたる心理を眞摯的に嚴肅的に統一し還元せしむることの其は多大の努力を用す。時には彼等の精神心理の動搖を統一し得ずして其敎誨を全く無意味に終らしむる等の虞も無しとせない。又歡樂直後の靜觀諦念は吾人の心的作用上到底萬全を期し得ざるに非ざるなきかを思ふ。

要するに蓄音器の使用は敎誨時の前後は何れも不當不釣合であつて之れが使用は全く敎誨日と其日を異にするを得策と信ずる。宜敷く蓄音器は之を彼等受刑者の午前又は午後の休憩時を利用し各其工場等に於て巡回的に之を聽かしむることが之れ却て彼等の休憩氣分と蓄音器其ものゝ慰藉的興趣的の趣旨とも一致して極めて良調和が出來所謂蓄音器使用の目的たる敎化思想もより多く達成せしめらるゝものと思ふ。

三　レコード

現在レコードの撰定は本省の指定と刑務協會の購入配給とに制限され非常に不便を感じ又大に遺憾視さるゝも

のである一例せば、關西人と東北人、又東京の都人と田舎者とは其性向教育境遇生活等より其心理趣向に於て大に相違ある。從て中央東京に於て撰定さるゝレコードが往々にして吾人田舍の受刑者には余りに高尚過ぎ不向きであることが相當あるよふ思ふ今日都會人の熱狂歡迎する洋樂のレコードの多くは田舍の受刑者には全く馬耳東風で殆ど何等の興趣感興を持來さないものが極めて多いよふ思ふ本省當路に於ての其勞を徒にするを惜むと共に又刑務協會の購入配給は非常に時日を用し不便を感ずること夥しい。故に此のレコードの撰定は其信任さるゝ所長に一任され各自其刑務所に於て適當購入使用する事の出來るよふにされたいと思ふ之れ蓄音器を使用する事の目的意思を一層有效ならしむる所以と思考す。

四、四、一八

作業能率增進の一策

長崎武藤勝次

克く働く習慣、よき能率を持つ人間の養成、それは刑務所が收容者をして社會生活の適格者たらしむる目的上何より緊要の一事業でなくてはならぬ。そしてこの事はひいては國庫の收入に大きい影響を持ち目下財界不況の爲めに蒙れる刑務所收入減の埋合せともなるわけであるから不肖は不肖の主管である處の戒護主任としての立場から出來得る能率增進策につき考へもし實行もした。

元來人間其ものが物質と精神の兩面の所持者である以上、何事にあれ之が奬勵策も抑壓策もこの兩面から來ねばならぬことは自然の結論であらねばならぬ。然し不肖はこの問題を玆で左樣に鹿爪らしく廣く理論的に研究しやうといふが目的でない自分自身で實行したものゝ內から效驗ありと自信の出來たものを二三拾ひ出して書いて見やうと思ふのである。

第一　官傭夫の夕食後の作業に就いて

（一）炊事耕耘掃除夫便捨夫營繕夫等の官傭夫はどんな小刑務所だつて三十名を越す事と思ふ而して是等多數の官傭夫は夕食後は如何なる作業に就事せしむるが平均每日約三時間といふ貴重なる時間である丈其使用方は相當重要なる問題でなければならぬ。而かも問題は戒護と作業の利害が一寸一致しにくい感があるので何れの刑務所でも一度は首をひねられた問題と思料する。

蓋し作業からの立場からすれば、是等を一纏めにして一ヶ所工場を造り有利作業に使用することが作業訓練の上からも收入の上からも上策たる事は論ずる迄もない事である。然るに之を戒護の方から觀ると晝間各所に散在して就業したものが夜間一緒になれば忌むべき通謀とか媒介等の犯行の機緣をつくるといふ弊害が豫見せられるから、一寸夜間の集合作業については贊成しかねるやうに思はれる。それかあらぬか不肖の寡聞なる範圍では、どこの刑務所も是等の官傭夫は多く夜間舍房作業を課して居るやう思はれる。

（二）然るに此の夜間舍房に於て手透網工か麻工封筒張縫綴等の如き作業に從事せしむることは少なくとも左の四つの重大なる遺憾がある。

イ　官傭夫たる事を嫌ふこと

官傭夫は名譽として喜ばねばならないのに其指定を喜ばぬ者があり、諸種の口實や手段を以て工場作業への轉業を願出づるは一つに此の夜間の舍房作業に基因すると思ふ。

蓋し手透網工以下前述の房內作業は工場作業より比較的科程困難なるのが常で動もすればその科程を充たすことが出來ない。況や工場作業の如く科程外二十割三十割と謂ふ如き能率をあげる事に於てをやである。そこで彼等は自然晝間等級相當の優遇を受け得ない結果になるのである。

ロ　能力の不經濟

老人とか不具者なら格別だが、官傭夫に指定する程の優良なる働き盛りの者がたとへ夜間の仕事としてもこうした房內作業に使はれるといふことは能力の不適當なる使用方法であつて不經濟である。

ハ　自己の仕事を一種の暇つぶしと觀念せしむること

氣のりのしない自己に向かない作業は自然にこうした氣分を養生する即ち自己生命の尊重てふ觀念へまで躾けねばならない刑務作業の使命はこの一つ丈で破壞さする程の大弊害といはねばならない。

二　收入上遺憾のこと

即ち以上四個の遺憾の點は刑務所として相當重大なる犧牲であらねばならぬ。そしてその因は只一つ即ち戒護上通謀とか媒介等の犯則の豫見せられる事あるのみである。そしてこの忌むべき豫見は當局の心掛次第で阻止せしめ得るではなからう乎。

(三)　そこで不肖は考へた此の唯一の弊害豫見の爲めに他の大きい利益を捨つるは忍び得ない。我々戒護係の手腕によつてこの弊害だに出でない以上官傭夫の夜間集合作業は容易に實行し得られる事だと即ち不肖は官傭夫の人選と之が擔當の選任其宜しきを得ることによつて、そしてその弊所を豫見して豫戒するの戒護方法によつて奏功し得ることを信じ、我刑務所に於て昭和二年七月より是等の官傭夫を集合せしめて一ケ工場を設け就業せしめた處如上の諸弊を一掃し其成績も頗る良好で左表の如き結果を得たことは不肖のうれしい体驗の一つである。

官傭夫舍房内作業と工場内集合作業（主に織工）との比較表

	夕食後就業時間	一日平均人口	一夜一人平均賃金	夜間就業ニ依ル賃金月額
昭和二年一月舍房作業	三時四〇分	三六五〇	二七錢九厘	一八六〇四一〇三一九九
昭和三年一月工場作業	三時一〇分	三五四九	二錢一厘七錢八厘	一七三四〇九八九〇〇
二月	三時一〇分	三八四四	一錢七厘七錢二厘	一八一六四九二二四六
三月	三時一〇分	四〇四二	一錢六厘九錢四厘	一六三九一一〇三四三三
四月	三時一〇分	四二四四	一錢六厘七錢九厘	一八八七七一〇一九八七
五月	三時一〇分	四九四〇	三錢五厘八錢七厘	四八四七七九九九一三
六月	二時四〇分	四〇三九	八厘五錢七厘	八九四四六五三四三
大正十五年七月	二時一〇分			
昭和三年七月				

八月	一時四〇分	三五三二	一錢四厘	九五七八三七四八一
九月	二時四〇分	三六四六	一錢四厘三錢一厘	一三七四二三九四八一
十月	三時一〇分	三七三九	一錢七厘六錢三厘	一六三九二六八三七一
十一月	三時四〇分	三三三〇	二錢二厘九錢三厘	一九六八九六七二六一
十二月	三時四〇分	三七三三	一錢六厘六錢九厘	一二五五三六一五三一
合計	三十六時	四五八四八八	――	二一八七五一九三八六六四
平均	三時間	三八四〇	一錢八厘七錢	一八二二九七八二二二

備考　最近賃金の減少は人員減少に伴ふ官傭夫減少と九月より十二月まで綁工賃金一割五分値下の結果による。

第二　作業督勵方法としての個人作業席變更の件

作業督勵の方法は作業賞與金給與を始めとして食物の增給作業賞與金增給增入浴紙製石盤使用特別許可より乃至賞詞個人又は團体優勝旗等物質精神兩方面より種々の奬勵策があり各刑務所に於て相當效果を擧げつゝある所と思ふ。然し如何なる良法も久しきに亘れば其效果を減殺するは自然の數であるから隨時何かの新法を案出する必要がある。そこで不肖は考へた、明るい場所が作業成績に好影響を持つことは言ふ迄もない事で而かも一切生物が原則として明るみを好んでゐる、それが生理上にも結構なのである。不肖はこの人の通有性を作業督勵の一方法として捕へて見てはどうかといふ事に彼の諺に後の鷹よりも前の雀と云ふ事があり賞も罰も迅速で俗に所謂現なまが最も效果の多い處から考へて、個人作業席を作業成績によつて毎日變更すること及其變更方法は前月分の成績に依り翌月一日から實行することである。その實行方法は

一　席次の選定

全一工場中何れの場所を勝れりとし劣れりとするか

つまり一二三等といふその席次は如何にして定めるか

思ふに作業席次の良否は實際作業に從事せる者自身が最良の判斷者であるはづだと謂ふ見地から受刑者達に、各等の投票を爲さしめて之を決定した。

二　翌月一日より前月分の成績により席次替へを爲す事

凡そ不肖の經驗によれば、從前凡ての優遇問題が前月の成績によるとして事實上之を決定するのは、翌月の十六日、甚だしきは二十一日からといふが普通であるやうに思ふ。それは成績を確定するの準備期間が入るからであるが、前述の如くこうしたのろいやり方は其優遇價値をぼれ丈か減殺してゐると信ずる。人使の名人豐臣秀吉は、戰陣に大金を用意し置き手柄ある士に即座に假の褒美として金を摑み與へたといふ。これは多くの人を使ふ者に於て心得べき逸話と思ふ。そこで不肖は前月分は、翌月一日にもう其結果が表現せらるゝといふ迅速さを採ることにしたわけで、實施については、工場擔當看守は每日就業者の仕上高を作業科程票に記載する每に同票備考欄に換算人工を書き留め置くことにした、これは多少面倒ではあるが、實行して見ると案外容易に出來るものであるそしてこうして置けば、當月末日午后三時迄の換算人工を締切りにすると翌月一日午后三時休憩には前月分の作業成績が、明瞭に決定せられるに依り豫め指定せる作業席に成績順に變更せしむることが出來るのである。

そこで、不肖は前述の方法によつて尙有效ならしむる爲めに各工場擔當看守は當月作業進度一覽表及每月成績表を設け一覽表には各人別に當月の出來高を換算人工にして標示し每月成績表には、每月各人の成績順序を揭示して居る。

三　副作用

この方法の副作用として只受刑者を戒護する一方に傾き易い工場擔當が作業能率といふことによく注意することになる、即ち每日計算して前日を顧みつゝ總計して行くので受刑者も大いに氣のりがすると同時に工場擔當も同樣の氣分になり擔當も受刑者も共に働く事のみに精進し日の暮行く事も打ち忘れるが如き狀態となり自然犯則事犯上司に對する面會等の諸請願等も著しく減少するに至つたのである。

以上の結果我が刑務所に於ての實驗を徵すれば作業科程出來高歩合に於て昨年四月一日科程平均一割一歩上げたるも尙ほ席變更就業者のみの平均歩合は科程二人二割六歩を示し收入金は受負就業者より三割三歩餘を占むる機械網工の如き、財界不況の結果一割五歩の工錢値下げありたるにも拘らず最近月表一人平均工錢に於て前年仝月に比較すれば九錢八厘の增工錢になりたるは他にも其原因はあると思ふけれ共、其主たる原因としてこの督勵方法の價値を認めねばならぬと信じてゐる。

仍て思ふに現在大凡の刑務所に於て實施せる如く前月の作業成績による作業優遇を既に彼等は新しき希望に燃へ努力しつゝある時期即ち翌月の十六日又は刑務所に依りては二十一日等より開始して翌々月の十五日又は二十日終らしむるが如きは作業督勵の精神より出でたる方法として實に矛盾撞着と謂はねばならぬと思ふ仍て聊か自己の体驗よりこの言を爲す妄言多謝

昭和三、二、一一記

砂濱の足跡

巢鴨　齊藤　昇

昨日私は晝頃から羽田の海岸へ遊びに行つた。波に洗はれた砂濱の感じは心がさつぱりして氣持がよい、その日は潮が低くゝて波打際の砂濱に樣々の痕が殘つてゐた。

可愛いゝのは鶴鴒の足跡、無趣味なのは犬の足跡である。素足で荒々しく踏んだのは漁夫が勞よく働いた生活の痕跡であり、靴跡の輕氣なのは若い紳士が俗腸を洗つた半日の淸遊であり。ゴム草履と小さい駒下駄の跡が小股に唯行してゐるのは姉と妹弟の睦まじき貝拾ひの跡であらう。

太平洋の大海原に滿ちた軟風は岸邊の花を咲かし、綠を濃ふして東京灣へ吹いて來る。

砂濱を歩んで居た私は振り返つて自分の足跡を見ると、恰も自分の健康を物語るやうに大股にそれが深く印されてゐる。その時私は淸い氣を一ぱい吸ふて胸を餘計に突き出してみた、首の筋肉に力を入れて空腕を振つてみた、人の心々の反映は日の仕事や藝術のみではない。こうした砂濱の上にまで現はれるものであると思つた。

刑政第42巻第6号
矯正図書館

行刑の實際上收容者健康診査の徹底的利用に就て

保健技師　渡邊正武

日に月に駸々乎として進歩發達する文明に反比例して日々犯罪者として刑務所に收容せらるゝ人々の其數を增すは誠に寒心に堪へざる所なりとす、而して此收容者の精神狀態に就て嚴密なる精神診査を行ふときは其中より癡愚、魯鈍、等の精神低能者或は「ヒポコンデリー」或は体質性興奮症を有する者或は神經質等の精神病的性格者或は早發性癡呆、麻痺性癡呆、偏執病の頗る多數の精神的異常者を擧げ得て、之れが犯罪の動機を窺知するに難からず、卽ち彼等は其精神の何れかの部分に於て異常を存するを以て、日常彼等の常識は甚しき不完狀態にあり、從て彼等の領會、思索、判斷等は誤謬に陷り易く延て其行動は遂に犯罪を構成するに至る、然り而して彼等の改化遷善を圖り且つ犯罪の豫防を講ずるの職に從事する吾人行刑職員は犯罪を犯罪としてのみ取扱ふことなく、其犯罪の原因に向て合理的の處置を講ぜざるべからず、然らざるに於ては恰も醫師が熱性病を治療するに當り其疾病の原因を檢索せずして只頻りに解熱藥を投ずるのみに由て其治癒を圖らんとするに等しく、遂に其結果は不良に歸着するなるべし、故に行刑の實際に當りては收容者の身体並精神診査の結果を充分に參考利用し行刑をして合理的ならしめば其効果も亦た顯著なるべし。

我が國刑務所收容者の身体並精神の健康診査に關しては大正十四年五月司法省訓令第二號を以て之れを規定せらる而して其樣式第一號健康診査簿に依れば、

身體の部に於て、

身長、體重、胸圍、營養、四肢、視力及辨色力、

精神の部に於て、

聽力、齒牙、疾病其他の異常、に區別し

叡智、

知覺、領會、注意、記憶、聯想、思索、判斷、感情、意志、

其他病的症狀、に區別し、

綜覽に於て

監査要否、

總評、

參考事項欄に於て、

身體、甲、乙、丙、丁、戊、

精神、普通、稍異常、異常、に區別し、

遺傳、

發育及生育狀況、

幼年期、少年期、

春期發動期、

癖（性癖、習癖、嗜癖）

學業、（教育程度、修得困難科目、又は好む科目）

職業、（種類、業務勉否、職業轉換及其理由）

境遇、

既往病歷、

其他、に區別せらる、

又此診査法の細則とも云ふべき診査基準は附表第一號身體診査基準表と附表第二號精神診査基準表に據り明示せらるゝを以て、此診査規程に據り爲されたる結果は行刑の實際に當り卽ち處遇上、作業賦課上及び教化上に充分に利用せられざるべからず之を例せば次の如し、

(一)處遇上利用、

例へば精神的には魯鈍、癡愚の如き低能者或は精神病的性格者等、卽ち本診査規程に於ける稍異常者は、思索、判斷に於て薄弱遲鈍なるを以て、日常常人に於ては常識に依り直に判斷なし得て容易に違反せざるが如き事柄に就ても、彼等は其判斷を誤るの結果其行動は遂に違反行爲となり懲罰に附せらるゝこと甚だ屢々なり、然れども彼等に於ては其懲罰に附せられたるの理由を解するの能力なく、却て之を怨み官吏に對する反抗心を强むるに過ぎずして斯の如き懲罰は其効果甚だ疑はしきものと成り終るの嫌ありと云ふべし、故に刑務官吏は彼等に對しては濫りに壓迫を加ふることを避け、精神發育不調和にして其平衡狀態不安定なる精神病的性格者或は意志の抑制力に缺陷ある癡愚、魯鈍の如き精神低能者等に對しては、恰も學校教師が兒童を訓導するが如く、彼等の智能の程度を顧み其精神狀態に應じて或は叱り或は慰め由て以て彼等をして慈父に對するが如き感を抱かしめ、長き年月の間に溫和なる感情善良なる習慣を得せしめ、又身體的には呼吸器の抵抗力薄弱にして感冒に罹り易き體質を有する者の如きは、南方に面する光線射入多き居房に收容して疾病の豫防に務むる等、行刑の効果をして偉大ならしめんことを心掛けざる可からず。

(二)作業賦課上利用、

新入の受刑者に對し作業を賦課するに當り、先づ彼等の肉體的健康の狀を顧慮し、例へば呼吸器（咽頭、喉頭、氣管、氣管枝、肺尖）の抵抗力薄弱なるもの及び肋膜炎、肺炎の既往病歷を有するもの等は、塵埃を吸入し易き作業を避け然らざる作

業に従役せしめ、又脈管硬化症を有し腦出血を將來するの虞あるものは、彊役を避けて輕役に就役せしむるが如きは勿論、精神の健康狀態尙ほ進んで智能の程度を顧慮せざるべからず、然らざるに於ては其賦課せらたる作業は合理的ならざるを以て、其能率擧がらざるのみならず遂には規定違反の行爲を將來するに至る、例へば魯鈍、癡愚の如き精神低能者又は精神病的性格者に在りては、精神の發育不調和にして其平衡狀態不安定なり、從て精神作業能力に缺陷あるを以て、一つの仕事に對し繼續的に從事すること能はず幾日ならずして之れに飽きを生じ轉役を望むに至り、又變質者卽ち體質性興奮症を有する者の如きは、意志の抑制力に缺陷あるを以て數人以上に依る共働作業に從事せしむる時は、僅微の事柄より感情興奮して同僚との間に不和を來し遂には喧嘩口論を勃發し懲罰に附せらるゝが如し。

(三)敎化上利用、

收容者は精神診査の結果其個性千差萬別なるを以て、之が敎育に當ても一般的ならずして其個性に從て其缺陷に對し之れを施さゞるべからず、然らずして御役目的に一律的に之れに幾百回の敎誨を施すも何等の効を奏せず、從て累犯の豫防上不利益なるは理の當然なりと云ふべし、例へば智能の方面には缺陷なきも感情方面に於て非常に興奮性の亢進し易き所謂體質性興奮症を有するもの、或は精神病的性格者に對しては、親しみを以て之に接し務めて感情を平靜に保持せしむることに習慣せしむる樣指導し、又感情鈍き傾向を有し殊に高等感情卽ち道德感情の鈍き者等には、主として道德的の敎育を施し且つ日常の行動特に道德的たらしむる樣習慣を得せしめ、又魯鈍、癡愚、等眞の先天的低能者にあらざるも敎育程度低きに基因し智力極めて低く領會及判斷力の不良なる爲めに致す犯罪者等には、專ら智的方面の敎育を施し由て以て彼等の缺陷を補ひ常識をして發達せしむる樣努力すべきものなりと信ず。

以上に於て行刑の實際上收容者身體並精神の健康診査の結果を充分に利用するの必要大なるを說けり、然るに現在何れの刑務所に於ても實際に之れが利用せられつゝありやと云ふに多少疑ひなき能はず、假りに現在に於て之れが利用せられ居らざるものとせば吾人は今後大に之れが利用に向て努力せざる可からず、卽ち一般刑務官吏は保健職員は單に疾病の診察治療及所內一般衛生に關する機關なりとの定義を下すことなく、一步進んで定義を擴張し醫務職員は以上の職務の外尙行刑に向て參考資料の供給者なりとの觀念を抱持し、身體並に精神の健康診査の結果をば參考資料として行刑の實際に當り充分に利用せらるゝことを希望するものなり、而して之等診査の結果をして一般刑務官吏の參考に供せんとするには、現在の診査簿保管規定は甚だ不便にして此目的に副はざるものなりと愚考するものなり、卽ち大正十四年五月七日附司法省行刑局行甲第四六七號通牒「收容者健康診査規程

施行に關する件」第二項に「健康診査簿(樣式第一號)は常時醫務係に於て保管し、本人釋放後身分帳簿に編綴すること」とあるを以て、之れを改めて健康診査簿(樣式第一號)は之れを二通作成し、其一通は收容者の身分帳簿に編綴し日常刑務官の參考に供し、他の一通は醫務係に於て保管し、收容者健康診査規程第十條の每年一月末日迄に報告すべき受刑者の收容時と釋放時とに於ける健康診査比較表(樣式第二號)作成の資料となさば其便益は現規定に比し甚だ多かるべし。

論じて茲に至る時、其行刑の實際に當り之に參考利用すべき所の收容者身体並精神の健康診査は、何れの刑務所に於ても果して完全に施行せられつゝありやと云ふに之れまた疑ひなき能はず、假に各刑務所の中之れが完全に施行せられ居らざる所ありとせば、行刑の實際に當り甚だ遺憾なりと云はざる可からず、依て之れが實施困難なる原因を探求して之れを除去し、其完全を期するの必要に逢會するものなり、然り而して此診査の實施困難なる原因たるや余を以てすれば、醫務職員(殊に保健技師、保健技手、醫務囑託)の手不足なるに基因するものならんと愚考するものなり、如何となれば醫務の事務たるや診察、臨時診療 治療、處遇變替上の診査、轉役出願者の診査、懲罰執行前の診査、解罰時の診査、三乃至六ケ月診査、收容時診査、釋放時診査、他刑務所に移送時の診査、懲罰に附せられたる者の視察、所內一般衛生等頗る廣範圍に亙れり、然るに現在の刑務所に在職の醫師の數は小刑務所 收容者五百人以下に於ては一人又は一人半(半日勤務の囑託)中刑務所 五百人以上千人以下)に於ても一人半又は二人半位の程度にして、各事務を完全に遂行せんとするには餘りに其數の少きに失するなきやを疑ふものなり、殊に精神診査の如きは其精確を期せんとするには收容者一人を診査するに數時間又は數日間を要するに於てをや。

之れを要するに行刑の實際に當りては、收容者に對し精確なる身體並精神の健康診査を施し、其得たる結果を參考利用して、行刑をして一層合理的ならしめんことを期するものなり、而して之れが目的を遂せんとするには、醫務職員卽ち醫師其他事務看守等を增員して其執務を圓滑ならしめ、依て以て診査の精確を期すると同時に一般刑務官に於ても、行刑の實際に當り收容者の身体並精神診査の結果を尙ほ一層參考利用せらるゝことを期するにあり。

支那見聞記

〔承前〕

黒川渉氏談

それから上海で一番眼に附きますのは何かと云ふと先づ俥でありますオーボツケと云ひますが、上海の街には是が非常に澤山居る、是は上海名物であります、日本では俥は都會では段々影を潜めると云ふ程度になつて田舍に幾分ある位でありますが、支那の交通機關で一番今何が利用されて居るかと云ふと俥である、上海の交通機關を見ますと電車あり、馬車あり、自動車あり、俥あり、それから無軌道電車あり、色々のものがあります、交通機關の種類から云ふと日本の東京の種類よりも多いではないかと思ふのであります、日本のやうに自轉車等の數は多くはありませぬが種類に至つては多いのであります、其中で一番多いのは俥であります、車夫は手を擧げれば直ぐ寄つて來る、さうして非常に客の奪合ひをするといふやうな狀況であります、それでそれに乘ると非常に滑稽なのであります、乘つても行く先を聞きませぬ、乘せたら其儘自分の思ふ方面に走つて行く、其方向が違へば客が注意する、其所で方向が極まつて走ると、第一の曲角に來ると俥を停めて後ろを見るから眞直を指せば眞直に走る、又第二の曲角に來れば俥を停める、右を指せば右に曲がるといふ狀況で地理さへ知つて居れば自分で何所へでも往ける、さうして値段は一つも聞かない、向の人は恐らく幾らで行くかといふことを交涉するのでありませうが、言葉は通じませぬし、そんなことをせぬでも宜い、大體値段といふものは極まつて居るさうで、先づ十分乘れば十錢やれば宜い、大抵其見當で金を拂へば宜いといふことを聞いて居たので吾々は乘つても默つて乘る、さうして時間を見計つて適當に金を遣る、吾々旅行者が上海で俥に乘れば大抵二十分、三十分以上乘ることはない、大抵二十錢か三十錢小い金を持つて居れば何所へでも往けるといふ狀況であります、而して其人力

なるものは必ずチツプを強請る、人力車夫にチツプを強請られることは恐らく上海に往かなければさういふ目に遇はぬだらうと思ひます、十錢なり二十錢なり遣ると必ず又手を出す、支那は何でもチツプであります、商賣人でも何でもチツプを出せば總て便宜を取計つて呉れる、チツプを出さなければ物を旨くやつて呉くぬ、例を申しますと鐵道の係員でも所謂賄賂を遣らなければどうしても荷物を積んで呉れぬさうであります、停車場に荷物を持つて往つて之を何所其所に運送して呉れと頼んでも驛長に賄賂を遣らなければいつ迄も其所に置いたきりで汽車に積んで呉れぬ、此賄賂といふものは支那では長い習慣で是は殆ど牢固として拔くべからざる習慣となつて居るのださうでありますが、さういふやうな俥夫がチツプを強請るのも大体に於て共通の心理作用ではないか斯ういふ風に思つて居ります。

所で支那に往つて一番困るのは言葉が通じないことは勿論困るのでありますが、上海近邊でありますと支那語は解らなくても大抵用は足りる、租界内で英語が話せれば用は便ずる、支那人は英語は大變旨い、どこの店に往つても英語なら通じる、日本語に至つては殆ど駄目であります、日本人の寄つて居る所に往けば幾らか片言が解りますが、其他では日本語では用が足りませぬ、日本人は二萬人も居つて英國人は八千人位しか居らぬといふ狀況であるのに英語では大体通じる、以て英國人の勢力がどれだけ支那に扶植されて居るかといふことが解かるのであります、甚だ情ないことでありますが日本語は一向通じない、汽車に乘つても鐵道係員は英語を話します、寢臺券等を買へば總ての記載が皆英語で記載してあるといふ位英語は普及されて居ります、であるから英語の片言が出來ればどうか斯うか支那の旅行が出來るのであります。

所がそれよりも困るのは金の勘定であります、支那では地方々々の通貨が違ふのであります、支那には御承知の通り兩（テール）といふのが價格を表す標準に使はれて居りますが、是は物を勘定する場合には兩といふ言葉を使ひますが兩といふ貨幣は無い、北淸事變の時に日本人が往つて馬蹄銀を盜んで來たといふので問題になつたことがありますが、其馬蹄銀といふのが兩であります、馬の蹄の形をした銀塊であります、それは物の價格を定める一つの標準に過ぎない、通貨として使用して居るものは何かといふと紙幣と銀貨、銅貨がありますが、それが言葉では圓といふ字が書かれて居ります、圓と書かれて居るけれど

も何かと云ふとそれはドルであります、其ドルは何かといふと亞米利加のドルでなくして墨西哥ドルであります、最初は何でも墨西哥からドル銀貨を買つて來て通用して居つたのが段々支那で各地で以て各省の財務局で其通貨をどん〳〵鑄造して出し出した、それで結局惡貨は良貨を驅逐するといふやうなことになつて惡い貨幣ばかりが殘つて來た、今墨西哥から這入つたドルは殆ど見られなくなつて支那で製造した袁世凱の額の附いたものとかいふやうなものが見られる、其他十錢銀貨、二十錢銀貨がある、是は日本で云へば十錢二十錢に當るのであります、所が價格の標準である兩といふものは銀の純分がどれだけあるかといふ銀の地金の値段であります、其ものに對する銀貨の銀の地金の分量と地金の性質と銀の相場との關係で毎日金の勘定が動いて來る、銀貨にも大洋（タイヤン）と小洋（シヤン）といふのがありまして、大洋（タイヤン）銀貨は幾らの相場になる、小洋（シヤン）銀貨は幾らの相場になるといふ工合、其他に銅貨がありますが、銅貨は其銅の銀貨の相場に對する比例に依つて幾らになる、元は一錢銅貨十で十錢銀貨になる、十錢銀貨十で一圓になるといふやうなことでありましたが、其後色々な所で通貨を鑄造した爲に今では地金の値段に依つて通貨が動くといふことになつて來ますから、此銀貨は地金が幾らあるから幾らに通用するといふことになる、それが毎日銀の相場の動くに連れて動くのでありますから毎日勘定が違ふ、吾々が買物に往かうと思つてもちよつとも其見當が解らない、大きな紙幣を出してお釣を貰ふとお釣が多かつたと思ふこともあるし少かつたと思ふこともある、幾ら誤魔化されても一向に解らない、それで大体私共の行つた時でありますと、一体銅貨十で十錢銀貨に該當するにも拘らず今では相場の關係で十錢の銀貨に對して銅貨は三十何枚持つて行かなければ十錢銀貨にならぬ、十錢でも大洋の十錢と小洋の十錢と違ふ、大洋ならば三十何枚、小洋の銀貨ならば十五六枚位しか呉れない、ちよつと煙草を買つて銀貨を出すと大洋か小洋か判らぬからお釣りが案外多いから是は儲つたと思つて居ると豈計らんや損をして居るといふやうなことがある、十錢銀貨が三十枚にもなるのでありますからお釣を貰ふ時には銅貨が澤山になつて蟇口に入らぬ、上海の街を歩きますと皆大きな袋を下げて歩いて居ります、電車等に乘つて銀貨を出すと銅貨が二十も三十も來るから重くて仕方がないから電車に乘るには銅貨を用意して乘るのであります、銅貨が澤山要るものでありますから銅貨を革の袋に入れて皆買物に行くやうなことで、さういふやうに計算が複雜で一月位居つたのでは其勘定が解らない、殊に紙幣に至つては色々の銀行の紙幣が幾らもあつて、其銀行の信用が落ちて來ると紙幣の價値が下つて來る、うつかり紙幣を握らされると十圓紙幣だと思つて居ると其銀行が變になつて來たとなると人は十圓には通用させて呉れない、それから僞造貨幣が非常に多い、上海では物を買ふには必ず支拂ふ方には其金が僞造貨幣であるかどうかといふことを調べる義務はない、受取つた方では必ず金を取ると裏の上でチンといふ音をさせた上でなければ受取りませぬ、日本人が行くと何だか氣持が悪い、音をさせて見て是はベチと云つて返される、是は支那中何所に往つてもさうださうでありますが、支拂ふ方には其通貨が眞實なりや僞物なりやと云ふことを鑑別する必要はないが受取る方では眞貨か僞貨かといふことを鑑別して受取るといふことになつて居ります、所で上海でさういふ風に貨幣が違つて計算がうるさい、さうして色々の種類の貨幣があつて、時に依ると僞造を摑ませられるばかりでなく、一歩上海を出て南京に往くと上海の通貨は必しも取つて呉れない、地方々々で皆通貨が違ふ、もう漢口邊に往きますと上海で使つて居る日本で云へば補助貨幣に當る所の一錢銅貨は通用しない、漢口に往くと更に大きな二錢銅貨がある、それで漢口は妙な所で銀貨は好まない、一圓以下の取引は銅貨ばかりでやる、それが十錢に二十も三十も來るのでありますからちよつと出やうと思へば銅貨を三百や四百は必ず用意して行かなければならぬ、俥に乘つても二十枚三十枚位やらなければならぬ、それであるから大きな二錢銅貨を二百か三百は必ず革の袋に入れて下げて歩かなければならぬ、ちよつとした大きな買物になると驢馬に一杯銅貨を背負はせて買物に田舍から町に出て來るといふやうな譯で、さういふ點から云ふと未だ原始的の文明と言はれても仕樣がないやうな狀況であります、旅行者には此金の計算と金の通用が違ふ、それが毎日の相場で動いて居るといふやうな總ての點に於て不自由で非常に困ることであります、

まあ色々お話をすれば珍しいこともあります、何分にも初めての所でありますから見る物聞くもの皆珍しい、恰も田舍者が東京に出て來たと同じやうな狀態、總てが奇異の感に打たれざるはなしといふやうな狀況でありますが、大体のことを申上げますと私が旅行した範圍内に於きましては、支那といふ國は非常に伸んびりした國である、往つて見ますと非常に落著いた國であります、

支那は警察力が弱い、警察といふものは殆ど當てにならぬ、各自は各自の力で自衛するより外はないといふやうなことを能く言はれます、土匪が寂しい所には出る、強盗とかいふやうな者が非常に横行する、それに對して警察官憲は何等の權威が無いといふことを言はれますけれどもが、併し一体から云ふと支那の人間といふものは日本の人間のやうにこせ〳〵して居ませぬし、さう亂暴の國民でもないやうに思ひます、若し日本に於て支那のやうな警察の狀態であるとするならば支那以上に强盗や何かが横行するのではなからうかと斯う私は窃に感じたのであります、警察力が弱くても兎も角どうにか斯うにかではありませぬ總ての人間が餘り不安の要なくして其日々々を送つて居るやうに見受けられたのであります、して見れば支那の國民といふものはさう亂暴の國民でない、警察力が鈍くても兎も角治安といふものは維持されて居るのではないかといふ風に感じました、でまあさういふ風に非常にのんびりとして居ります　（未完）



新坊ちやん物語（十）

御注進御注進全國に亘る大地震……醜格か寛大かの豫告篇……鈴川源十郎處罰の巻……博愛主義のたゝり……一面また能率增進の徳……斷然方針一變を宣言……野心滿々たる某主任……職員會議の空氣は益々硬化した……

春日鹿二

「大變な地震だとよ、こんどのは……』

大事件突發を報道する金棒引がかう云つて大袈裟に話すところでは、よほどの範圍に亘つて新陳代謝が行はれるらしい。あまり前ぶれがなかつたゝめに餘計にみんなは驚いた。

「どうやら、うちの大將も引導を渡されたらしいよ」

「さうかね、もう大分の年だからな、しかし惜しい人ぢやある……」

「さうよ、ある意味で度胸がすはつてゐてどし〳〵思ふ通りにやつたところはそんぢよそこらの中央萬能のビク〳〵者とは違つてゐたからね」

震源地はもとより東京だし、全國に亘る震動、御他分にもれず、お家の一大事となつたので、寄ると觸るとこのうはさでもち切りであつた。

「一體この近所ぢや、何處が崩解したれ」

「KとMの所長さ、それに敎誨師、看守長、保健技師と來ると劍劇の舞臺見たいに討死はゴロ〳〵さ」

「で、今度は涙金の方はどう云ふことになつたんだれ」

「この前の時よりは少ないそうだ……だが云つて見ると、勇退した人の中にもほんとうに一生を斯界に捧げて奉公のまことを盡した人もあるが、老の身を徒に職を汚して祿を食んでゐたと思はれるものもあるれ」

「それはそれとして、どうだうちの大將が勇退するとして次は誰だらう」

「YのSさんだと云ふ情報がある、さうかもしれん」

「あゝSさんか、そりやいゝれ、あの人ならスポーツマンらしくてさつぱりとよいよ」

「うむ、さつぱりとはしてゐるが、刑務所長てものは、一概にさつぱりしてゐるだけでは不可ないしれ」

×

そんなヤツサもつさの間に、一通りの震動があつて、勇退するものは勇退する榮進するものは榮進する、轉任旅費、退

職手當と豫算の方もそれにつれて動搖して、噂の通り僕たちの大將としてS氏がやつて來た。

妙なもので、刑務所と云ふものは、所長の如何によつては可なり空氣のかはるものである。そりや中には古狸がゐて、無暗に前例の堅壘にたて籠つて、新任者がなんと云つても、容易に新方針にかへない先生もゐるが、大體は新任者の意見によつて、

「今度の所長は、馬鹿に嚴格だぞ」とか「いやとても寬大だ」とか云ふことが職員ばかりでなく、收容者全般に宣傳される、つまりその豫告篇と云ふ奴で、片鱗がチラリと來る。

最初の職員會議などは、この所長の調子、腹の打方などを診る大事な會合で、幹部は先にきいておいた評判と照り合せて、ハハーンと來たり、こりや違うぞと塊の緒をしめたりする。

「第〇〇號鈴川源十郎は第八工場に出役して居りますが、同囚と通謀して反抗的氣分をあふつてゐると云ふ密告があつてゐる方が樂でよいのである。そこを身を入れてやるのだから、行刑の效果から云ふとこのやり方の方がよいのかも知れぬ、がこそには又そこがあつて、困つた一面がつきまとつて來るのである。

で斷然このやり方を一變しなければ刑執行の趣旨に反する——こう云ふ意見も職員の中には可なりあつたために、こんどの更迭を機會に一つ一新しやう、多少の囚情の動搖は覺悟して、ビシ〳〵加へてゆかうと云ふ空氣になつてしまつたのだ。

×

それにはもう一つ云はねばならぬことがある。それは、誰しも職員としてやつてゐる以上自己の勞力を擴張したいのは尤なことであるから、何かの機會に一つ自分の勞力を張りたい、つまり中心人物たるの地位をつくりたいと云ふ氣分になるものと見えて、かうした空氣のあるのを利用して、この際に自分が中心に「所長風」——少し變な言葉であるが校風とか塵風とか云ふ言葉の意味——を更改したいと云ふ野心を起したある主任があつた。

いよ〳〵所長著任、日をふる毎に、新所長の方針が、前所長とは大分違つてゐることがわかつて來た。職員會議の空氣は漸次、某主任の思ふ壺にはまつて來たのである。

「どうも長い間の弊害がこゝにもあらはれてゐるやうです」

そんなことを會議の席上、度々きいた。

「かへるとなれば大問題でありますが、しかしかへないでは、所内の規律が保てませんから……それに本省のある方面の御意向もそこにあるらしいやうです」

と「本省諒解」のメスをちらりと出したりもした。

「多少の動搖があるかも知れないが、その方針で進むことにしやう」

所長は期するところあるもの〻如く云ふのであつた。（未完）

「自治制」をまねをしたり、思ひ切つた「愛の信奉者」で、ほんとうに收容者にとつては慈父であつた。たとへば、收容者が擔當にある申出をする、さうしたときに、擔當が「許可せぬ」となると、こんどは「願箋」に認めて所長のところへもち出したりして「所長面會」で、これをものにしようとする。さう云ふときには、擔當の顏を立てゝやればよいのであるが大概のことは、例の博愛主義でよろしい考へて見やうと云ふことになるものだから、

「擔當なんかに云ふよりは所長に直接話すに限るよ」

と云ふことになる。

かうした空氣が、まあ一口に云ふと長い間のうちには、收容者を增長させてしまつて、「刑を受けてゐる氣分」を忘れさせたのである。ある意味に於て「刑を受けてゐるものたるの氣持」を忘れさせることは長期收容者などでは必要なんである、がそれだと云つて無暗に「刑務所」であることを忘れさせて、「寄宿舍」にゐるふとその割には新しがりの方で、流行の所長は

「本人を呼びまして訓問しましたところ……」

と追窮すると、

「なるほど噂の通り嚴格だぞ」

と云ふことになり、又

「まあ、そのまゝにしておくのもよくないから出役工場を變更する」

と、來ると、

「噂ほどでもないよ」

と云ふやうなことになるものだ。

×

そこで一寸話してをかねばならぬのは前所長のやり方である。前所長はまあ云ふとその割には新しがりの方で、流行の

と來ると、

「で調べたところによると……」

通俗倫理

東洋に於ける性の善惡〔二〕

安宅爾郎

孟子に、多大の影響を與へた子思は、誠は、宇宙の本體で、自己の本性のまゝに行爲したならば自然と道に契ふのであるが、人の性には種々別あつて、或は生れ乍らにして知之、或は學んでこれを知り、或は困つてこれを知るその能く知ることは一で誠であるが、誠の如何なるものであるかを知らざるものにとつては、教育修養の必要があるとしてゐる。而てその說くところの方法の二大綱領は「尊三德性一道二門學一」ことである。而て門學を細別すれば、博學、審問、愼思、明辨、篤行の五ケ條をあげることが出來る。

誠（含二）
- 知
  - 外 博學 審問
  - 內 愼思 明辨
- 行 篤行

而てその修養の目的は、堯舜以來の說である「中」に達することで、而て五倫を主張し、天下の達道は、二君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり、朋友の交なり」と言つてゐる。而て、孟子は、父子の關係を五倫の根本としてゐるが子思では、尊王におもきをおいて君臣の義を第一となしてゐる。

かく子思と孟子との間には、その所論に就て差違はあるが、同じく性を誠とし善として、悪の所由をその性以外においてゐるのであるが、之に對し人の性は、悪であるとするのが、荀子の所說である。

荀子の性悪說

荀子は、一般儒學の正當派からは、異端視されてゐるが、それだけかれの學說には、異彩を放つたところがある。然しかれは、政治家、道德學者といふよりも文學者にちかく、かれの詩賦は後人の推稱措く能はざるところのものである。

この詩人的な荀子が、傳統をうち守るところのたゞの聖者であり得ないことは、察するにかたくないところである。かくてかれの性悪說も、かれの詩人的な性格から端を發してゐる。

蓋し、當時は、戰國の末葉で、世は雜亂の巷、尊かるべき堯舜から孔子の道は藥にしたくもなく、姦詐ことを事とし、禽獸にも等しい暗黑の時代であつた。この時代を凝視したかれには、言ふ迄もなく性善といふ樂觀的な道德基調を求めることが出來なかつた。

「人之性悪、善之者僞也」

これが性悪篇の冒頭である。

「どこに、人間の性が善か、馬鹿なことを言へ、それは僞りだ。人の性は、悪だよ。みてみろこの世相を」

人間が、本性を暴露したら、禽獸にも劣るところのあさましい姿にかへる。而てこれは、天から受けたもので、この性の悪を人意ではどうすることも出來ないものである。

「性者吾所不能爲」

「凡性者天之就也 不レ可レ學 不レ可レ事」

とかれは言ふ。

だから、性が天の就なる以上、學ぶことが出來ないものである以上、聖人も凡人も共に一で、その天性のまゝは、悪である。

かくてかれは、同一性と普遍性の性悪を見出してゐる。然らば、どうして聖人と凡人とがわかれるか、それが卽ちまた「僞」で、人爲によつて（兌文）、後天的に扮飾して、卽ち境遇や習慣や教養によつて、初めて聖人が出來るのであるとする。

而てかれは、孔孟の如くに、堯舜、禹等の先王を祖述せず、理想を先天的なところにおかず、後王に、理想的人物をみとめてゐる。而てその理想的な人格者たる王の存在、人民平和の世界を建立するのは、たゞ先王の道をふんでゆけばよいのではなしに、「禮」を以て人道の大本となし、この禮のよく行はれるとき理想の國土を成就すると考へたのである。而てこの決論は、性悪說の必然的歸着で、吾々は、由來、東洋では、開闢の時代を理想となし、その先王の遺風に從ふことのみを以て「道」とし、それを大成の唯一の方法とするのに反し荀子は、理想王國を未來に求め、近代的自然法の行方と同じ立場にたつてゐることをみるのである。

×

さて、荀子のこの性悪說は、その心理的基礎を、人間の「性慾」及び「情慾」においてゐる。

人間は生れ乍らにして利を好み、物を悪くむ。

この性情に從へば、餓えて食ひつかれて休まんことを欲ふ。働くよりも樂をしたいし、まづいものよりうまいものがたべたい。幼けない子供ですら、食物に好悪をもち、好なものを欲する。ことに性慾なども、之を性情のまゝにほつておけば、禽獸よりもあさましい。

、又利のためには父母も兄弟もゆづらないだけのさもしい心をもつてゐるのが、人間の赤裸々な姿である。

かくの如きは、みな肉體自然の情慾は、みんな人の性で、それを悉にしてゐたならば、この地上には、悪のみがほしいまゝに横行する有樣を現出する、それであればこそ、こゝに、禮儀を以て之を導き、師方（法）を以て之を化し、道德辭讓の何物たるかを知らしめて、善に歸せなければならないとするのである。

換言すると、人間が天の道を標準として、日に之を修むる所以は、性が悪であるからで、その悪をさせないやうに、人間相互の社會が成立し、耳目等の自然慾を制して、善に歸せしめねばならないと荀子はとくのである。

卽ち凡聖共に性は一、天意に出づる悪であるが、被矯揉性をそなふるから、善に化せしめるのである。

然し、荀子の說も、勿論、純學理的でもないので、何ぜ性悪の人間が、善に歸りうるかといふ根本問題になると、立脚點があやしく、辛じて、「醜なれば、美を願ひ、狹ければ廣を自ら願ふが如く、性悪なる故に、善に歸らんとするのである」と說辯してゐる。が、それはとにかくこゝにも、詩人的な彼の一面が、伺はれる。

荀子の禮の說

荀子は、かく性惡なる人間性を、矯めて、善なるものに還歸させる根本に「禮」なるものをおいてゐるが、この「禮」は言ふ迄もなく、たゞの禮儀ではなく、彼は、三種の禮をあげてゐる。

一、政治的法制　周禮の禮である。法律制度等。

二、典　禮　冠婚葬祭等の風習。

三、倫理的法度

このうち倫理的法度たる禮は、「大道の極」で、その起源は、曰

人生而有欲、欲而不得、不能無求、求而無度量分界則不能不爭、爭則亂、亂則窮、先王惡其亂也、故制禮儀以分之、以養人之欲、給人之求

云々、卽ち禮は、道の極ではあるが、人の作爲であつて、人性の自然に存するものではない。けれど、人爲の作爲と言ふも不自然なるものは、道にあらず、天地の調和に順ずべきである。だから「極」といふことが出來る。

荀子は、かく性惡論を、たてる結果先天的眞心論をみとめないのを當然とせねばならぬ。卽ち禮儀師方をもつて氣を養ひ、心なをおさめることによつて、後天的に眞心なるものが生ずるのである。

然るに解蔽篇には、彼は、先天的眞心なるものを認め、これを名づけて「道心」といひ、

「人はみなこの道心を有するけれども外物前に交り耳目の慾を引き眞心を蔽ふが故に遂に道の何物たるを知らざるに至る。そこで、虛一而靜が必要である」

ことを說いてゐる。

しかしこれは明かに、荀子の根本思潮と甚だしく矛盾するものであり、この解蔽篇そのものが、後人の作で、荀子の說としては信ずることが出來ないやうである。



出勤前

巢鴨　鹽野明吉

何時の間にか目が覺めた、柱に掛けてある時計を見ると丁度四時であつた。

表の通りをから〳〵と車の音がするは牛乳屋の配達らしい、ぎーい〳〵と新聞をしごいてならしながら玄關に投込んだ。時計を見ると早や三十分過ぎて居る。朝飯の仕度も出來た樣だ、起き樣と思ひながらなか〳〵床の中から出るのがつらい、其の內に勝手の方で時間におくれますよと云はれ魂消て飛起きた。

顏を洗つて先づ神棚と佛樣に御燈明を上げて御飯をたべた、行つていらつしやいと云ふ聲に送られて……

京都刑務所を觀る

富井　隆信

昭和四年四月十日、私は、私のなつかしくてたまらぬ、しかも大正十三年十二月廿三日その頃はまだ京都市二條城畔に在つた刑務所の敎誨堂で、收容者諸君とさん〴〵泣いて別れたまゝ一度も訪問する機會を得なかつたその京都刑務所を訪問することができた。早朝起き出づれば夜來の雨は霽れて、春の陽はまぶしい。御大典跡の御所拜觀や、さては祇園、嵐山の花も、私の心には風馬牛だ。私はモウ山科の刑務所へ行くといふ念ひで胸が一杯だ。朝風呂に身を淸めて、朝餐もそこ〳〵、駈けつけて見れば停車場の混雜つたらない。乘り遲れてはと二等車に飛び込んだ。山科驛からてくつて行く間のもどかしさ。和服だもんだからズボン下が足にねぢり付いて、運びが惡るい。刑務所に着いたときは襯衣がジツトリした。あゝ、周圍の山の何といふ形の好さだ！近くの竹藪も好し、青い畑もよし、キラ〳〵反射する葡萄園の硝子張もよい、何を見ても皆好い氣持だ。外壁で行刑區域と遮斷されてある假建ちの事務所に辿りて、受附札のところを覗いたが、人が居らぬ。向ふに何係か幾人かの方が居られたが相手になつてくれそうにもないが、まご〳〵してゐると幸にも看守長の方が來合はされた、香椎戒護主任さんだつた。初對面では有るが下にもをかぬ親切さで敎務へ御案內下さる。一見舊知の如くくつろいで話して下さる、やさしい戒護主任だ、この塩梅なら收容者も幸福だらうと安心する氣になる。今日は飯田所長は本派本願寺に參拜なさると聞いたから外出なさらぬうちにと御挨拶をして、それから敎務で一通りお仕事ぶりを承る。敎務主任の今使つてゐる卓子や倚子、それは私が永らく使つてゐたそれだ。「淸風何處無」の扁額、それは以前敎誨堂にかけてあつたものだ。「雖小必謹」の石版刷の小額も、私が個人敎誨室にかけてゐたものだ。本年度中には事務所の新築が成るさうだ。いづれその時には器具も皆新調さるゝだらうが、今在るのは皆古くてきたない。されど其古いもの、きたない物何一

つ私の昔なじみでないものはない。見廻してゐれば、心は妙にさわついて話も耳にははいらぬ勝である。

何はさて、早く工場を廻つて見たい。昔なじみの受刑者も居るだらう。私が去つて足かけ五年、それにまだ居殘つてゐる受刑者に逢いたいやうな、逢いともないやうな不鮮明な心地だが、それでも早く廻つて見ねば落ちつかれぬ。舊知の看守長や部長、雇諸君の、事務所に居らるゝ方々に挨拶もそこ〳〵にして、教務主任を急き立てゝ行刑區域の御案内を請ふたのであつた。

自動汲水の大タンク、炊場、精米場、漬物部屋、いづれも立派だ。帶地織の古工場に私が一歩踏入れば、工場内に一時に起る低いざわめき、アッ富井さんだ！、をゝ！、私の顔は耀いたのを覺える。彼等の顔も耀いた。恥かしさうに見た眼をそらす人、懐しさうにまじ〳〵する人、ごきげんよろしいと挨拶する人、誠に面目なうございますと眞ッ赤になる人、おかげで賞遇を受けてゐますと肩を張る人、一種の動搖が工場内を馳せ廻る。一種の情緒集團が見えぬとこ ろに凝固したかのやう。それは私と彼等との無形の握手、無言の交驩であつたらうことを疑ひませぬ。

この工場の作業は、以前から京都刑務所の特色でありました。この工場就業者は何れも熟練の有技者です 隨つてこの工場の就業者は比較的高率の賞與金を計算せらるゝ筈です。たとひそれは時代後れの手工業であるとはいへ、刑務所外に在つても彼等は有技者、熟練工として相當收入を得る筈なのであります。されど彼等が自由の境に在つては、その技能を有ち、その收入を得ながら、自制力をもち得ないのでせうか、自活ができないのであります。彼等の多くは累犯者です。彼等の釋放は、再び優秀な働き手となるべく更に刑務所へ舞ひ戻るための準備でしかありませぬやうです。職業訓練、勞働訓練だけでは、教育にはまだ〳〵間隙が有るやうです。よき働き手の累犯者が他の工場にも多數にをりましたが、それらを見て、私はさう感ぜざるを得ないのでありました。

印刷工場は中々すばらしいものとなり、電車の切符や乘換へ券、遞信省の賴信紙など、とても大量の官廳の用命を引きうけてゐるやうでした。その他、鍛冶や大工、久留米絣や指物など、業種としては別段特色も有りませぬ。

風呂場と病舍のハイカラに驚き、教誨堂とは名のみの物置小屋そつくりの荒れ果てたる教誨堂……假設とはいへ……を見ては、そゞろ、ふるき都に來てみれば淺茅原とぞなりにけるの歎を禁ずるを得なかつた。むさくるしうございますでせう、御窮屈でございませう、今暫くの御辛抱を遊ばして下さいませと念ずるうちに、意氣地なくも頬につたふ幾筋の雫はとまるべくも無かつた。

受刑者の手になるといふくさ〴〵の料理……吸物、燒物、刺身、小鉢もの、茶碗蒸しなど、調味といひ、器具といひ、まことに堂々たる上加減の御馳走を頂戴し、東隣のゴルフリンクを一見し、花吹雪を浴びつゝ、繽紛たる闇閙の街、京都へ歸つたのは夕ぐれ近い頃でありました。



募集

一、寫眞　人物、風景其他「人」に適するもの、大さ、自由

一、地方色　傳說、逸話、美談、史蹟等にして「人」に掲載し得るもの、なるべく寫眞又は繪葉書を添へて下さい

一、期限　なし。掲載の分には薄謝を呈します

編輯部

各個教練の實施に就て

米子　岩崎勅壽

第五　速歩行進

一、主眼點の說明

速歩行進は不動の姿勢と共に各個教練の二大重要なる教育項目にして之により勇往邁進の氣象を練り濶達敢爲の性情を養ひ併て整正なる男らしき歩法に慣れしむるを以て目的とするものである

二、教育すべき要件

イ　精神上の要求に至りては不動の姿勢と同樣其外に萬難を排して進むと云ふ氣分が必要である

ロ　形の上

1　一歩の長さは踵より蹠まで七十五糎（但し十八歳未滿の小さき者は適宜にてよし）

2　歩度は一分間に百十四歩を基準とすること

3　左股を少し上げ前に出し脚を伸しつゝ踏み付け同時に概ね腿を伸し體の重みを踏み付け同時に概ね腿を伸し體の重みを踏み付けた足に移す

4　右足を踏み付けると同時に左足を同樣前記の如く運ぶ

5　頭を眞直に保ち胸を張り眼は前進目標を直視し口を閉づ

6　兩臂を自然に垂れる

三、訓練の要領

速歩行進の訓練要領には分解的訓練と自然行進より導くものと此の兩者を混合したものとあり何れも一得一失であるが體操を補助として分解的訓練に重きを置き自然行進も交へて教へるがよいと思ふ

甲　訓練の順序

イ　歩法の教育

1　速歩行進の模範を示し所要の說明を行ひ更に分解的に足の運び方を說明實施す卽ち脚を前方に運ぶ要領、足を前方に踏み付ける要領、踏み付けると同時に上體を推進する要領を分解的に實施す、之れが爲に兩手を腰にし膝より下に力を入れることなく足を釣り上げられる樣な氣持にて足の上げ方を練習せしめ股を上げる足を漸次前方に伸し乍ら上體を充分に腰より推進して踏み付けると同時に概ね腿を伸す（腰の推進要領教育の爲めには兩手を後に組みて歩ましむ）

2　此の要領に依り數歩分解的に歩ませ要領のよい者は連續十數歩行進させ要領の惡い者特に座業に從事する（廠工等）者は腿の伸ばざる者多し是等に對しては指導者と列び歩ませ要領を會得せしむ

3　以上は橫廣の隊形にて自習せしめつゝ教育するが慣れて來ると調子を合せる意味に於て一列側面縱隊にて教育し各分解的動作の調子を取らしむ

ロ　直行進要領を教育す

橫廣の隊形に爲して置て成可く一名宛目標を示し行進を教育し各人に自習を命ず

ハ　歩幅、歩速を規正教育す

ニ　目標を示さず自ら直行進を行はしむ

ホ　他の動作と混合して教育す

乙　訓練上の注意すべき要件

1　速歩行進は動的不動の姿勢である、無我の境に於て大地を蹴りて勇往邁進し何時如何なる號令が掛ると雖も之に應ずる餘裕があらねばならぬ一體此の速歩行進の歷史をたどると昔歐羅巴に於ては戰爭の時に敵陣地に向ひ密集隊形を保ち歩武堂々と攻擊を行ひ大に敵を憚服なしたるものにして最も巧に利用なしたるものは獨逸の「フレデリック一大王である現在の速歩はかゝる風には速はぬが心掛は同樣である

2　速歩行進は脚にて歩かすして腰の推進にて歩くのである否氣合にて歩くのであることを忘れぬ樣教育せざるべからず

3　速歩行進に於て顏貌の緊張及び上體の保持頭の保ち方等動もすれば忘れ易いものである、一番最初の脚の運方等は別として其後に於ける教育に於ては常に上記の點に氣を付けることが必要であるに拘らず足の運方に專念する爲忘れ勝ちとなるものなり

4　速歩行進にて足の交叉するのは身體が左右に振れるのみならず行軍力が減少するものにして注意し匡正すべきなり

5　腰の柔軟であることは善良なる速歩行進の基礎である腰の柔軟は股の關節と腰推との二つあり

6　速歩行進の第一歩を確實に正しく踏み出すことに注意せざるべからず第一歩の歩幅方向蹈踏なく踏み出すことは不動の姿勢より動作に移る準備の良否に關係なすものなること並に萬事第一歩の必要なる意味からも教へるを良しとす又此の踏み出す方向等は部隊教練の動搖の原因となることあるに注意せざるべからず

7　熟練に從ひ機會あらば不齊地行進を行ひ以て敢爲の氣分を養成すること必要なり

8　歩度の教育に於ては部隊を組織したるとき正規の歩度を踏み得る樣にせざるべからず此の歩調が合ふと云ふことが行進の生命であり又修養の爲重大なる訓練である一歩一歩踏み占めて行かねば通常速歩の速度が早きに過ぎ易くなる換言せば浮調子となることゝなる然し漸次速歩の速くなるは青年として止むを得ざる性情なることも諒とせざるべからず

9　速歩行進の爲め側面より脚の運方、膝の伸し方、上體の傾度、腰の推進を注意して修正し正面より視線、顏貌、足の交叉、第一歩の踏み出し等を點檢するのが必要である

10　分隊止れ、は行進動作より靜止動作に移るものにて其機會を利用し動より靜に移る動作を修養すべきを忘れざるべからず要するに迅速確實に靜的動作に移ることなり

11 分隊止れにて眼球を動かし殊に下を見る者多し受刑者の性情は總て金言に「心は高かく身は低く」とある反對に心は低く卽ち眼球は低く身は高くなれり能く氣を付け敎育すべきである

12 直行進の演練は成可く相當長距離に亘り實行し中間目標を前方に取りつゝ前進する要領を敎育すべし往々にして直行進と稱し一列側面縱隊にて敎育せるを見受けることあり之れは直行進の演練の目的には合致せず

13 行進には調子を合せると云ふことがあるが彼の機械が歩く樣な五體の調子が整はざる歩法は眞に男らしき威風のある歩法とは言ひ難し然らば五體の調子の整ふ原因は何かと云へば身體各部の柔軟なり之を體操に求め自然的に行進にも求めざるべからずと思ふのである

14 兩臂の振り方は自然に振るとあるが肩を軸として威勢よく前後に振るがよい但し其運動が肩に及ぶものは肩の關節の凝固より來るのが多い又肘より多少折れる者あり之は歩調の亂れる一因となるから注意を要す

15 頭を下げて歩き首なつき出して歩くことは男らしくなきことを高潮すべし

第六 歩調止め・歩調取れ

一、主眼點の說明

歩調止めは速歩行進間行進を容易になす爲めに行ふ動作なり歩調こそ取られど心持は嚴正なる速歩行進なり卽ち形は緩めるが心は緩めずと云ふ點に注意せざるべからず

二、敎育すべき要件

1 正規の歩法を守る必要はないが歩調と歩速は之を守ること

2 姿勢を崩さず行進すること

3 歩調取れにて正規の歩法に復すること

三、訓練上注意すべき要件

1 多くの力を之に用ふる要なし

2 歩調止めにて徒歩と同樣に解し精神を弛め脇見、下見等なすものあり精神の緊張に於ては何等變りなきことを敎育する必要あり

第七 行進間の右(左)向、斜に右(左)向、

一、主眼點の說明

停止間の轉回と同樣なり

二、敎育すべき要件

1 右向けに在りては左足、左向けに在りては右足を約半歩前に足尖を內にして踏み付けること

2 體を行進方向に向け右向けに在りては右足左向けに在りては左足より新方向に行進すること

三、訓練の順序

1 列中に於て約半歩前に足を踏み出し身體を新方向に向ける要領を敎へる

2 號令を用ひ指導者の面前に於て轉回動作をなさしめ轉回角度の正しきを要求す

3 號令に依り轉回動作を整正確實に實施せしむ

四、訓練上注意すべき要件

1 角度の正しきことは此敎育上注意すべきことなり之は部隊敎練の基礎となるし命令約束を遵守する爲め最も實行を監視し易き敎育法ともなるものなり又斜行進の際に角度の正しきことが部隊敎練の基礎として必要なり

2 勢よく行進して來た者が急に新方向に向き殊に最後の歩幅を約半歩に縮むる爲には上體の重みを踏み付けた足に掛ける程度を普通の速歩の時より少くせざれば實行困難なり又新方向に踏み出す第一歩が正しく踏めざることになる

3 方向變換の際は眼球が動き殊に下を向き易きものなり

4 轉回するとき前に踏み付けた足を軸として新方向に身體を向ける爲め足尖で身體を捻ることは自然にして之を制止すべき限りにあらざるにも拘らず人によりては之を八ヶ間敷云ふ人あり右は自然に反するものなり

5 何でもなきことなれども右(左)向けを敎育するにも正面側面より異なつた着眼を以つて點檢すること必要なり

第八 行進間の後向

一、主眼點の說明

別に云ふ程のことなし停止間の動作と同じである

二、敎育すべき要件

1 左足を約半歩前に足尖を內にして踏み出すこと

2 兩足尖にて百八十度右方に旋回すること

3 左足より踏み出して行進すること

三、訓練の要領

1 訓練の順序

分解的に要領を敎へ右左向けと同樣に訓練すればよし

2 訓練上注意すべき要件

右左向けと同樣である但し中には右足を前に踏み出し左方に旋回せうとする者ありて部隊敎練を破壞する者があるから注意を要す號令が何れの足にかゝると雖も必ず左足を前に踏み出し右に旋回すべきことを徹底させて置くを要しとする

第九 駈歩行進

一、主眼點の說明

速歩行進に同じであるが駈歩は速歩に比し一層體力氣力旺盛ならざれば實行出來ざることにして之が練磨は持久力の養成となるのである

二、敎育すべき要件

1 一歩の歩幅は踵より踵まで約八十五珊とす(身體の大小に應じ一定出來難たし)

2 速度は一分間約百七十歩を以て駈ること

3 豫令にて兩手を握り腰の高さに上げ肘を後にすること

4 動令にて左足を前に出す其方法は兩脚を少し屈め僅に左股を上げ右足より約八十五珊の所に踏み付け體の重みを踏み付けたる足に移す

5 右足に付同樣とすること

6 兩肘は自然に振ること

7 上體及頭の保持眼口に對する要求は速歩行進に同じ

8 分隊止れ の號令にて二歩前進したる後に後の足を一歩前に踏み出し次の足を引き著け止り兩手を下ろす

三、訓練の要領

甲　訓練の順序

1　駈歩の訓練に先立ち腰、膝　足、の關節の彈力性を增す運動（跳躍運動、脚の運動等）を實施す

2　駈歩の說明をなし善良なる駈歩と不良なる駈歩との差異の模範を示し見學せしむ

尙駈歩動作の諸元卽ち腰、膝足蹠調節の働きは此の下肢運動に對し上體の調和を取るべき兩腕の働きとを合したる働が駈歩行進の調子及動作の根源となることを說明す

イ　屈伸作用の敎育

列中に於て先づ兩手を以て腰の上部を支へ兩足を揃へ（兩足尖を僅か外に向け）膝及足關節を屈伸することを敎へる

ロ　兩手を輕く握り腰の高さに上げ肘を後にして自然に振動する程度を敎へる

ハ　歩幅を極めて狹くし足尖より踏み付け踵が付くか付かぬ程度に踏み付けさせ駈歩動作を行はしむ

ニ　以上により要領を會得したる者は漸次歩幅を大にし歩度を規正し正規の歩度に導く

ホ　上體の傾度、姿勢其他速歩行進と同一要領に依り演練す

3　直行進、他の動作と同時に行ふ演練等速歩行進に同じ

乙　訓練上注意すべき要件

1　駈歩行進の正規の歩法は速歩其他により身體の凝固の取れたる時期に至りて敎育するを良しとす

2　駈歩に於て肘を後方に引き胸腔を廣くし口を結び鼻より呼吸し腰より推進する心持を以て行進させることが必要である

3　駈歩間生じ易き欠點は次の通りである

イ　頭を後方に傾け顎を突き出すもの

ロ　反動作用を肩に及ぼし兩肩を著しく前後左右に動かすこと

ハ　腰を屈げ上體を前に掛けるもの

ニ　肘を側方に張るもの

ホ　足尖より地面に踏み付けることなく平に踏み付け或は蹈の踏み付け過度に强く爲めに上體の後方に反るもの

ヘ　膝關節過度に屈するもの及び過度に伸すもの

4　其他速歩に準ずるが良い然し本訓練は動作の經過が早いから細かいことを匡正するより大體の氣分氣勢に注意し訓練するを適當とす

第十　駈歩行進の諸動作

一、課目、「速歩進め」「右（左）向け前へ進め」「斜に右（左）へ進め」「廻れ右前へ進め」

二、敎育すべき要件

1　速歩に移るには號令の後に二歩前進したる後速歩に移り兩手を下ろし續いて行進す

2　駈歩行進間の諸動作は速歩行進間に於ける要領に準じて行ふのであるが通常速歩に於けるよりも一歩前に動令を下してやるやうに最初は訓練し爾後は何れの場合に於ても動作すべく訓練す

三、訓練の要領

特記すべきことはない速歩に準じてやればよし

第十一　記號に依る動作

一、主眼點の說明

記號に依る動作は青年をして號令者に對する注意を深からしめ且つ號令に依る反射的の動作でない場合も常に整正確實に動作の出來得る習慣を養成することが出來るものである又此の動作は軍隊に於ては毒瓦斯の散布地帶に於ける無言の指揮、砲烟彈雨中に於て音聲が達せない場合に於ける指揮夜間秘密運動の場合の指揮等に於ては屢々之れを用ひらるゝのである

二、記號は歩兵操典に規定せられたものは概ね次の樣である

前進　片手を高かく擧げ之れを進む方向に伸す

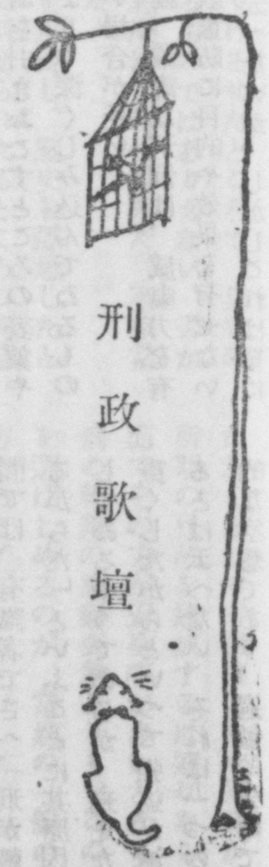
停止　片手を高く上げ直に下ろす

駈歩　前進の記號を迅速に數回連續す

右の外臨時に記號を約束して使用す

三、敎育の要領

普通の各個敎練を記號に依りて行ふのであつて要は記號による動作も號令による動作も變りなく實行し得らるゝ樣に注意すべきである



刑政歌壇

夜詩

夫峰

◇

ひたすらに病癒えよと願ひつゝさびしく籠る春に逢ひけり

ふたもとの白梅の花春されば庭いつぱいに咲き揃ひたり

松江麓の抗兒

◇

霜の朝鐵板を打つ音にまじり職工の聲の雄々しくきこゆ

白椿の春雨に濡れて咲き出しを一輪手折り瓶に活け鳧

手毬つきに無心になれる吾子の顏引締りたるをきなき其顏

三重　月

◇

春いまだ淺く寒けれふる里は霞める空に雲雀の鳴かむ

裏庭のにほへる桃の花蔭に繪日傘翳して吾子は遊べり

札幌　K　A　生

◇

夜の雲の一切れのこり有明の月夜の空のいちじるきかな

みちのくの春の寒きに鳴きそめし鶯の聲をうれしくきくも

刑政第42巻第6号
矯正図書館



隨感隨感隨想

A生

□

犯罪の方法は、時と處により變遷しかはつてゐる。出來るだけ捕へられない樣に工夫されてゆく、刑をうけたくないからだ。出來るだけにげおほせたいからだ。

いくら改善主義にたつてゐる現在の刑務所だつて、誰も這入りたくないのが、普通の人情である。

どうせいつか捕へられるにしても出來るだけ逃げかくれてをりたいのである。

□

併し刑罰を科せられることが、おそろしくて犯罪をおかさないといふことは、極めて常識的な觀念で、犯罪を「する」「せない」といふことは、刑罰を科せられるか否かと合同するものではない。

刑罰を科するといふ威嚇が、犯罪の初發を抑壓するといふ考へは、古來から一般に信ぜられてゐたことであるが、併し、刑を科せられるといふ威嚇表象は、多く犯罪者の犯罪行爲の識域には、そんなに強く侵入してゐるものではなく、その威嚇が犯罪行爲を引きおこすところの表象や感情よりも深くしみ込んでゐるものでない場合が多い。

勿論、嚴肅な刑罰は、威嚇力を有し一般豫防に目的や效果を有せないとは云へないが、しかしこれは單につくられたところの法律的效果といふよりも、人間の傳統的精神の自然的判斷の表顯である。

科料に處せられるから禁止區域に立入らない。窃盜罪に處せられるから電氣を窃まない。だから、反面に法律の網をくぐつて不當な利を貪つてゐるものも出來てくる。

それは、否定出來ぬ、だから必要に應じて新しい刑罰も生ずるし法律の改變もされねばならぬが、併し一般の人々が、それをおかさないのは刑の輕重でなくして、それが不正行爲であることを知るからである。

近時强盜の頻發によつて、往々世間では、有識者でさへ、「刑が輕すぎるからだ」といふことに其原因を歸してゐるやうであるが、刑をたとへ重くしたからといつて强盜が減少するとは云へない。それは一つの常識的な空想であり、過敏的妄斷であり

非文化的觀念の所成である。

刑法の歷史は、吾々に慘酷な刑が科せられたとき、より慘忍な非人間的な犯罪を行はせたことを明白に教へてゐるではないか？

明敏な爲政者は、そのとき考へたのである。

苛酷な刑を科して、道に屍を横へ首を獄門にかけたら犯罪はなくなるであらう、と、併し歷史はどうか？

陰慘な刑罰は、それがつゞけば、最初のそれを失ふばかりでなく、却つて民衆に慘忍性を芽ぐませたではないか。

このことは、又行刑の上にも適用される事實である。

「刑務所に於ける刑の執行方法の寬容が、釋放者の累犯率を高めてゆく」

と一部の人は、非難する。

だが、いくら嚴肅な苛酷な拘禁生活をつゞけさせたところで、累犯率は減ずるものではありえない。否かうした思潮は、時代錯誤だ。不相當な逆轉だ。

時代を正視し、歷史を靜思したとき吾々に科せられたるところの問題の中心は、刑罰の輕重でもなければ行刑の寬容でもなく、實に現代の社會組織の問題であり、行刑の內容問題であらねばならぬ。

朝鮮の黃海道では、窃盜は殆んどなくて、强盜が多い。

それには、種々な事情はあらうが物をうばふためには、强盜の手段をとるべく環境がしかあらしめてゐるのが直接の原因である。

效果的に云つて、ものを獲る手段としては、それが、適當なからである。

職業的窃盜犯が、少しの重い刑をくらふ强盜をさけるのやり方で

にかくとして、窃盜よりも强盜が、所期の目的を達成するに適切ならば而てその方が安全率が多いとならば刑の輕重の威赫表象よりも、この方を選ばしめるのが、當然の一般の行方である。

ことに、偶發的な犯罪となれば、刑の輕重の如きは、犯行後浮んでくるので、その行爲識域には、强く働くものではないのである。又嬰兒殺の如きも、その刑罰的威赫が、索制するのではなく、嬰兒に對する觀念の內容如何に多く緣由してゐる。

我々は、法治國に住み、我々の法律によつて一切の生活は、規定されてゐる。

併し法治國とは、行爲を規定する政治的形式であつて、生活全的の規定でないことは、言ふ迄もないことである。

ことに東洋に於ける社會の理想は

無爲自然の道に則るところにあり、無刑の刑、無法の法に準據するところに眞實の道は、具現すると考へてゐる。

ところが、現在においては、ふるい「道」は、形式となり、新しい「道」は、建立されてゐない。こゝに雜亂があり、社會的缺陷がある。雛人形の殿樣の命ずる道は、地上を救濟せない。（A）



釜山刑務所長の訃

釜山刑務所長朝鮮總督府典獄關牟田彦次郎氏は四月二十二日遂に逝去された、氏は明治三十三年刑務界に入りしより今日に至るまで勤續すること實に、二十八年七ケ月にして、刑務事業に功勞尠からず、此處にその人を失ふは痛惜の至りである。左に其の履歷を錄すると共に哀悼の意を表す。

明治三十三年八月三十日任東京巢鴨監書記兼看守長同三十五年四月一日任看守長命小菅監獄詰同四十三年五月十八日命橫濱監獄詰同年同月二十四日命看守教習所長大正二年九月二十三日任典獄補敍高等官八等命山口監獄岩國分監長同年十一月十日敍正八位同六年七月二十一日陞敍高等官七等同年八月十日敍從七位同八年五月三十日敍勳六等授瑞寶章同九年十月二十日陞敍高等官六等同年十二月十日敍正七位同十年一月十四日任朝鮮總督府典獄命京城監獄在勤同年二月四日監獄協會京城地方部長囑託同十一年七月一日命木浦監獄在勤同十二年三月二日命咸興監獄在勤同年五月五日補咸興刑務所長同年十二月二十七日陞敍高等官五等同十三年三月二十九日敍從六位同十四年五月二十五日敍勳五等授瑞寶章昭和二年二月二十一日陞敍高等官四等同年十一月二十一日敍正六位同三年三月二十三日補新義州刑務所長同四年四月四日補釜山刑務所長同年四月二十二日敍從五位

少年犯罪者の身神狀況に就て

前橋　藤本慶太郎

犯罪者を收容する刑務所に於ては其入所するや恰も學校に於て校醫が初入學生徒の身神狀況を檢診すると同じくやはり新に入り來る彼等の遺傳病の有無、既往に於ける身體發達の狀況やら、病歷やら、生活の狀況又は職業、思春の遲速、敎育の程度及成績の良否、惡癖の有無等を問診し且つ現在の身神上の缺陷、病疾などの有無を檢診して之れを明確に知悉し置き以て其收容後生活狀態の一變により起る身神上の危害を防止すると共に進んで躰力を練り疾病に對する抵抗力を養成し益々現在の健康をして增進せしめ以て感化敎養遷善の實を擧げんとするのである、之れ行刑衛生上保健上重要なる條件と思惟せらるゝのである。由來犯罪なるものは、身神上の缺陷に根由するものなるが故に、其缺陷である意思の薄弱と身躰の病弱とを健全ならしむるを以て第一とし、而して後敎養感化善導へと着々歩武を進め行かなければ行刑上善良なる美果を擧り得ることは難いのである。

此の重要な目的を貫徹せんには醫學的種々の方面より觀察し其檢診は最も叮嚀に最も嚴も密に最愼重に行はねばならぬのである、私は此の主趣目的に基き曾て某少年刑務所（成年刑務所にあつても亦同じ）にあつて行つて得たる結果を述べて見やうと思ふ。

先づ生來筋骨の發育全からず矮小侏儒の如き者あり或は筋肉瘦削皮下の脂肪乏しく力瘠を缺き皮膚白くて弱く、背部、肩胛及上肢等に無數の脣毛生へ、抵抗力少なく、手足の軟部に一定の緊張力なく、腹部も亦一定の膨滿と緊張力とを缺き氣分何處となく爽快ならず、口圍、眼瞼の筋肉ピクピク微動する者あり、或は先天及後天的疾病の爲めに病弱樣狀態の者あり、或は身長の延びて居る割合に躰重少なく、且つ著しきは胸廓左右構造の不同やら、胸廓細長くして肉附きあしく、肋骨皮下に骨立し其胸骨に附着するの點銳角をなし頸細長く甲狀軟骨の（俗に云ふ喉佛）突出する者あり、或は胸骨の尖

端内方若くは外方に突出し脊柱の前後左右何れにか彎曲する者等々であつて、嚴格なる意義より云へば犯罪少年には眞の躰格強壯榮養佳良と稱すべきものはないと云ひ得ることが能きやうと思ふのである。

今檢診上之を概括して

一、體格強壯榮養良なる者（甲）
二、體格榮養共に稍良なる者（乙）
三、體格榮養共に稍不良なる者（丙）
四、體格榮養共に不良なる者（丁）

との四種に分類し其結果を表示すれば左の如くである。

第一に屬する者　〇
第二に屬する者　百八十六人
第三に屬する者　三百六十六人
第四に屬する者　二百八十八人

であつて。之れを百分比するに

第一に屬する者　〇
第二に屬する者　二一、九四%
第三に屬する者　四三、三三%
第四に屬する者　三四、二八%

したる結果を大正七年文部省報告の兒童學生躰格十五年平均表と對照し見たるに、即ち

文部省報告平均數

年齡	體重	胸圍	身長	體重	胸圍
	貫	尺			
十五歳	一〇、四二七	二、三九	四、八三	一〇、三五〇	二、三五
十六歳	一一、二一七	二、四九	五、〇三五	一一、八八〇	二、四六
十七歳	一二、二〇六	二、五四	五、一九	一二、八七〇	二、六五
十八歳	一二、三三五	二、六一	五、二三五	一三、五六〇	二、六三
十九歳	一〇、四三六	二、三五	五、二九	一四、〇三〇	二、六七
二十歳	一一、四三五	二、五〇	五、三一	一四、三一〇	二、六九
二十一歳	一〇、三三〇	二、四〇	五、三一	一四、四五〇	二、七一

又彼等の身長、躰量、胸圍を調査

由是觀之如何に彼等の健康狀態が一般の夫れに比し劣等なるかを推知するに難からざる次第であつて要するに躰格虚弱なる者は意思弱くして行動鈍く、活き活きしたる氣銳なく從つて進取の氣象の乏しく複雜なる活社會に處して往くこと難く、又自然智情の上にも影響を來たし正常者の夫れに比し概して遲鈍である。斯の如くにしていかでか此の混濁せる現代に於て正しきを保つことが能きよう。彼等が犯法及び不良行爲に陷るは當然の歸趨と言はねばならぬ、健康なる精神は健康なる身躰に宿るてふ西哲の言今更の如く痛感せらるるのである。

如上述べたるが如く斯くも身神上の不健全なる狀態にある彼等少年（成年者に於ても）を收容し之れを感化敎養するに直面して吾人が紀律正しく行動せよ、時間正しく働けよ專心學科に倦むなと言ひきかせたりしつゝ、或は說き或は責め或は叱り或は罰し、飽まで所定の法則に服從せしめ時間正しく勞働を强ゆるが如きは彼等の健康を無視したるやりかたで、如何にも無理なことにて、指導上大いに反省考慮を要すべきものではあるまいかと思はるゝのである。即不健全なる躰力、不健康なる意思何として之れに堪へ得るの理あらんや、若し此點に想到せずして强ゆるならば現在の健康をして益々惡しからしめ累は感化敎養の趣旨も尙ほ且つ行刑衛生の本旨をも滅却するに至るのではあるまいかと思ふのである。

記して斯道諸彦の敎を乞はんとす。

立春

佐保姫の霞の衣薄けれと
はるたつけさの空そ長閑き　蝶月

清見かた春たつけさは長閑にて
なみも靜かに船の行く見ゆ　共愚

谷まには雪深けれと山のはゝ
かすみそめけり春や立らむ　機月

朝日影みれは長閑に霞むなり
けさたつ春のひかりなるらむ　皓月

監獄から社會へに就て再考察

平野一雄

刑政五月號で飯島氏は僕の「監獄から社會へ」に就て懇切なる御叱正を賜はり、且その再吟味を要求せられた。僕は一月初旬前稿を書いた時より以上の高いショックを受けて、再びペンを執る事を先づ感謝せねばならない。

「監獄から社會へ」は報知新聞に報導された歳末美談を機緣として、保護事業關係者の立場から、(一)犯罪問題其び保護事業のニュースとしての取扱方、(二)釋放者並に保護事業と警察關係、(三)受刑者の家庭保護問題、其他二三の事項を隨感したものであつた。然も、夫等は主として大都會に於ける此種の問題として私考を續けたのであつた。

從つて、新聞に報導された事件は、僕にあの稿を綴らせる「機緣を與へてくれた」だけで充分であつた。なほ前稿は（編者の都合で發表こそ遲れたが）時事隨感としての書き上げを急いだ點もあり、強ひて事件內容の具体的な紹介を刑務所等に發する必要にも迫られなかつたのである。だから僕は特に「勿論本稿はこのニュースを機緣として綴つたが、讀者は敢てそれにこだはらず論旨だけを汲み取つて戴きたい」と斷はつて置いた譯である。

然るに「監獄より社會へ」の所論が、飯島氏に對して「新潟縣下の警察に對しては甚だ申譯なき事となり當所は非常に迷惑する次第である」と多大なる責任を負はせる事になつたのは洵に恐縮である。其點に就て僕は豫想外な御詫びをせねばならぬ事を悲しむ。同時に、さうした僕の隨考に對してまで、「新潟刑務所云々と云ふニュースを見た責任上敢て一稿を提」せられた飯島氏の忠實なる職責感に敬意を表する次第である。

☒

總括して、僕は飯島氏の批判を受けた事によつて、愈々僕の「監獄から社會へ」に對する自信を深める事になつたと言ふより外に致し方がない。第一、可成り自由な積りの保護關係者たる僕と、いかめしく新潟刑務所の看板を背負はれた飯島氏とは、遺憾ながら立場を異にしてゐた次に僕は大都會に於ける問題の考察

を中心に進めたのに對して、飯島氏は專ら新潟刑務所及び同縣警察に關する問題を楯に取つて迫られたので、扱ふ問題そのものやバックなりが甚だしく違つてゐた。從つて、同じ警察を見るのにも、僕は釋放者並に保護事業に對するより理解ある聲援を仰がんが爲に大都會に於ける警察の「行屆かない勝の現狀」を飽迄も指摘して行かうとした。之に對して飯島氏は幸にも理解ある結構な警察を手足とされてゐる爲に到底僕の様な觀方が許されず、甚だおびえ切つた心情にあられる。斯様に兩者が甚だしく觀點を異にしてゐた。

之等の諸點に對して、飯島氏は先づ充分の吟味をされ、然る後明確にピントを合はされて所論を進められるべきだつた。（そして要すれば新潟刑務所に關する事項を忠實に辯解されゝば良かつたのだ。）其邊の認識が不充分だつた爲に、お互ひは柔らかい感味の出た良き藝術寫眞を創るかはりにピンボケ寫眞を作つて終つたのである。

爲に野球で言へば、飯島氏は點取り主義の正攻法で進んで來られたが、ノックの見當を外づして殆んど大部分フアウルして效を奏さなかつた様である。以下、僕も責任上飯島氏の記述に從つて御答へして置かう。

☒

飯島氏は歳末に受刑者家族の生計扶助料を警察に寄せてゐる。即ち一つは家族を二つ擧げてゐる。即ち一つは家族の居所が復興工事の關係から轉々として一定せざる爲であり、次は當人が社會に前科を告白し警官の監視の下に釋放後の生活を續けたいから警察に送金して將來の機緣を作つて貰ひたいと希望した爲である。（稀に見る受刑者の殊勝な心懸けから推して飯島氏の徹底した行刑振りに心から共感する）斯うした場合、勿論警察を經ての送金は當然である。其事實の解つた以上、僕はそれに對して異存を挾まない。

が後節に於て飯島氏は、第一の理由を裏切られてゐる。即ち其後東京某保護會に交涉した時「相當保護を加へ様と存じ本人妻子を訪問せるに居所不明に付今一度本人より御聞きとりの上詳細御一報相煩し度く尙昨年末新聞紙上に記載云々のことも承知致し度く」と回答あり、「復亦同じ居所を通知した譯である」と言ふのだ。小さな經驗から言つても、何程復興に慌しい東京でも復亦同所を通知し直す程居所が定まつて居れば、保護會の手で探し當てられない事は無からう。若し解らないとすれば保護會が何うかしてゐるのであり、責任が其方に有ると言へやう。——僕

は前稿に於ても其爲の組織完備を大都會の保護會に要求しておいた筈である。

又第二の理由から、最初警察へのよき機緣を求むべく方針づけたのなら、其後に至つて何も賴りない？保護會を再三煩はす必要が無かつたらう。仰せの如く堂々たる理由のある警察と引續き交涉をつけられた方が、事務上にも實際上にも統一がつき便宜であらうにと、素人の疑問が起る。だが、之は事務上の枝葉に亙る事だから、僕には便宜上何ちらにして戴いてもいゝ話である。

然しかの「歲末美談」に關聯する諸問題に對しては、一平野氏の御說の如くそんなに重大視しては居らぬ」と言はないで、飽迄も檢討を深めて行きたいものである。

◇

次に保護事業と警察との聯絡に關して飯島氏は御丁寧にも大正七年以來の諸會議に顯はれた事實を詳細に記述された。警察に對する保護事業の理解促進に關心を持つ僕も、前稿を草するに當つて夫等の經緯を追懷した事であつた。然もなほ僕はあれだけ素つ直に警察の釋放者保護に對する不行屆や無理解を縷述せねばならぬのを何うする事も出來なかつたのである。正に僕の論ずる場合の警察は事實その通りである。

たゞ然し新潟縣下の「警察中心的」保護事業に對する警察の理解が徹底したものであり、「現今では各警察共非常に良好なる成績を擧げて來てゐる」場合を論外とする。此事績の御認めを僕から本省當局の方々に懇願して置きませう。繰返して言ふが、僕は或點で警察を難詰したからと言つて、全然警察を保護事業圈外に追放しやうと企む者ではない。其事はあれだけ警察の保護に對する缺陷を擧げた前稿に於ても「もつと親切に釋放者を輔導しその哀れな家庭を保護させて貰ふ態度を執つて貰へないものだらうか」と迄要求して置いたのだ。其意味で新潟警察の如きには感謝する。然し僕の今隨考する大都會の警察關係に對しては、保護事業者をしてまだ〳〵積極的に要求し、是正を願はねばならぬ場合が多いのである。此點の不滿は強ち僕一人の事ではあるまい。

試みに抄錄すれば「刑政」三月號橫山利一郎氏の「或る漂泊者の宣言」に見らるゝ、東京に流れて來た一減刑者の警察並に某保護會で受けた冷遇の如きは、事實談として我等の屢々耳にする處である。各地から流れ込む數多くの同樣な人々に一々面倒見て居れるかと言へばそれ迄だが、共點こそ大都會の保護會並に警察

の負ふべき今後の重要な課題と言はねばなるまい。なほ「敎誨研究」三月號に於ても加藤敎榮氏は「刑務所より觀たる犯罪問題」中に、「最近我敎務として最も痛感する點も矢張り此公的處置を以て犯罪除却の途を立つるにある事だ。彼の說敎强盜の問題が崇たりて警察の視察を恐れてくる釋放者、地方刑務所を釋放して放浪する者、宿泊に苦み金錢を强請する者、復權、刑餘の不信用に困却する者等々日々之等の刑餘者に接して、其事情を聞知すると、犯罪原因の理論的知識などでは一夜の安眠を與ふることも出來ない。」とて、熱拗な警察の監視に據る釋放者の不安を第一に擧示されてある。

飯島氏の謂るゆ「累犯者で再犯に陷るものと斷定され得る者」即ち「警察官が熱拗に尾行を要するものであつて、保護を受くる資格のなきもの」は勿論、それ以外に改悔して更生の希望に燃えてゐる者、既に相當の社會的地盤を築きあげた釋放者に對して、警察、社會の無理解に據る「前科者の歎き」を繰返してゐる者が、大都會には夥だしく多いのである。之等數多くの脅えたる兄弟を何うすれば良いか、と言ふのは問題の焦點ではないか。斯うした事例の枚擧に暇ない眞相は、飯島氏もかねゞ〳〵知悉されてゐる處であらう。

いま僕の机上に九日の報知新聞が投げられた。僕は其社說をよき贈物とし飯島氏に捧げやう。「大岡山の殺人事件に關聯して、其眞犯人が發見すると共に、警察官憲の不法なり事實が反証され、犯人假造に關與したる署長以下當該事件擔當者の處分が問題となつて來た。法律の許さゞる不法の手段に訴へて、强て罪人を製造せんとする警察官憲傳統の手法は、罪なくして罪を負はされたる無數の寃罪者を出し、中には恨みを呑んで、刑場の露と消えたるものも絕無と言へぬ。法律ありて法律なきに等しき現狀こそ良民の禍である。

——筆者補、まして凡ての前科を持つ者に對する警察の干涉壓迫振りは言ふ迄もない處である——正義に立脚せず、公明に終始せずして、何處に法律の眞價値があらう。警察はいふに及ばず檢事豫審判事の中にすらも、今なほ岡ツ引時代の不合理なる因襲を慣用し、檢察審問に譎詐權謀を用ふるもの多々あるは、正義の名において、あくまで許すべからざる現代の痛弊といはざるを得ない。」

之等の引証は何れも大都會の警察が持つ缺陷——暫く美點を別に考へて——に對し、僕と同憂する處のものであると愚考する。斯くてわれらは保護事業に對する警察のより良き進

出を希ふものである。但し僕としては何處までも警察は廣い保護事業に對する一助援としてゞある。

◇

飯島氏は釋放者（主に累犯者）を、前科を秘して渡世せんとするものと、前科を社會に告白し懺悔の生活をせんとするものとに二分された。而して眞に改心せる人となるのは後者でなければならぬと信じ、其理由を長々しく解說せられた。大体に於て誰しも異論を挾むまい。總ての釋放者に其處まで透徹した意識が出來た時、保護事業も本當に順調な進展を遂げるに違ひない。

だが實際問題として（新潟縣下はいざ知らず）僕の論ずる範圍に於ては、警察は前述の如くであり、社會は未だ〳〵無理解であつて問題に對し理想的な公的善處を爲し得る迄に進んでゐないのを遺憾とする。其處に人知れぬ「前科者の歎き」がある。——例へば、東京の多くの保護會では（特異な例は別として）普通飯島氏の如き純一さのみを以て警察を賴り、前科をばらけて社會に歸る方針を執つてゐない樣である。また現狀の儘では到底其方針が執れないのである。——此點も僕の論ずる場合に對しては、飯島氏のそれは餘りに理想過ぎはしないだらうか。故にこの際、氏の僕に送られた「單なる理歸に關して、僕は昨春「新時代」第八卷第五號に「刑餘者の復權運動として」の題下に些か論じて置いた事がある。機會あらば御一讀を希ひたい。それによつて飯島氏認定の如く「平野氏の如き無遠慮極まる舊式の論を出されて」ゐるか何うかを檢討して戴きたい。すれば、恐らく其處でも此言葉を其儘飯島氏の方に返上しなければならぬかも知れない。

◇

最後に飯島氏の謂ふ如く「保護事業が警察とは何處までも緣の切れないことは承知してゐなければならぬ」と云ふ事に對しても、僕は飽迄も保護事業の一助緣として警察を認める程度に限つて贊成したい。警察的態度と保護事業精神とが、其方面でよくごつちやにして考へられる樣である。例へば飯島氏の「假りに良民八千万とし年に四万の釋放者とすれば二千人に一人の割合になる、若し改善不能人として釋放されたなら、警察が二千人の良民を保護する爲に一人の釋放者を執拗に監視することは何人も反對はないのであらう」と斷ずるのも、警察事務としては成程其通りに違ひなからう。立場は「二千人の良民を保護する爲に」である。從つて其處では「哀れ一人の釋放者が執拗に尾行され監視を受ける」のである。

だが保護事業に携はる者にとつては、さうして前科に泣く一人の釋放者の保護と更生が先づ最大な問題である。其解決に據つて二千の良民が安全を得ると信ずるのである。彼と之と、同じ樣であるが、まるで違つた行き方である。執拗に警察から附けねらはれる唯一人の釋放者の爲に働き、彼と共に泣き得る機會と涙が欲しいのである。この捨てられた最後の一人の爲に働く態度と熱情に缺けた保護家なら、恐らく他の幾万の釋放者をも救ひ得ないに違ひない。此處で與へられる保護家への課題は、彼の胸が涙ある生々した保護精神によつて占領されてゐるか何うかの試練である。

扨て保護事業は何處へ行く。僕の憶念を言ふならば、將來民間運動としての保護事業が結成され、それが中心となつて社會全体が本問題に對し公的善處し得る日が來れば本當に賴もしい事だと思ふ。茲に民間運動と言つても、事犯罪者及其家族に關するものである以上、從前にも增して刑務所とより有機的な聯絡を保つて進むべきは勿論である。なほ警察方面と交涉を持つ事の必要も亦言ふ迄もない。——唯此處で豫想し得る事は、司法保護の運動が、謂ゆる保護事業家や警察の手にのみ獨占されてある間は必ず其處に行詰りを生じ、社會的な公的善處として滿全な進展を期し難いであらう、と言ふ事である。

以上飯島氏の所說に對する無遠慮な御答と共に、二三の隨考を續けて來たが、僕等は之でお互に退却を宣言せねばなるまい。何故なら序說の如くお互ひの立場が甚だビントの會はないものなので、恐らく何時迄繰返しても藝術寫眞の創作が出來さうにないから——。それよりも僕はでさゝやかながら保護第一の道を精進するとしやう。終りに、僕も亦「暴論に亙りたる憾み」あるを多謝せねばならぬ。

一九二九、五、九日稿

刑政第42巻第6号
矯正図書館

天覽武道大會陪觀の記

虎噌

御大禮記念として昭和聖代の武道を誇る天覽試合の決勝戰が五月五日大空に吹き流す鯉幟も勇ましい端午の佳節宮城內覆馬場演武場に於て華々しく擧行せられた、この日夜來の霖雨跡なく晴れて靑葉に輝く春陽朗かに絶好の天覽日和であつた、當日陪觀の榮を得て指定の平河門から參入したがさしもに廣い御馬場も正午旣に滿場を埋めつくして居た、演武場の周圍は白に淺緑の幔幕圍らされ場內中央には方七間の試合場が設けられ正面三間を隔てゝ紫の幕金屛風に飾られた玉座が設けられて居る、之に相對する側が武道選士席でその左右兩側には朝野の貴顯名士を前面にスタンド風の觀覽席には一般陪觀者實に二千名を超ゆるの盛況であつた、寔にこの日こそ聖上陛下の御前に於て全國武道界の精銳百六十餘名の中より昨四日の豫選に於て更にすぐられた榮譽の選士二十四名が渾身の勇を皷して一世の榮を競ふ晴の日である、午后一時　聖上陛下には總員起立最敬禮中に玉座に着かせ給ひ、お後から各皇族殿下續かせられて皇族席にお着きになり、場內の空氣一しほに緊張し暫し開始の時を待つ間もなく試合は大日本帝國劍道型に初まり次て劍道十六名、府縣選士、指定選士各四組に分れ勝拔法により最後の榮冠を競ふ壯烈なる試合が續けられたが流石は天下の劍豪揃ひとて、そのほとばしり出る氣合、劍氣滿堂を壓し入神の技眞に龍虎相搏つの激しさ心躍り血湧くの光景であつた。續いて勇壯なる銃劍術試合があつて一時四十分　陛下には一旦入御、三時三十分再び出御あらせられて柔道試合に移つた、先づ古式の形があつて八名の選士が覇を爭ふ物凄き肉彈戰に入つたが前日の豫選に比較して聊か變化の妙味に乏しい嫌はあつたが、それだけに又互の技倆が相伯仲し虛實を盡す決戰に觀衆恰も醉へるが如く全身の氣分をこめて眞に息つまる許り勝負毎に滿場禁制を忘れて我知らずどよめき立つ有樣、畏くも　聖上陛下には此間終始御姿勢御端然とし時々御側の御說明に深くうなづかせ給ひいと御感興深げに四時入御の御豫定を延させられ、最後の決勝戰迄御熱心に御覽せられ、斯くて五時二十分試合全く終るや諸員最敬禮裡に御退下遊され各皇族殿下はそのまゝ御居殘り賞品授與式に御參列、宮相から譽れの優勝者四名に對し賞與授與に續て一場の挨拶ありて五時四十分茲に試合は光榮と感激の裡に終つた。場を出て早春を思はする冷風頰に接するに及びて漸く熱狂陶醉より醒めたる心地し始めて肩の凝りといたく疲勞を覺ゆる程武術の妙技に魅魄された、尙當日配布された大會選士名簿に此の榮譽ある百六十餘名の選士中二名迄も刑務所職員の揭げられて居るのを見出した時には邊に肩身の廣い思ひがして心强かつた。

高知刑務所看守部長　田岡傳

私が今回　天覽試合に劍道をもつて高知縣を代表して出席することの出來たに就きましては府縣選手として高知縣で數回に亙つて豫選が行はれました、その結果武道に拙ない私がこの光榮を得ましたことは私の子々孫々に至る名譽と存じます。

私が高知刑務所から出た事は、ひとり高知刑務所の名譽であるのみならず、我全國刑務所の名譽であると思ひまして、刑務官の態度を保つことにのみ心懸けて緊張して參りました、

五月三日午后二時宮內省に出頭しまして試合に對する御注意や、御指示を受けまして翌四日午前む時に試合場に出ました。正八時から試合が開始されまして私は第二會場第一回の試合を致しました。その結果は三勝二敗で破れましたが併し敗れた事につきましては何等思ひ殘すことはありません、唯だ〳〵畢竟するにこれは私の修養の足らぬ爲めであるとのみ信じまして將來死ぬる迄斯道の爲め大いに修養を積む覺悟を致しました。



翌五日の試合は午后一時から劍道八名、柔道四名の優勝者が決勝をしました、その間　聖上陛下には畏くも御熱心に試合を天覽遊ばされてゐるのを拜しまして思はず襟を正しました。

この天覽試合の催されました御主旨は申すまでもなく、近來種々の惡化した思想が我國古來からの堅實な思想を益々惡化せんとしてゐるのを御憂慮遊ばされて行はれた事であると深く信じまして、御軫念の尊さ、有り難たさを拜し畏い多い極みでありました。この尊い御軫念に副ひ奉る樣に寸時もこの有り難さを忘れず、益々我刑務界の爲めに至誠の誠を盡しまして、今回の萬一の御奉公を致す覺悟で甦生して歸任します。

矯正図書館

初心者の爲に ◆ 句評 その六

冬花居士

□ 季違ひの句ほど變挺なものはなく、意味を滅茶々々にするものはない、よく考ふべきである。

彌生月近づきにけり幟節句　月峰

彌生とは花の彌生といつて太陰暦三月の異名である、幟節句は五月雨月で今日は新暦の五月にするが、彌生月のは今日も變の節句である。

花見茶屋數ふへにけり川堤　同人

どこの川堤にも花見茶屋は出るものでない、花があつて茶屋も出る「咲くに連れ茶屋も出揃ふ花の土手」でなければ句にならない。

□ 春雨や饅頭笠の車夫溜　安泉

こゝに饅頭笠と態々云つたのは車夫が饅頭笠着て揃つて客待して居るのを形容したのであらう。ところが雨の中に濡れて居ることはなくこの時は物蔭に寄るべきで、寄れば脱いで居ることが多いと見なければならぬ。「饅頭笠の車夫溜」は至極よい、これは天氣のよい日に用ゐると句が活きてくる。

産生聲は正に男子ぞ初幟　碧水

子が生れた男らしい。この時既に初幟を樹てゝ居る親が世の中にあらうか、まだ生れぬ子供に幟を樹てゝ待つ親馬鹿あるは評者寡聞を恥づ。

□ これも間違ひの例で恐入るが、よく表現法に注意すべきことをお勸めする。

摘草に空腹の鐚忘れけり　天眠

ひもじ腹を抱えて摘草する、これは摘草の本旨に反して居る。この句は摘草に腹のすくのを忘れたのに相違ない。「摘草に腹の空くこと忘れけり」でよい。

□ むら消えの丘の若葉やかぎろいて　秋月

吟者は北海道の人である。それから察してむら消えの丘とは雪の消えのこる丘を指したことゝ思はれる。かぎろいはかげろふであらう、俳諧の上では陽炎と殘雪は春であつて若葉は初夏の部になつて居る。この句は草萠えを詠んだのであらうが、練習が積んで居ないからこんな判じ物的の句が生れたものである。

□ 宵の春白髪も混りし笑い聲　天水

トーキー映畫を見るやうな句である。

○ 椎廼本冬花先生選 ○

新世帶麻敷張ぶんと匂ひけり　馬山

月朧ろ遠く蛙を聞く夜かな　宮城

春雨や話艶めく小酒盛　同宮城

辨當に止まりし蠅を手打哉　孤兒

朧月謠ひ乍らに歸りけり　前橋赤城水

朧ろ柳の岸に更かしけり　宮城每峰

月朧彼岸寺國寶佛の御開帳　晋州久林

行違ふ人や夜櫻朝左久良　旅順久留米

五月雨に賑はふ田舍床屋かな　默陽水戸

桃咲くや庭の上の糸くるま　岐阜落秀

パラソルの色とりく〳〵や花見連　金泉江

行春に店を疊むや花見茶屋　三池雲龍

春雨の軒に藥打つ男かな　金泉紫江

行春の小袖を疊む妹哉　旭川長笑子

花見客に日曜電車賑はへり　金泉瀧昇

若草にぬぎすてゝあり紅草履　三池孤月

蔦の芽の赤きが見ゆる春の雨　諫早二十

花冷に筧の水の響きかな　佐賀可水

電灯の故障しきりと五月雨る〳〵　浦上啞蟬

早船の下る月下や鮎の飛ぶ　同雄心

盤石に脱きし衣冠や春の山　大田曉月

のんびりと菜の花の里通りけり　名古屋

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切每月廿日限
用紙官私製ハガキ

鳥とんで水を離るゝ柳かな　神戸清風

掛茶屋や花ちりかゝる串團子　三重五鈴

春風や面白く飛ぶ鉋屑　水戸皎月

花の人飲んで唄ふて踊りけり　新潟銀波

歡聲をあげて祝ふや鯉幟　北海甘酒

若葉から若葉に傳ふ雫かな　岡山原水

そのかみのいはれを語る櫻哉　金泉落月

飯事の皿に盛られし菫かな　水戸如水

衞門に立番しつゝ花見哉　市谷露光

蕨狩里行く汽車を眺めけり　金泉春甫

靜かさに石を投げたき若葉哉　三池武子

花吹雪夕陽塔に輝けり　馬山痴坊

夜網する灯のゆれ合ひて田螺鳴く　水戸波女

摘草の萎れてありぬ乳母車　金泉安泉

のつと日の朝靄破る青田かな　八王子期聲

山も田もこの子のものよ初幟　德島枯泉

三池孤月　先づ昇給の內祝ひ　㊥

神戸靈雪　山寺の晝靜かなり藤の花

釜山硯石　駕下りて麗かの野路歩行けり

三池たひら　妻も子も一家を擧げて汐干狩

旭川長笑子　山房に藤の花見る湯殿かな

静岡一心　足袋跣櫻に醉ふて戻りけり　㊥

金泉梅雪　神宮の外苑ひろく風光る

松江百枝　春風や頭の中が蝶になる　㊥

青葉若葉汽車吐出して戰ぎけり　選者

趣味 初夏の景物

生E



「眼に青葉山ほとゝぎす初鰹
　垣根卯の花さみだれの
　ふるやの軒におとづれて
朝顔の苗夕顔の苗藤豆隠元白粉の
　苗實る聲もおもしろや」

歌澤苗實の一曲を聞かすとも初夏の風物は春の狂騒音とは反對に靜寂音をば感ずる。

あらとふと青葉若葉の日の光

日光山に詣でた俳人芭蕉は、僧空海二荒山を開いて日光山と改めたは千歳未來を悟りたるにや光一天に輝きて恩澤八荒にあふれ、四民安堵の栖穏かにして憚り多く筆を擱くと徳川の天下を謳歌して居るが、その實は青葉若葉の風情に魅せられた上での附け言であるが裏見の瀧では、しばらくは瀧に籠るや夏の初

岩洞の頂より百尺千岩の碧潭に飛流する瀧の絲には、青葉若葉の影が映じてその壯觀に立去ることを忘れたものである。青葉若葉の色調は人間に對して鎭靜劑である。

□

今一度芭蕉の句を借る。

駿河路や花橘も茶の匂ひ

新茶のかほりは、炎暑に移る前の人間の精氣を養ふに十分である。

昔は新茶を餘り賞味しなかつた、秋まで圍つておいて初冬に入つて飲みはじめる是れが俳句の季題にある「口切茶」であつて、よい茶をよく圍つておいたものは新茶よりは香味がよくこなれてうまい、併し何でも手つ取早く片付ることになつて來た現代は新茶にかぎるとなつて仕舞つた。

茶の樹に蔽ひをして日光を遮ぎりその芽を採んで乾したものが玉露。採まずして乾上げ、碾いたのが碾茶、番茶は大方茶の古葉、ほうじ茶の原料が一番惡く、煎茶は蔽ひをせない茶の樹の芽を蒸し採んで乾したものであつた。又昔は碾茶黒茶の二種であつた。

茶の實は支那から將來し茶の法式は禪僧から始めた。

□

花に桐の花と、牡丹。

人の氣のつかぬ間に咲く桐の花、朝な朝な掃くほど落ちてはじめて知る桐の花梅雨近き日に空高く咲く桐の花、薄紫の色美しき桐の花。

菊について用ゐられる桐の紋。その通り高尚なものである。

牡丹は支那が本家である、「事物記原」に陪煬帝の世に始めて牡丹を傳ふ、唐人

も亦木芍藥と云ふ、開元の時、宮中及び民間競ひて之を尚ぶ云々。上品な花であつて花王、富貴草、名取草などの異名があるによつても知れやう。

牡丹で名高いは石橋の狂獅子である。長唄の歌詞でいふなら、

「獅子圖亂施の舞樂のみきん〳〵牡丹の英にほひ、滿々大金裏金の獅子頭、うてやはやせや牡丹芳々黄金の藥あらはれて花に戯れ、枝に臥しまろび實にも上なき獅子王の勢なびかぬ草木もなき時なれや、萬歳千秋と舞納め……」

山に躑躅水邊にあやめ、かきつばた、紅紫とり〴〵の粧ひまた捨て難い。

□

名にもの山里に啼く賤鳥は
　卵の花ばかり都とやおもふ

萬緑叢中紅一點でなくて萬緑叢中白一點の卵の花の純潔さ、それを慕ふて來啼くか賤鳥——杜鵑のこゑ、この一聲は月が啼いたかと歌人の耳を疑はせ、又この杜鵑は俳人千代を一夜フイに明かさせた。

朝比奈が曾我を訪ふ日や初鰹　蕪村

初鰹重衡見やりたまひけり　大江丸

鎌倉を生きて出でけん初鰹　芭蕉

鰹は若葉の季節に食べるが一番甘い奮暦四月一日に鎌倉の沖合に漁れたものを江戸の市中では初鰹として居た。延喜式の諸國輸調のところに、

「志摩、駿河、相模、伊豆、安房、紀伊、阿波、土佐、豊後、日向」

が最も主なる輸出地としてある。

初鰹の値段は昔から非常に高かつたらしい、天明の頃、初鰹一本二兩二分といふ記錄がある、何故江戸つ子が財産を賛くらおいて食ひ、その骨を門前に捨てゝ誇としたか。これには緣起がある。

後奈良天皇の天文六年夏、北條氏綱が舟に酒を乘せて小田原近海で鰹釣を見物した、その舟中に一尾の鰹が飛込んだ、氏綱大に悦に入り「勝負にカツウオ」と叫んで直ちに料理させ肴とした。その年とその翌年、上杉五郎相定と戰つて武州を我手に收め又その後の戰爭にも連勝した、これより武將出陣の際カツオを首途の肴に用ゐた、といつた緣起ものなので勇肌の江戸つ子はこれを浮世の戰場に臨む首途の血祭としたと傳へる、果して眞か嘘か兎に角初鰹賞翫の高潮に達したのは享保以後であるといふ。

□

半纏に豆絞の三尺帶を締めたいなせな姿で「金魚イー金魚イー」の呼び聲は江戸情緒の名殘を想はせる。この金魚現在東京附近は南葛飾と、深川の千田町、石島町、本村町などに問屋があつて、こゝで仕入れて賣りに出る。江戸時代の問屋は本所の北二葉町、山岡町、吉岡町邊にあつて皆こゝへ仕入に來たのであるが、この問屋は實は旗本であつて、金魚の養殖を内職にして居たのである。それで若し「買けておくんなさい」などうつかり云はうものなら「無禮者め」と長い光るものが飛んで來た。小賣する町人は低頭平身して十四二十匹を分けて戴いた。

このやうな歴史を有つて發達した金魚は今日は洋行迄する米國に丈でも毎年七八十萬匹が輸出される。米國には最近ラス魚の額」が流行して居る、これはガラス製の額型のタンクを作り金魚と水草を入れたもので中に生きた金魚が泳いで居る

刑政第42巻第6号
矯正図書館

現在澤山ある種類中の「キヤリコ」といふのは米國人の注文によつて深川の金魚屋秋山氏が石川博士等の應援により約三ケ年の星霜を費やして作り出した新種であるといふ。

夜店、露店等で賣れ殘つた金魚は水槽に詰められて洋行をする。

孔雀尾といふ種類は、口端、鰭の先、尾端などが恰も紅さしたやうに眞つ赤でその他は白く拔け上つて居る。この白いところは金魚の一匹づゝを眞つ赤の部分を殘して筆先に梅酢をつけて塗り消したものであるといふ、勿論幾回も〳〵手數をかけるのであらうが嘘のやうな話である。

椽の先或は机の上におかれた水盤の中に遊泳する清爽なる金魚の姿態は、人間の眼底から俗氣を奪ふて行く。

□

も一つ水盤の中から人間のとがらうとする神經を他へ導くものがある、それは河鹿の鳴く音である。かの銀鈴を振るが如き清々しさと明朗さをもつ聲音には樹林の鬱蒼たる間に清泉の湧出するさまを想起させる。

□

鮎漁の解禁はこの月である。太公望が特に殖える。川底の砂利が見える程の美しい水中に躍る鮎のそのまた美しさ、漁をせない者には一層と美しい。

鮎の狩獵には古來鵜飼の方法がある。長良川の鵜飼は有名で、晴夜を見かけて遊覽客が押掛ける。木曾川でもまた東京では多摩川の上流でも行はれるといふ。とれた鮎は、水から上つて二時間以內位は背が青黑く、時間が經つに從つて黃色に變つて行く、七八時間にもなると全く黃色になる、それ以上になると背も腹も白くなる、新古見立てはこの法によるがよい。

□

梅雨に入るもこの月である。

つれ〴〵に水風呂たくや五月雨　太祇

五月雨や硯箱なる唐茄子　玄魯

五月雨や酒匂でくさる初茄子　其角

五月雨や大河を前に家二軒　蕪村

五月雨や田毎の闇と成にけり　同

六月や峯に雲おくあらし山　芭蕉

三味線や寢衣にくるむ五月雨　其角

正直に梅雨雷の一つかな　一茶

夕立のかしら入れたる梅雨哉　丈艸

いやな雨、この中で田植は營まれる。農人の勞を忘れてはならぬ。しかも「田植布子に麥藤祿一の布子の入るほど冷や〳〵する季節である。

早乙女や兒の泣く方へ植ゑて行くは昔の話で、正條植になつた今日はそんな譯にゆかない。昔は植ゑ方の曲る程收穫があるといつたものである。今日の科學では穴勝さうでもないさうであるが、これは老農の捌きに讓ろとする。

□

虎が雨、毎年五月二十八日多く雨ふる俗に云ふ大磯の虎娘子、曾我祐成に相別るゝ涙變じて雨になる、故に今日の雨は虎御前の涙也といふ」大した涙もあつたものであるが、淨瑠璃の中にも涙が落ちて川の水嵩增さる計りなりとの文句もあるから昔はさうだつたとしておかう。

□

草花にも夏の姿はある、鳴く虫、鳴かぬ虫にも夏の情味はある。こゝには盡せない。

（了）



時計と人生

使用と手入に注意……

明治初年の頃の寫眞を觀ますとよく小皿程の懷中時計を得意氣に帶の間に覗かせてゐる紳士をみますが、あゝした時計は全く姿を消して、近頃はだん〳〵型が小さくなると共に老若男女時計を持つてゐない者は人間でない程に時計の所有者が增えてきました

時計を選びます第一條件としては製造會社の信用出來るものでなければなりません、徒に寶石などに迷されると後悔します一體に腕時計は懷中時計に比べて小さいので部分品を薄く短く細かくと製作されて居りますからどうしても堅牢を欠きます、特に一番振動の多い腕にゐて常に垢を浴びて居りますのでどうしても壽命は短くなります。

懷中時計ならば一年に一度位の掃除でよいものが腕時計は二回せねばなりません、四年使つても狂はぬと威張る人などございますが、二十年の壽命ある身體を酷使した爲めに十年に縮めると同じ事で愚の至りです、ゼンマイを卷く事は時計に食物を與へる事ですから、一定の時を定めて毎日卷きこの時には一杯に卷かず九分目位卷き又使用せずに保存しておく時でも食物は具へねばなりません、從つて使はない時ネジをしないのは休養でもさせとく樣に考へるのは間違つてゐます、かつ必ず卷いて仕舞つておく事です、暇にまかせてパチリ〳〵と蓋を開閉してはなりません、知らず〳〵にごみが入りますから時間が狂つた時計を廻して正確にしますがこの時決して針を逆に廻してはなりません、一分を調節するにも一から二、三と順序に從つて廻さねばなりません、液體は機械の强敵です普通の水は二三時間海水ですと一時間で錆がきます、液體へおとしましたら何をおいても時計屋へやる事を忘れぬ樣心懸けて戴きたい。

白米時代から玄米時代へ

胚芽に就ての話……

最近漸く、胚芽米、身體保健上有效なことが識者に依つて說かれ市場の白米も昔に還元して玄米へ少くとも胚芽を損じないものへと一般の營養衞生觀念から從つて砂の混入しない無砂搗米が非常に喜ばれるやうになつた、卽ち脚氣病は米毒でなくて米の中卽ち米の胚芽に含む燐素の缺乏、その他いろ〳〵人體に必要有效な成分を精白米にすることに依つて失はれるばかりでなく、混入する砂の爲め齒の琺瑯質を損じ胃腸の粘膜に炎症を來たすことから脫せんことにあつたが精白米時代から昔の玄米時代に還元せんとしてゐるのであるがこればかりは時代逆行では斷じてない、その證據には秦始皇帝

が東方に君子國長壽國ありと信じて不老不死の靈藥を我國に求めに來たのは、人皇七代孝靈天皇の時肉食國の始皇帝が自國民の有病短命を憂ひ、當時玄米を常食としてゐた我國に靈藥を求めに來たゝ云ふことも畢竟それは肉食と玄米食との問題に過ぎなかつたと云ふ、今當時の御挙措を歷史に拜徵するに

孝昭天皇百十四歳、開化天皇百十一歳、孝安天皇百三十七歳、崇神天皇百十九歳、孝靈天皇百二十八歳、垂仁天皇百四十一歳、孝元天皇百十六歳、景行天皇百四十三歳、

今から千四百年ばかり前に著述された後漢書の倭人傳中にも『多壽考至百餘歳者甚多』とある征韓の勇將加藤清正が兵糧に玄米を用ひた事は清正七ケ條の中に示されてゐる、玄米時代、背を高く見せんが爲に三尺餘の長烏帽子をかむつたと云はれる小兵の清正でさへ六尺三寸あつたと云ふ、當時の日本民族の體格が如何に强大であつたか、遊就館に行つて見ても直ぐ判ることである。

蛇目傘の買ひ方

先づ骨の數に注意……

蛇の目傘は全國各地に多少の產額はありますが、いづれの產物にしても、買ふ時の注意としては、これを擴げて親骨を受けてゐる小骨に糸を通した箇所を見ることが必要です。

この大切な箇所に目落ちがあるとか、または粗製になつてゐるとすれば、そこから小骨がはづれるやうになり、骨が突き出して穴があきます。

また蛇の目傘は產地によつて良否があります岐阜縣は全國第一の大量產地で、東京に需要される多くの傘は岐阜ものですが、府下小岩村から產出する地張と唱へらるゝものは岐阜ものよりは優良です。でこれを見分けるには地張の傘は骨の數が太物で四十本、細物で五十本とするが、岐阜ものは太物細物いづれも五十四本に一定されてゐる、また地張傘に使用されてゐる竹は九州及び京都產の上等品で一本選りに精選し、骨の節も一定して揃へられ、漆の塗りも岐阜ものはよく、又紙は栃木縣烏山の西の內で、純良な惠油を塗布してある。その耐久力は地張りは四年位は持つが、岐阜ものは一寸外見だけは地張に劣らぬやうに見ゆるも一年も使用すると破れるから、約半分程の安値でも不德用です。

理研酒の成分

理研酒は、普通の清酒を蒸りうして得られる成分及びその量を調べて、これに極めて近い同じ成分と量とを合せて作つたものです。

今、在來の清酒（數種の代表的なもの〻平均）と理研酒との成分を比較すると次の通りです。

成分	理研酒	清酒
アルコール	一七・〇〇〇	一七・四五〇
エキス	二・七一〇	四・〇〇九
糖分	一・二八五	一・二七三
糊精	〇・三二一	〇・七〇〇
酸類	〇・一七五	〇・一七七
揮發酸	〇・〇五一	〇・〇三〇
不揮發酸	〇・一六〇	〇・一四七
グリセリン	〇・六六〇	〇・九八二
灰分	〇・〇六一	〇・〇五三
アミノ酸	〇・〇八五	〇・一七一
アーゼ油	痕跡	〇・〇三〇

理研酒の配合に用ゐられる原料の主なものは、こはく酸

フマール酸及びアラニン、ロイシン、チロシン、フエニールアラニン等のアミノ酸です。この內、こはく酸は、以前高價であつたが、もみ殻、ふ、タウモロコシのしんに高壓を加へて出來るフルフロールといふものを分解して安價に出來るやうになりました。

アミノ酸は、一部はカーバイトから作るが大部分は大豆、小豆、ふ等のたん白質から特殊の方法で分離精製されアルコールは臺灣の糖蜜から作られます。その他の原料、パレリアン酸、レヴリン酸、プロピオン酸、さく酸、プロピルアルコール、アミールアルコール、ピルビン酸、アセトアルデハイド等も、すべて理研內で作られてゐます。

製法は、以上の原料を上記の表の如く配合して水にとかし、尙一層精製して充分くせのないものとし、これにアルコールを加へて熱し、その他適當の方法を加へて一ケ月乃至二ケ月貯藏しておきます。

これ等の製法は、特許となつてゐますから、他の人は勝手に作ることは出來ません。

理研酒の特徵としては、普通の清酒の如く腐敗を防ぐために「サリチール酸」を加へてなく、有害なフーゼル油をはとんど含まないので惡酔せず、衛生上から見ていゝとされてゐますが、味の點に至つてはまだ完全とはいひ難いとの評もあります。

官吏の家庭に

轉任箪笥

幾ら轉任しても——これなら安心——

日本家庭と箪笥、それは離すことの出來ないもので衣類の整理は勿論のこと一家の裝飾としても無くてはならぬものです。が官吏又は軍人の如き轉任することの多い家庭ではその度に頭痛の種となるのもこの箪笥の運搬です、さうした心配をのぞく必要にせまられて出來たのが轉任タンスです、これには普通の箪笥のやうに二ツ重ね四ツ抽斗、二ツ重ね、上臺引違ひ又は上臺洋服入と云ふやうな種類がありますが、いづれも各重ねを取りはづすと支那トランクのやうなものになつて衣類を入れたまま運搬出來るやうになつてゐます。これを荷造りするときは抽斗を拔いてあとの胴體を仰向けにして仕切板をはづし拔いた抽斗を上から落し込み上から蓋をすれば立派な支那トランクとなります。この蓋は平常は箪笥臺になつてゐます、種類には上品な儀式用と、夫丈な實用向とがあり儀式用には總桐と、胴の天地を杉柾にした袖桐との二つがあります。實用向きの方は胴體の周圍をベニア板と堅木の枠で組合せて極く丈夫に造られてゐます。値段は總桐二ツ重ねで六十圓、三ツ重ね九十圓、袖桐二ツ重ね五十六圓、三ツ重ね八十四圓、實用向き二ツ重ね五十二圓、三ツ重ね七十八圓。

販賣所は芝區愛宕町二源商會

廢物利用

古い水枕

水枕が古くなつて使用が出來ないものは、草履裏にいたします、臺所用の麻裏草履の裏などに手際よく截つて縫ひつけると少々位の水で濕めることなく、なか〳〵重寶であります、水枕一箇で四足分はとれる筈です。また庭下駄の鼻緒などにしても丈夫で、面白く出來ます、それには芯に細い針金を數本合せて用ふるとよいのです。



▼敢て戒護勤務者に訴ふ

豐多摩　長谷場生

余嘗て先輩に就き或は文獻を繙いて行刑の事總べて收容者に對する敎化なり改善なり從つて刑務官は敎師なり看守は決して立ン坊に非ざるなりと聞いてゐた。而して此度練習所に學び古今東西の刑制思潮乃至行刑組織の趨移を知るに及んで愈〻其感を深くするものがあつた。何たる崇高な努力甲斐ある職業ぞ。今更乍ら斯界に身を置く祝福感に滿悅せざるを得なんだ。斯くて誰もが經驗する如く余も亦并明に燃え希望に溢れた血管の躍動を以て歸任後の戒護勤務に一段の勉勵と奮闘を誓はしたは無論であ る。然るに何事ぞ旬日を經ず而も早や或意味の失望に懊惱の苦杯を嘗めやうとは。起稿の眼目は實に此點に在り。請ふ媼く余が言に耳を藉されよ。

曉天踏露來而明宵戴星歸と謂ふなん勤務は寔に竝大抵の骨折では無い。鷄の啼聲を聞いて起床する程の者は未だしも一般所謂御勤人の陽光映ゆる障子影は晩更佳と離牀逸巡時針の進み遲きを歎する輩の如きに至つては到底想像だに及ぶべくもない所のものであらう。而かも猶ほ責重い行刑の樞機に直接關與して戒護の第一線に獻身的活動を敢行する看守の奔命苦は玆に喋々縷述を要しない程然かく冗談業では無いのである。然るに不拘余は嘗て同僚諸氏の日から公然職務乃至待遇上の不平不滿の聲を耳にした事もない。崇高な使命を感じ頑強な信念の下に邦家社會に盡瘁を期する官吏は亦斯くこそあらねばならぬか！實にも悲壯なる御奉公ではある。

きれど余は敢へて呼號して天下の看守諸氏に問ひ度い、御身等に果して改善を絶叫し向上を希求する何等かの胸中を去來するもの無きや否？假りにも勤務に灰色的憂鬱な氣分を抱いて機械的動作するを止めよ徒らに勤務時間の永く若くは依命諸々たるばかりが最善の能事ではなからうものを。一例を揭ぐと改まる迄もなく吾人は最も緊急事で而も從來最も少 論ぜられて來た看守の勤務に就いて多少なりとも改善意見を持合せてる筈である。戒護勤務は收容者を逃亡若くは反則せしめざるに在りと愚論吐く輩は今日全く其跡を絶つたとしても一概に是れを分り切つてる事柄なりと放言し去るには餘りに事實問題としての勤務自體が具體的改善に多くの餘地の存在するを痛感しない者はないであらう。試みに想へ、吾人は戒護勤務に今迄幾何の愉悅感を體得したかを。不退轉の心意氣の下に終日長時間を一定箇所に立續けて獲た理想實現への自己滿足は果して何ものがあつたらうか？

斯く實際上局に當る者看守にして何時迄も默して塵へず眠れる獅子であつては世の爲政家學者が如何程刑罰行刑の目的意義に就き名論卓說を飛ばさうとも到底斯界の改善進歩向上の目覺ましい過程を顯現することを得て望むべくもない理は明白である。凝視せよ！吾人の脚下に喘集する年次漸增の犯罪人の群を。活殺自在は手中に在り加之今や時代は吾人刑務官吏をして社會の罪惡を絶滅させ國民の福祉を增進さする重大な役割を演ずべき地位を附與した。

想ふて玆に到れば世の看守なる者如何して舊阿蒙依然たる立ン坊であり唯〻後塵を拜する墨守漢であつて宜からうか。敢へて江湖の友に訴へ猛省を促す所以である。

・・・・△●▽・・・・

▼點檢の效果

宮城　高橋生

職務遂行上日々執行の點檢を大別して人員點檢及器械器具點檢の二種ありとせるも、後者は其性質上拘束事項に屬せざるを以て玆には略述する所以なり。古來人員點檢とは同一區劃内に現存する人頭の正確を期すると共に、整然たる秩序を維持し、一面之を確實正當に執行するに因り共同和衷の精神を確固たらしむるが目的にして、從て行刑上缺くべからざる要義とし、且刑務所自體の生命なりと言ふも敢て過言に非ざることゝ信じて疑はざる處なり。凡刑務所は刑の目的を確保し又は刑罰の執行をなすが爲人を拘禁する場所なるが故に、刑務所は學校に非ず將又寺院にも非ずして、卽如上の目的に因り一定の期間拘禁せられたる者を再用の良民に改善し、以て社會復歸の道程へと誘導せられつゝある者を、現時に於ては所謂收容者と言ひ、而して彼の收容者改善處遇の執行機關設備等多々ありと雖も、是が實施に當りては先以て前述の如き點檢より始め、順次諸般の行刑事務開始實行せらるゝの點より觀察せらるゝ時は、如何に此點檢は行刑上必要にして且其效果の顯著なるかは一見明瞭なるも、其實在的方面より觀察せし時は、單に形式的に涉り終了するを以て能事足れりとし或は可と是認するが如き事は、吾人刑務官として甚だ遺憾とする處なり。故に是等の缺點を助成し之が目的の充實を計らむ事を欲するには、平素克く本題の趣旨を體するは勿論、刑政第四十一卷三月號第三號「刑法に於ける重點の變遷」（六）に曰く「囚人ハ必要ナル限リ之ヲ秩序ト勞働ニ馴レシメ且累犯ニ陷ラザルヤウ道德的ニ强カラシムベシ」と、又「囚人ハ嚴肅ニ正シク且人ラシク處遇セラルベシ」と規定しあるは從來の行刑法規類等に於ては全く習得爲したるものには非ずと雖も、世の進歩に從ひ文化の進展に伴ひ、時代の趨勢に鑑み、直接收容者被護勤務中は如何なる場所に在りと雖も、以上の條項は常に懸念すると共に確守し、專心敎化に努力するは勿論、亦是等因襲的手段の良習を尊重すると共に時世の要求に從ひ、行刑の刷新を計らんとするも其效顯の發露は點檢の二字に基因するものなりと確信す。

——△●▽——

▼勤務時間改正を望む

下關　原田生

昨昭和三年十月、此の歲月こそ永久に忘

るゝべからざる歳なり、恰も千載一遇の御大典の御盛儀の御挙行あり、畏くも聖上陛下に於かせられては司直の最高の府たる大審院に御親臨遊ばされ、司法参考思料や又行刑参考品竝刑務所製作品に至るまでも天覧遊ばされたと洩れ承る、誠に恐懼措く能はざる次第にして、行刑の局に當る我等の一面目實に之に過ぐるものはない、斯る意義深き此の歳と共に實施せられたるものは我刑務官の服装改正である、此の事たるや多年の懸案でありしが、愈〻此の歳より實施せらるゝ事に至つたのである。即ち從來の懲治主義時代の服装から一變して明るい服装となり、又行刑改化遷善主義を表象する爲に、特に少年刑務所と普通刑務所との服装を區別したのは、少年をして敎養感化上に趣きを置きたる次第である。然しながら我服装改正と共に當然改正さるべく期待して居たのは我々刑務官の勤務時間改正であつた。これの洩れし一事を甚だしく遺憾に思ふのである。即ち現今の如く晨に星を戴き出勤し夕に月影を踏んで歸宅するが如き長時間勤務の編制の爲に、可憐なる兒額に接する時も稀である、これが勤務の現狀である。然るに一方に於け職務とは申せ、狹猾にして奸計百出なるものあり兇暴惨忍なるものあり又虚僞譎詐なるものあり、全く名狀すべからざる兇惡なるものあるなど、之等の受刑者に接して而も彼等を善良なる一般國民に復歸して邊色なからしめんとするには、これ醇美の感性を要するので世運に遲れざる樣にして、行刑の最終の美を擧げしめん事を特に情願希望して止まざる次第である。

◆——◆——◆——◆

▽作業督勵に就て一考察

臺中　南金山生

人は各々世は樣々十人十色なるが如く亦意見主義の異なるは自然の趨勢ならざるやと信ず、余淺學低才を顧みず、聊か作業督勵に就て一言茲に忌憚なき愚見を披瀝せん

刑法第十二條第二項に規定して曰く、『懲役は監獄に拘置して定役に服す』定役は即ち作業にして是が督勵は直接法令執行の任に當る刑務官の努力に據らざるべからず、其執行の任に當る刑務官にして誠心誠意を以て努力するの覺悟なく曠日彌久の狀態にあらんか、其効を奏する事能はず、人の心理狀態は千差萬別にして社會の生存競爭に堪へ得ずして鐵窓の下に呻吟する受刑者に於ては特に然りとす、茲に完備せる自働車ありと雖も之が操縱者に於て運轉を過る所あらんか目的地に達する事能はざる而已、動もすれば衝突、轉覆の悲運に陷るべし、如上の原因の胚胎する所を吾等日々職務執行上に細心の注意を拂ひ事に當るは最も緊要なる事なりと信ず、斯く收容者を使役する任に當る刑務官に於ては彼等の心理狀態を具に窺知し情實に由り法規を無視せざる範圍内に於ては臨機應變の處置を採ると共に勞働の神聖なる所以を諭告して其確乎たる信念の涵養助長に力め、自發的に作業の習得を喚起せしめざるべからず。此目的を遂行するには執行の任に當る刑務官に於て收容者を薫化するの德性を具ふるにあり、例令些事に亙ると雖忽諸に附すべきものに非ず。又刑務官に於て受刑者を改過敎養上常識の必要あるは今更余が喋々する迄もなき所なるも職務の性質上比較的社會と没交渉なるが故に時に或は常識を缺く嫌ひなしとせず此缺陷を補足するには、あらゆる百書を閲斷なく繙き、又社會の事物に接觸すると共に不斷の研究を積み以て常識の涵養に努力せざるべからず。猶余が體驗上受刑者の心理狀態を洗思熟考したるに、已は如何なる事情に由りて罪を犯し、今日此境遇にあるかと言ふ所に考察心を起し後悔せる受刑者は遺憾乍ら少なく只一日千秋の思ひをなし徒に釋放の日を待つ狀態に在るは、已れの怠惰の素行より生み出したる罪惡を反省せざる事を立證せる態度を示すものにして、其反面に於て作業に趣味を有せざるものと言はざるべからず。此が對策としては、各受刑者の犯罪の經路を辿り、徐々に罪責を諭告して入所前の身分職業と作業等を比較して就業せしめ以て速かに作業に趣味を抱かしむるの方策が作業督勵法に最も適切ならざるやと信ず。

——◇——

▽優しき服装

宮城　T女

刑罰の思潮も應報より感化主義となり、今や各國行刑は敎化人としての處遇をなすべき第一に彼等に接する職員の人格をば附與する、即ち下級取締の彼等に好感を與ふるも惡感を懐かしむるも極めて大なるものである。外見上よりして好感を與へ威嚇者に非ずして、指導者或は相談相手として接すべき取締の服装、その改良の聲叫ばれつゝありしは數年前の事であつた、日々に進展する時代に伴ひ、昨秋十月一日を卜してこれが一齊に改良され實施せらるゝに至つたのは誠に慶賀の極である、黒被布と袴の其容姿、時代遲れの服装は應報行刑の牢番としか見えなかつた、女だてらに嚴しき其顔と殺風景たる容姿、一目別世界なる人、又は尼法師とぞ思はしむる。今や敎化の時代となり戒護にせよ作業にせよ醫務にせよ、なべて敎化の意含まれざるはなく、心底よりやさしき同情を以て彼等に範を垂るべきである。從

て外見上に於ても、人格に相應する職員の服裝、また時代の推移に伴ふ必要を生ずるのである。ナス紺色のゆかしき羽織と袴とは何たる優しき服裝ぞや、敎化即ち指導者の任にある敎師その者と同一である、女收容者は男とは違ひ家庭の主婦として將來に身を立つるものなれば、主婦たる素質子女の敎育をなすべき、或は家政經濟を計るべき素質を養成せしめねばならぬ。又一面彼等の相談相手となりて指導せねばならぬ、而して日々に接する言語動作に於ては爽かに美化的であらねばならない、言語動作に於て柔和なると共に其容姿も優しくあらねば好感を與へない、優しき服裝は時代化し他の職業婦人と變る事なきは望ましき次第である。此時代化と共に情操を修養し潑剌たる精神を以て彼等の指導者であらねばならない。

◇●◇

▼偶感

市谷雀甫生

日進月歩の社會につれ諸設備整ひ治安上遺憾なきに拘らず、近時巧妙なる手段或は兇惡なる犯罪の頻々として、然も犯罪者の容易に捕縄されず人心恐々不安の極に達す。之に鑑み既に當局に於ても協議の結果、兇器を所持し强盜脅迫等に押入りたる者に對し、それを殺傷するも正當防衛と認めて罰せざる如きは、法の運用上當然と謂ふべきなり。又其の一面に於て之等犯罪者に對し如何と言ふに斯る者には重きを以て處罰する趣きの由、兩々當を得たる方策にて今後幾分此の種の犯罪者も減少するに至らん、若しも犯罪者の數減少を見ずんば斯る手段のもとに嚴重なる刑罰を科し刑務所へ收容せんか、現時に於てすら行刑事務の困難なるに、其の刑期の長きに於て勢ひ多數の收容者となるは當然と謂ふべきなり。

此處に於て刑務官の任務益々困難を訴ふる所なり、然れ共刑務行政は社會安寧秩序を維持する上に於て必要缺く可からざるものにして刑務行政の實を擧ぐると否は一に刑務官の努力に俟つの外なし、此の重き使命を負へる我々刑務官は私慾を顧みず、全力を國家的に傾注して益々努力奮闘すべきなり。

▼北海の諸兄へ

三池長南生

寒い冷たい風の吹く頃も過て梅花桃花櫻花と移り替り、咲き滿ちて吾人を醉はして居る頃、講友諸兄の御健康を祈ります。私も北海より南へ南へと進み有明海に面した三池に參り、先輩諸兄の御指導を賜り、爰に二星霜を繰返すに到りました。

北海にある先輩諸兄の御安堵を願ひます。

私は刑務界に入り、明るい行刑を執行する末席を濟し、書信係として勤務する事一ケ年半に渡り、總括的にも未だ事務に通じたとは言へないが、自由刑の執行中彼等の不自由の身に同情せざるを得ない。それは經驗の淺い關係から感じたのである。其の慰安の第一としては信書である、又改心を促すべき機關とも見らるゝそれを法定に基づき制限に從はなければならぬ、それを檢閲の任務を完ふするには仲々六ケ敷いのである。只公平と誠實を主眼として職務を執行するより外にない。其の信書には概ね親兄弟親族等が規定により許されて居るは爰に揭る迄もないが、內容を檢閲するに家政の事情貧困を訴へ、妻は病氣兒は飢に泣く、醫藥は勿論出來ざる趣き、其の返事には自分は思はざる罪惡を犯し自己丈は慈愛ある官吏の膝元に行刑の執行を受けて居るが、親兄弟親族にまで心配を掛け家名を傷付け、過去を顧るに斷腸の思表心より謝罪申上る者、實に溫順であり改心の狀を文面に顯はして居る。之に我等刑務吏員として同情が胸に湧き愛の行刑を執行せねばならぬと心から慈悲の官吏となれる。翌日になりて會議の時刻になり懲罰言渡となりて立列んだを見ると、信書に於て同情の念に燃えた彼等が立列んで居る、其の犯行を見るに工場又は舍房の擔當看守に暴言暴行を爲し、實に彼等の精神こそ表裏反復と言ふか陰險である。此の兇惡な徒を矯化遷善の任に當る我等こそ如何なる精神が必要であるか、何れを信じ何れを否とするか、全く見當がつかない、今後は先輩諸兄の御指導を乞ひ行刑に獻身的に奉職したいと思ふのである。

——△●▽——

▼努力

福岡江藤生

生の衝動、より好一生さんとする意志は決して次の瞬間に於ける死や虛無をば問題としてゐない。

私は苦しむ！　我は努力する！　唯それだけでよいのだ。總べてが徒勞であらうと、苦しむといふ事が卽ち私の喜びだ。努力する事卽ち私の感激だ。そしてそこにこそ生甲斐がある。生の幸福はある。

私が常に求めてやまないより高い生活と言ふものが、やつぱり空しい無意義なものであらうと、或は求めても遂に私自身の上に實現して來なからうが、私は決して求める事を廢しもしなければ、又悔ひもしない。果して全努力を爲し得たか、それのみが問題である。「ありつたけの努力をした」こう言ふ答を得た時私は滿足する幸福である。

又より新しい文明——それも亦空しき一つの夢に過ぎないかも知れない。又は其のものが實現さるゝ以前には此の地球が破壞してしまうかも知れない。併しそれでもよい、私達は、どこまでも努力せねばならない、報酬はあらゆる努力の刹那に於て得られる私達の幸福はそこにのみあるのではあるまいか。

——▲■▼——

▼刑務界に身を投じて

大阪川端眞市

世間の人は刑務所を何と言つてゐます、只だ罪人を扱つてゐる監獄とか、まるで昔の牢屋のやうに言つてゐます。然るに現代の刑務所は決して昔の樣な牢屋時代に行つた簡單な刑罰の執行ではない。ふりかへつて見れば昔の刑罰の執行は、只だ罪人を牢屋に入れて、或一定の期間內自由を拘束し

たに過ぎない。隨つて身體の健康保全、衞生作業教育教誨等は無論考慮されてゐなかつた。現に執行しつゝある、刑罰の執行は眞に理想なる、行刑事務と時代に相應しまた、現代式の愼重なる、刑罰の執行なのである。

從つて刑罰の執行に當面せる我々刑務官吏の責任たるや其の任務たりや實に重且大であらねばならぬ。ぼんやりした人間では此の重大なる職責を完ふする事は出來なくなつて來たのである。

無論刑務官吏は、會社工場に働らく男工女工のやうに決して面白い職業ではあるまい。然して我々の要求するのは面白い職業を選ぶのぢやあるまいつまり立派に生きんとする人間は高潔なる人格を養成して人間らしき理想を抱いて、そこに美しき生を求めて行きさへすれば、實際價値ある人間生活である。斯樣な理想生活には必ずや、刑務官生活にも、清き趣味の訪れる事を信じて止まない。

犯罪の爲に收容されてゐる受刑者に恰も親が子を教育するが如く、溫たかき心を以て、然も嚴正なる規律の下に刑罰の執行とそれに伴ふ偉大なる敎化を以て、やがて社會の一員として生活出來る眞人間に立返らしむべきが我々刑務官吏の頭上に投げられた否與へられた一大使命ではないでせうか。

▼協力一致の精神を涵養せよ

松江　瑠璃夫生

凡、利己主義を排し協力一致事に當るの美風は、我國民精神の發露にして、當然吾人の踏むべき道である。

殊に吾人刑務官は一層此觀念を强調し和衷共同刑務の戰線に馳驅しなければ到底行刑の美果を得る事は不可能である。然るに、偶、同僚相互間に於て、些なる感情の齟齬より相反目し、或は進級を嫉み、或は他を凌駕せんが爲めに種々なる策謀を廻らし、或は他人の缺點を指摘し事を誇大に吹聽し、中傷せんが爲に中傷する等々其他是と類似の利己主義より出でたる醜き暗鬪が次から次にと續けられて居はしないだらうか。若し假に如斯事實ありとするならば、如何。協力一致の美風は根本より破壞せられ、利己主義萬能となり其歩調は常に亂れ、收容者に乘ぜられ易き事是より大なるはなしである。

凡、吾々刑務の職に在るものは上所長より下一看守に至るまで一心同體にて一糸亂れざる歩調を以て協力一致、收容者統御の任に當らなければ、如何なる良法も何等の効を奏せないのである、故に吾人は一度職務場裡にたちては私的關係に拘泥せらるゝ事なく相互に提携し、相互に援助し、益々共同一致の精神を强調しなければならないのである。

▼新舍房とS部長

北支　F　E生

美裝の輪廓整ふて浮び出た刑務所内では、文化の魁けとも言ふべき新舍房。

六甲スレートの屋根グレーイ、ウオールの獨逸式な外見の風雅さは陰鬱な舊舍房に勤務して居る僕には、刑務所の舍房と言ふ感じを少しも與へない、極めて瀟洒なものであるが之れも時代の趨勢であらう。

内部より仰げば棟の南側に大きな網入り縞硝子を欲め込んだ明るいものである、各室に疊を敷き窓を大きくし四個の換氣孔を設けて採光と空氣の流通を充分ならしめ、上水道を設置して水の使用を自由ならしむるなど極めてモダーン式なるは收容者の衞生と健康保全に努めたとは、設計された大岡技師の苦心談である。

こゝに特記すべき一事あり、それはS部長である。起工より竣て成工せんとする其の間且に霜を踏んで出勤し、廿數名の人に作業の進捗と事故の防喝に努めて、夕べに星を頂いて家路に着くのである。最初より今日に至るも何等の事故もなく作業の豫定通りに進捗しつゝあるは、一にS部長の熱誠なる努力と僕は深く感謝してゐる。

職員よ、相携へて此明るい新舍房が成工の曉には明るい行刑の主旨に悖らぬやう努力しやうではありませんか。

◇松江刑務所の修養機關

瑠璃夫生

受刑者を指導改善せんとするには、先づ以て職員の敎養を計る事が最先の要義であることは、今更喋說を要せざる處であるが殊に當所に於ては最も意を茲に留められ、或は修養を銳意職員の指導敎養に努められ、或は修養機關として諸會を創立し、或は懸賞論文を募集して智能の練磨に努め、或は修養文庫の充實を期する等、實に其方法は積極的である。吾等は此施設に對し常に深甚の謝意を捧げると共に、御期待に叛かざらんことを期するものである。

今、當所の修養機關を紹介するならば左の如し。

一、事務研究會(毎月一回免業日)
事務の連繫、統一、刷新等を計るを目的とす

一、看守協議會(毎月第四火曜日)
事務の刷新、處遇の統一を期するを目的とす

一、講習會(隔月第二火曜日)
法規及一般知識の涵養を目的とす

一、修養會(隔月第二火曜日)
品性の向上常識の修養を目的とす
(完)

◇吾等の使命

高松　皎月

刑務に職を奉ずる吾人は釋放者をして社會の良民に復歸せしめ、再び實社會生活より落伍せしめざる特殊敎化の使命を果すべく益々自重し、常に品性の陶冶常識の涵養に力め、收容者に其範を垂れ、職務を執行するに唯彼等を拘禁看守すれば事足れりとせず、須らく彼等の個性を知悉し、犯罪の動機原因を究め、力めて收容者の個性に立脚して適切なる處置を講じ、嚴正公平常に仁恕の精神を以て敎養感化に盡し、職業の訓練或は勤勉なる慣習を養成して、勞働の神聖なる所以を悟らしめ、彼等の性癖を矯正すると共に、健康生命を保護するに必要なる處置を研究應用して拘禁に依りて生ずる健康障碍を除去するのみならず、益々强健なる身體精神を附與すべく萬善の策を講ぜざるべからず。



所感

藤井音次郎氏談

此度私が上京したのは親樹御宴に御召しの光榮を賜り、これに列席のためであつた。男子としては一度はこの御宴に召されるの光榮を得たいとは、私の實に十數年前よりの希望であつたが、計らずも今回の御召に浴することを得て、此處にこの多年の希望は達せられたのである。私は從來社會事業に聊か盡瘁貢獻する所あり、その効として、かねては勅定藍綬褒章及び勅定紺綬褒章及飾板を賜はるの光榮に浴し、また昨三年秋の　今上陛下の曠古の御大典に際しては、勳六等に敍ぜられ、瑞寶章を授けられ、私の社會事業への聊かの貢獻が長くも天上に達して、斯く重ね〳〵の御恩賞を蒙るを身に餘るの光榮としてゐた次第である。然るに、この光榮の上に尚重ねて、本年の親樹の御宴には、借地借家小作爭議調停委員として、全國唯一人のしかも初めての御召しを賜つたといふことは、痛快至極とも、一家一門の光榮とも、またひそかには社會事業家の代表するの光榮とも思はざるを得ないのである。

◇

私はこの司法省の調停委員としての光榮に感激の餘り一首の歌を作つたが、この御召しは私にとりて欣喜といはふか光榮といはふか、聖恩の忝なさに恐懼するばかりである。然して、私はこの聖恩に感涙すると共に、その萬分の一にも應へ奉らんがために、有力者の驥尾に附して、いよ〳〵進んで社會事業への貢獻は不肖の終生の事業であり、之がためには斃れて後止むの覺悟を常に抱持してゐるのである。

京都福堂會は、京都に於ける刑務官後援會であるが、刑務行政改善の第一著歩は適材を得るにあることは論を俟たぬ所であるが、いかに適材と雖も生活上の安定なければその職能を發揮し得ぬ。妻子に對する後顧の憂なければ能く死地に花んで職責を完ふすることが得られるのであつて、刑務官の如き危險多き職務にあるものには、大に物質上の後援を爲すべき方法を講じてやるべきの必要を痛感する所ある折柄、前京都刑務所長住江敬義氏、現所長飯田高朗氏其他の有力者と協議の上に設立し、曩に警察官のために力を致せしも、更に刑務官のためにも盡力したのであつた。警察官の任務の必要なることは論を俟たざるも、刑務官任務もまた充分に果されるのに非らざれば、わが京都府下の平和は完全に維持し難いのである。私は率先して先づ應分の寄附を提供し人々にも勸說する所があつたが、その結果として、現在の福堂會が十萬圓計りの基金の上に建つに至つたのは、發起人に加

へられた一人として欣快とする所である。

◇

併しながら、熟々考ふるに、この刑務官後援會なるものは、單に京都なる一局部に偏すべきものではない。これは大いに全國的に擴張すべき性質のものであると思ふのである。現在の刑務官の全般の狀態をみるに餘りに劇務なるを爲め修養すべき機會を與へられてゐない。また職務遂行に對して、熱が足りない樣である、これには一方に生活上の安定のないに基因することは、前述の如くであるが、尚慰安さるゝところも大になければならないと思ふのである。然して、此處に刑務行政に貢獻する機關として刑務協會なるものゝ存在することは、大にわが意を得たるものであるが、遺憾ながら現在の狀態は誠に不振のものと私には觀ぜられるのである。



この事業を大に活動せしむるには、犯罪心理の研究其他種々のこともあるが先づ何よりもその基金である。尠くとも百萬圓の基金を得て、それより得る收入を以て、全刑務官の生活を安定せしめたならば、以て後顧の憂なく職に盡すこと忠實ならしむるを得べく、斯く優遇の途を講ずることは焦眉の急務である。尚其の上には、常識の向上知識の涵養の一策として、臺灣、朝鮮其他の見學をもなさしめ、常に世界の大勢に後れざるやうにしなければならぬと思ふのである。生命財産を保護すると共に人格の向上に誘導する時、その實績の顯著なるを私は信ずるものである。其處で、此度親樹の御宴に召されしを機として原司法大臣を初め松井行刑局長各書記官にも親しく面接し、大に私の意の存する所を開陳すると共に、その基金充實に關し種々提案したる次第であるが、常に刑務官のために深く意を注いでゐられる司法當局者として、之に決して反對なきを私は信じて疑はぬのである。

◇

さて、この基金百萬圓を得ることの問題であるが、百萬圓は決して少額ではない。然しながら協會の性質と事業が有力者の理解を得ることが出來れば、百萬圓と雖も決して至難ならずと私は信ずるのである。不

宵また、協會の不振を傍觀するに忍びず、全國刑務官の現狀に同情する所より、自ら進んで當局者に迫るには、この事業に大に「熱」があるのである。當局者を援助してこの事業の達成のためには、固より自ら進んで淨財を投ずるの覺悟もある。すべて事業は「熱」である、この熱を以て接する時、その意氣に感ぜざるものは恐らく一人もあるまいと思ふ。幸ひに私はこの協會の事業後援に「熱」を所有してゐることを、自ら喜び之を公表することが出來る。

◇

私は御承知の如く京都に於ける一資産家である。それで生活上に幾分の餘力を持つのであるが、この餘力は淨財として隱れたる有益な事業へ投じてこそ、最も有效である。世の多くの人々は、表面的に華やかな事業には贊成しがちであるが、私は之に反して隱れたる事業に後援することを眞の後援と信じて來た。恐らく今後も隱れたる有益な事業を後援することに欣快を感じ微力を致すことであらう。然してこれが大御心に應へ奉る當然の責任と信じてゐるのである。

刑務協會の事業は理想的には、刑務官の後援より囚人の善導となり、進んでは免囚の保護機關となるべきであらうと思ふ。この目的の達成のために、今後の私は自ら犧牲を拂ふことを辭せないつもりである

終りに財團法人に就いて、私の所感を添へるなれば、斯る團體が大に活動するには民間の有力者と提携することである。卽ち民間有力者にもその役員を囑託し、官民合同して、始めて所期の目的を速かに達成することが出來、然してこれは極めて急務であると思ふものである。

死亡者追弔會

滋賀刑務所にては三月二十一日の春季皇靈祭當日を卜し大谷派大津別院輪番清水信成氏導師にて部下法中の參動の許に、當所教誨堂に於て、在所中死亡者の追弔會を嚴修し、大津地方裁判所檢事正宮崎國吉、大谷派本願寺社會課長栗田憙成の兩氏に講話を乞ひ、式後一般受刑者に供物を施與し、多大の感激を與へた。參列者は前記兩氏の外當地篤志家數名及同所職員であつた。

因に、當所に於ける此の追弔會は大正十四年秋より春秋兩度の彼岸の中日を卜し之を嚴修するの例を開き、每年繼續し來りしもので、之に要する經費は大谷派本願寺及前大津別院輪番熊谷宗寶氏の主唱になる同情會より多大の後援を受け、此の法要を擧行せる次第である。

本派本願寺教誨師大會 富井報

本派本願寺に於て准如上人三百回忌法要を執行するに際し、四月九日午前九時派內敎誨師大會を開催せり。出席敎誨師三十二名。會場、京都市顯道會館。先づ藤音本願寺社會部長を導師として會衆一同故覺成院河野純孝師追悼のため讀經し各自燒香の後、開會。

社會部長を座長に推し

一、一般敎誨事務刷新の件を討議す。

書信接見の事務は敎務に於て管掌するを可とす。

就業せしむる日曜日にも總集敎誨を施行すべし。

二人以上の敎誨師在勤の場合の分擔法について、收容者別とするか、事務別とするかの得失。

學科敎育、圖書室擴張等に就いて盛に意見の發表有り。結着、敎務は擴大包容の方針を可とするに決し

二、思想犯人取扱の件を上議し

思想犯人に、强弱程度、主義系統、經歷等各方面の殊別有り

明治維新當時の勤王家を以て自任し、殉敎者を以て自信する者は、主義のために肉親に對する情誼を犧牲とするが如し、然るに此等に對して肉親の憂苦を材料として其の反省を迫らんとするは慘酷なり

飽くまで反抗不遜の態度を示す者と雖も之に抗爭鎭壓の手段として唯峻嚴必罰を以てのぞむことは敎育たる行刑方針に一致せざるにあらずや

看讀書籍の範圍、

作業督勵、其他の處遇等、これまた主張多端、遂に諸種の意見發表に止むるを以て滿足せざるべからざりき。

席上、後藤本願寺執行が談話せし大要を擧ぐれば

十數年前私が刑務敎誨に對する本山の關係當局でありました時に比すれば、敎誨師諸君の多數が大學出身の若い方々になつてゐます。隨つて敎務上の實際も好くなつてならねばならぬことと存じますが果して如何でございませう。尤も相手が相手なり、又國家法令の下に終始されねばならぬ以上、それに變化なき限り、實際も變らぬが當然かも知れませぬが、いまだ敎誨師の意見の進歩に因つて法制を動かす程度にまで至らぬのではないでせうか、兎も角幾分かづゝ改つてゆかねばならぬ筈と思はれますが、萬一にも敎誨師が一宗一派に局られてゐる結果として、進んだ意見が出ないといふやうなことであつたら甚だ遺憾であると申すより仕方がありませぬ。政府當路の希望としても敎務の實績を擧ぐる上に何かより好き方法は無からうかと苦心してゐるゝだらうと想像いたします。

外務省の方面で承りまするとと布哇の領事よりも、本派の布哇開敎總監である今村布敎使

刑政第42巻第6号
矯正図書館

の意見の方が確實なことが少からぬさうでございますが、これは今村君が永年布哇に居られて實際に通じて居らるゝから、時々更迭する領事よりも確實な意見を有たれるのであらうと存じます。それと同樣に刑務所長も隨分更迭が頻繁なやうですが、所長よりも永く一所に勤續せらるゝ教誨師ならば、或は所長よりも教誨師の意見の方が確實であると見るべき場合も無いとは申されぬかとも思はれるのですが、教誨師は只一も二もなく政府や刑務所長の意見に追隨するばかりでなく、收容者釋放者に對して、かうすれば効果が上がると工夫考案したならば、遠慮なく當路に進言なさるのが宜いだらうと思ひますが、如何でせう。

尙教誨師諸君の御注意を求めたいことは、品位であります。相手方に有力にひゞくと否とは、教令者の品位によると思ふのであります。その品位を養ふ方法は讀書が第一で有らうと存じます。研究學問は終生の方法で、教界從事者も此點は學界從事者と變りは無いと存じます。云云

出席者　藤居、寺西、（神戸）苅屋、本多、箕浦、小玉、四夷、（大阪）。岡（北區、支）。大須賀、吉川（和歌山、支）。三島（奈良）。日下、那須、行友、藤木、阿部、（京都）。上木ミヨ、（宮津、支）田中（靜岡）。富井（豊多摩）。佐々木（廣島）。乙山（下關、支）。堀川（岐阜）。竹原（長崎）。吉田壽遠（米子、支）。小林（岩國少年）。吉田敦靈（姫路少年）。吉田秀範（川越少年）。戸崎（長野）。長原（松本、支）掬月（臺中）。閑林（臺南）。西（臺灣新竹少年）。

◆靜岡賤機會詠草

春駒

戸田則素先生選

澤の邊にみとり色そふ若草の
　わか〳〵しくもいさむ春駒　澪濤

澤ふかくいはゆるこゑの聞ゆるは
　霞にむせふ駒にやあるらむ　同人

春風にこゝろの手綱ゆるみけむ
　あれのみまさる野邊の若駒　皓月

若葉おふる澤の若駒心あらは
　あたになはみそ摘む人のため　蘇雪

入佛式擧行

久留米　戸田作造

昔、希臘の大哲ソクラテースの居室の前方に大きな或る古木が空を突いて其勇姿、美姿を擅にして居つた。所がソクラテースが知らぬ間に、或る者が其の大樹を伐採して仕舞つた。ソクラテースは之を見るより大變落膽して、曰く「自分は彼の大樹の姿を見ては思索を爲し、瞑想に耽つて居つた。言ひ換ゆれば自分の思想鍛練の供人であつた。故に今、此の供人を伐採されては自己の思索が出來なくなつた」と嘆聲を洩したと言ふことである。

されば人間は日常の生活に於て精神上何ものかの支柱を必要とするように思はれる。大哲ソクラテースに於てすら然りとせば、普通凡人に在つては更に一層のことを窺はれるであらう。

吾人の日常の生活の樣を其の大局より見るとき實に神秘不可思議のものがある。此の神秘不可思議こそ聽て宗教の出發點でなくてはなるまい。

吾等は犯罪者の心の根本に接觸して之を矯正せなければならぬ然るに彼等は言ふても容易に聽從せれば敎へても働かぬ、於是乎吾等は彼の犯罪者をして感謝の生活乃至懺悔の生活に導くには、そこに或る支柱を與へねばならぬ此の支柱こそ敎誨堂問題乃ちこれであらう。

刑務所管理者たる立場に於て主として以上の見地に立つて當所の敎誨堂は新築され大谷派本願寺よりは御木佛を初めとして佛檀佛具に至るまで一切を寄贈せられ莊嚴なる設備が整つた。左れば本年四月十九日を期し茲に其の入佛式を擧行するに至つた次第である。

大谷派本願寺よりは柏原祐義師出張せられ導師は大谷派久留米敎務所長菅原敎應氏にして久留米市内の各宗僧侶及び筑後地方の大谷派寺院中の或る代表寺院住職を招聘して法會を營みしを以て收容者に於ても稀に見る感動狀態を示した。

先是司法省行刑局長の御臨席を願ひしも御多忙の折柄其の儀相叶はず依て左に揭ぐる御祝詞を受けしことは式場の森嚴に一入の光彩を放つに至り茲に局長閣下に對し誠意感謝の意を表する次第である。

行刑局長祝詞

花笑ヒ鳥歌フ陽春ノ候本月茲ニ久留米少年刑務所ハ嚴カニ入佛式ノ式典ヲ行フ寔ニ慶讃ニ堪ヘサルトコロナリ

夫レ如來ハ無限ノ大悲ヲ以テ人類ヲ救濟シ遍ク世界ヲ照シテ一切苦惱ノ有無ヲ拯ヒ以テ轉迷開悟ノ實ヲ得セシメ給フ恒ニ佛ノ念シ給フトコロヲ念シ佛ノ行シ給フトコロヲ行スヘキハ實ニ佛ノ本願ニシテ世道ノ極致ナリ

今ヤ堂新ニ成リ尊像ヲ迎ヘテ慈光溢シ感激胸ニ充ツ謹ンテ燕辭ヲ聯ネテ祝辭トス

矯正図書館

昭和四年四月十九日

來賓としては寺嶋福岡地方裁判所檢事正、江藤長崎刑務所長、屋山熊本刑務所長、引野三池刑務所長、小橋川福岡刑務所長、鹿兒島刑務所長代理、森佐賀支所長、須藤小倉支所長其他久留米地方各官衙長等約四十名にして斯の如く多數附近各刑務所長諸賢の御來會を得るに至りしことはこれ正に所謂刑務一體論の具體化であつて春風駘蕩の感を深ふするに足る。

而して寺嶋檢事正の祝詞竝に九州刑務所長總代として江藤長崎刑務所長の祝詞演説を辱ふし單り刑務所内の收容者感化上有益なりしのみならず斯の如き機會に於て一般社會に向つて刑務所の使命を明にし且つ其の國家的社會的に刑務機關の立場を認識せしむる上に於て見遁すべからざる反響ありしことを斷言することを得べしと思はしめた。

人心は音響と形體と色彩とに因つて動くであろう。

如何に不平犯罪者と雖音響と形體と色彩との調和されたる環境にあるときそこに自然的に感謝の生活懺悔の心を體得するに至るであらう、一人とても茲に至ることを得るとき吾等の職責を果したものとして喜びに堪へぬ。

◆靜岡賤機會詠草

野遊

戸田則素先生選

若草のもゆる春野の長閑さに
　家路わすれて遊ひ暮しぬ　機月

おもしろく遊ふ胡蝶にさそはれて
　けふもひと日を野邊に暮しつ　澤濤

春の來てこゝろをのへに遊ふ日は
　老も若きもたのしかるらむ　藕山

おとつれし庭の胡蝶にさそはれて
　うかれきにけり春の花野に　碧水

行刑衞生集談會

我國行刑界に於て嘗て行はれたことのない行刑衞生集談會が五月一日午後二時から豐多摩刑務所に開催された

一　午後二時休憩室集合
二　房房、工場、作業の狀況案内
三　醫務室集合休憩
四　醫務部設備の狀況案内　附病舍及病症説明
五　醫療器械の參考品の説明
六　午後三時講演場集合
七　開會の辭　豐多摩刑務所醫務主任　向井淺三郎氏

我國に於て見ることの出來なかつた行刑衞生集談會が本日當所にその第一回を開かれる樣になりました事に就ては有馬所長や芥川衞生官の絶大な御後援や御援助に待つ所が多いのでありまして、特に有馬所長は私が當所へ赴任以來醫務に關しては非常に御援助下された、その結果隔世の感ある今日の設備が整ふ樣になつたのでありまして私は全く力强く感謝してゐる次第であります。從來醫務室は一種の物置のように扱はれてゐた感がありまして、醫療器械等は陳列してゐる丈けで恰も裝飾品の樣に思はれてゐたのでありまして之れでは行刑衞生の效果が疑はれるのであります。今後は大いに改良發達を旨とし、實際化して引いては精神衞生の方面へも及ぼしてその萬全を期する覺悟でありますと開會の辭に代へて挨拶があつた。

八　所長の挨拶　有馬四郎助氏

向井保健技師は軍人出身であつて總てにキビ〳〵とした所があつて心頼母しい方であると信じてゐます。今日のこの會を催うされるに當つてもその名を集談會とされたことにその片鱗がうかがはれるのであります、集談會たるや全く聞えのよい名であつて今日の實際から言つても將來は今迄の樣な教談ではならぬ如何しても集談的即ち一團となつて行かねばならぬ時代である。この時に諸君が斯くも澤山御來會下さつたことは頗る有益なことであると喜んでゐます。

從來行刑衞生に關しては當局に於ても餘り留意せられなかつたかの感がありました故か醫療器械等は一時は陳列して、少し經つと物置へ持つて行くと言ふ狀態でありましたがそれでは行刑衞生の效果を擧げる事は出來ないと思はれます。今後醫務は生活上の境遇や設備の改善を行つて行くことが行刑衞生の第一歩かと信じます、その意味に於て將來各所にこの會合を催されて大いに向上進歩あらんことを切に希望致します。

九　茶　菓

十　講演竝にデモンストラチヨン

各自十分間の範圍に於て尊い經驗談や其の他參考となる有益な談があつた

十一　衞生官の挨拶　衞生官　芥川信氏

只今向井君や有馬所長から御話のあつた通り行刑衞生に關する會合は未だ嘗て見なかつたのでありますが、本日豐

多摩刑務所にそれが儘された事は誠に有意義なことでありまして衷心喜んでゐます。この機に際しまして行刑衞生に關する一端を述べて見度いと思ひます。

一體行刑衞生を知らんと欲するならばその過去現在將來について知ればその概念を得ることが出來ると思ひますとて大略次の談があつた

先づ行刑衞生の過去を知るにはその沿革を尋ねるが尤も捷徑であります、醫者が刑務所に初めて關係したのは明治二年十二月監獄醫の職務が認められたに萠芽してゐるのであります、次いで明治十四年に官制外の職員として傭員の中へ入れられ、明治十九年には監獄醫が初めて判任官に採用せられ、同二十三年には又判任官待遇に下げられ、同三十六年に至つて奏任待遇を受けるようになり、大正七年官等が配當せられて同十一年に現在の制度となつたのである。

之れに由つて是を觀るに昔は如何なる罪人でも診察を慈善的にしてやり、治療もわずかにしてやる位の程度であつた樣である。其れが段々と進んで來て治療に重きを置く樣になり明治卅六年頃になると更に進歩して治療以外に監獄衞生が考へられる樣になつて來、尙以上に向上發展せしめるには昔の樣な設備では到底その目的な達成し得ないから必然的に醫務の設備改善進んでは醫療器械の完備が緊要事となり各所ともその傾向が樣頭して來たのである。當豐多摩刑務所の醫務室が今日の如く改造されたのもその一の表現である。故に今後の保健技師はここに留意して之を善用し罹病の際は一日も早く原因對照等の方法を講じて探究し以て治療に心掛くべきである。

されば行刑衞生の將來は如何、將來は現在の事のみではなく歐米諸國に於て實行してゐる樣に受刑者の各個性に就いて詳細に調査する傾向となつて來ると信じられるのである、この自然の結果として當然起つて來る問題は人類學的、精神病理學的、心理學的、社會學的の檢査を完全にし之に依て犯罪人の行刑を如何にして行使するかの資料を提供し、行刑の實の完全を期す分野が之の方向に廣まる樣になると思慮せられるのである。

十二　閉會の辭

尙當日の出席者は芥川衞生官　有馬所長　向井(豐多摩)　豐島(同)　大草(巢鴨)　光井(同)　足立(同)　曾川(市谷)　吉川(同)　平川(小菅)　小俣(八王子)　高野(同)　酒井(小田原)　行定(川越)　佐藤(千葉)　能勢(刑務協會)　豐多摩刑務所各主任の諸氏であつた。

敍任辭令

依願免本官竝兼官

朝鮮總督府看守長兼通譯生　吳　聖　煥(大邱)
（三月十一日）

陞敍高等官三等敍從五位三級俸下賜
敍正五位　特旨ヲ以テ位一級追陞セラル）（三月二十二日）
大田刑務所長事務取扱兼務ヲ命ス
朝鮮總督府典獄　則近喜代熊(大田)
朝鮮總督府看守長　杉松民造(大田)
（三月十五日）

陞敍高等官四等

朝鮮總督府典獄　岡　友道(平壤)
（三月二十五日）
朝鮮總督府看守長　島村四郎(海州)

給五級俸

死亡

（三月二十四日）
朝鮮總督府看守長　入江彌彥(大邱)

敍勳八等授瑞寶章

（三月三十日）

朝鮮總督府典獄　小山鉦次(光州)

敍正六位
陞敍高等官四等
（四月二日）
朝鮮總督府典獄　小山鉦次(光州)
（四月四日）

依願免本官

同　野村光輝(開城)
同　糞田長平(釜山)
同　關牟田彥次郎(新義州)

補光州刑務所長
補開城少年刑務所長
補釜山刑務所長
二級俸下賜敍從五位(死亡)（四月二十二日）
特旨ヲ以テ位一級追陞セラル（四月三十日）

同　寺川鎭次郎(公州)

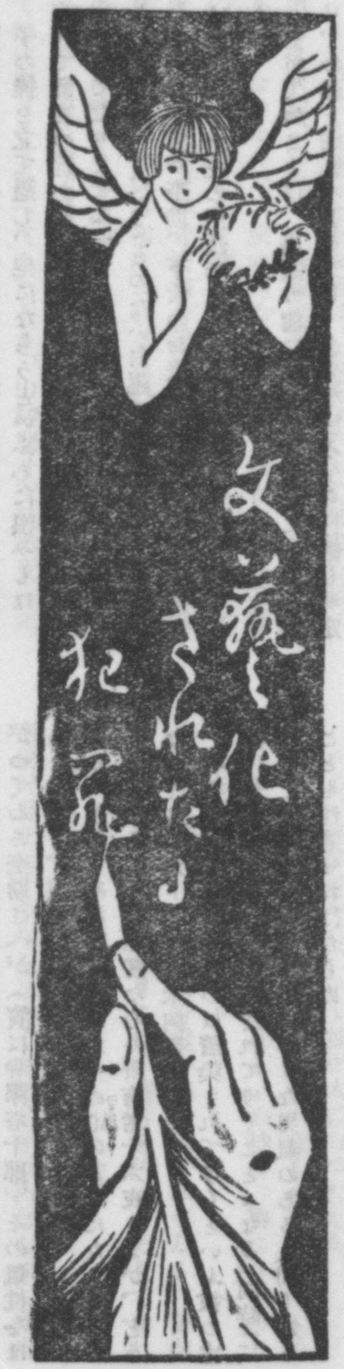
補新義州刑務所長
補公州刑務所長

同　上野傳(海州)

朝鮮總督府典獄補　森德次郎(木浦)

任朝鮮總督府典獄
敍高等官六等
六級俸下賜

補木浦刑務所長　同　戸次有德（群山）
補海州刑務所長　朝鮮總督府看守長　藤村喜一（京城）
補全州刑務所群山支所長　朝鮮總督府典獄　富田艮吉（咸興）
補大田刑務所長　朝鮮總督府典獄補　鈴木礎一（清州）
補咸興刑務所長　朝鮮總督府看守長　小丸源左衛門（西大門）
補公州刑務所清州支所長　（四月十日）
朝鮮總督府監獄通譯生兼看守長　金星庚（木浦）
大邱刑務所在勤ヲ命ス
大邱刑務所安東支所在勤ヲ命ス
朝鮮總督府看守　李永守（釜山）
任朝鮮總督府看守長兼朝鮮總督府監獄通譯生
給十級俸
木浦刑務所在勤ヲ命ス
朝鮮總督府看守長　長谷場芳介（釜山）
釜山刑務所長事務取扱兼務ヲ命ス
（四月十一日）
看守長　武藤勝次（長崎）
任朝鮮總督府看守長
給四級俸
西大門刑務所在勤ヲ命ス　（四月二十三日）
朝鮮總督府典獄補　戸次有德（海州）
任朝鮮總督府典獄
敍高等官七等
七級俸下賜
補海州刑務所長　（四月二十七日）
從六位勳六等　岡友道（平壤）
敍勳五等授瑞寶章　（四月三十日）



河竹默阿彌作

花街模様薊色縫

犯罪を中心として

〔二〕

安宅爾朗

◇梗概解說◇

俳諧師白蓮に救はれた十六夜は廓の身受けをされて、親の佐五兵衛いまは出家した西心と別邸に厄介となつてゐるが、或る夜、みんなが寢靜まつてから位牌を出して、春雫清心信士成佛得脫　南無阿彌陀佛々々と回向してゐるのを白蓮にみつけられ、それをきつかけに、思情のこもつた言葉でそのわけをきかれてとう〳〵清心追放のこと胤を宿してゐること、心中したこと、などを告白し、多くの金を出して救ふて下さつた義理から旦那に身はまかしてゐるが心は清心につかへてゐる。どうかかうなつたからには、菩提を弔ふからに尼法師とさして下されと哀願し、かねて用意してゐた衣手甲脚絆を簞笥からとり出して白蓮に示した。白蓮も廓の女に似はぬこの心情に

ほだされて。

「いや感じ入つたそなたの貞節、傾城に眞實なしとは譯しらぬ、野暮な口から行すぎたとは新内節の名文句、あゝどんな人だか清心どのは、死んだあとまでこれほどに思はれるとは身の仕合せ、嘸これまでは義理ゆえに俺と寢るのが辛かつたらう。

この貞節をみる上はこれから同一夜着にねても佛を抱いてねるも同じ、おれも男だ、望み通り暇をやる。」

と、十六夜の願ひを許るしてやることゝなつた。

家に少しも歸らず妾ぐるひをしてゐるのを恨みひそかに忍び込んでこれを別室できいてゐた本妻のお藤は、思はずわつとないた。

そうして、白蓮の前に來て、

「あなたが歸りなさらぬ故、忍んで今宵まゐりましたは男を蕩す憎い女、恨みを云はうと存じましたに思ひの外におさよの貞節、まだ年若き身をもつて女子の操を立て通し、尼にならうといふ心に恨みもはれて眞實の姪か妹のやうに思はれて、わたしわ可愛しうてなりませぬ」

と、泪ぐむ。ないたことのない白蓮の眸にも涙が光る。

そこへ、下男の李助、下女のお米も出て來て、交々情けぶかい十六夜の尼法師になることをおしみかなしむ。

やがておさよは、出家の積になり西心と共にそこへ夜り、お藤と姉妹の盃を交し、名殘を惜み乍ら行衛もみ定めぬ旅に出ることゝなつた。

西心　行方定めぬ長旅に
さよ　これがわかれにならうやら
白蓮　知れぬ浮世の仇櫻
李助　派手な姿の盛りの花も
お藤　夜半の嵐にあられども
さよ　散りて行く身は墨染の
西心　替りし頭を旦那樣に
白蓮　さても殊勝な
さよ　あれ、お恥かしうムりまする

十六夜の心は、たゞ一筋になき清心を追慕することに燃えてゐるのである。たゞ出家となり諸國を行脚し清心の菩提を弔ひたい。さうして宿れる嵐をうみおとして、身のふり方をつけたいと念じてゐるのである。さうして十六夜は、下女下男に對しても、慈悲ぶかく、何くれとなく氣を配り、やかましい白蓮が、李助お米をどなりちらかすのを、陰になり日向になりかばつてやり、つむじのまがつてゐる李助さへが（實は寺澤塔十郎）その氣性をほめたゝへて、感心してゐるほどの氣立のやさしい人間である。芝居でみれば、觀衆がその心の薫りになかされる場面である。この殊勝な心の所有者十六夜さよが、どうなつてゆくか？こゝに木阿彌の筋は

環境によつて人間の心は蔭染されてゆくといふ彼の主流に從ふて、事件がはこばれてゆくことゝなる。同時に、こゝでは白蓮も人情味たつぷりな男氣のある人間であることも注意せねばならぬ。

さて、かく西心と十六夜は、出家すがたで諸國行脚に出かけたが、箱根で十六夜は惡漢にかどわかされ行衛が不明になつたので、父の西心はやむなくひとり歸り名越の無緣寺の墓守として侘しい日を送つてゐるが、一方十六夜は小地獄谷で一寸法師や鷄娘、片輪者を買込んで鎌倉へうる見世物師の宿につれこまれたが、身重で坊主姿のために幸にも子を生むまでにはこの髪ものびようと家へおかれたので、子をうんで肥立ちがよくなつた折をみて逃げ出さうと考へてゐたとき、山神祭り夜偶然死んだはづの清心にあひ、その場から故郷へ逃げて來たが、いまは鬼薊の清心といはれて名高い泥棒の女房となつてゐる。

いまもおさよは、毬栗の延びた髪をかむり半纏姿、清吉は世話裝三尺帶、尻端折頬冠りをして出で來り、白蓮の家へゆすりにくる。

だが流石、ふるいころの自分の姿があり〳〵と浮んでくる。

さよ　ほんに緣といふものはおつなものだの、死んだとばかり思ひきつて、坊主にまでなつたわたしが髪をのばして、死んだお前とかうして一つになるといふなアどうしたといふのだらう

清吉　これがほんの腐れ緣だ、おれも手前故にお構ひ喰ひ、頭はだん〳〵のびてはくるが種はすつかり耗つてしまつた。そこからふつと氣が替り、わるいことは覺え易く僅一年經たねえ中に、肩書の付く身體になつた、朱に交はりや赤くなると、いつか手前も板の間かせぎやら、ゆすりやら、いゝ稼ぎ人になつたなあ、と感慨無量である。さうして、十六夜もこは〳〵すゝめられて惡事をするもの、氣恥しい心持は、胸にひらめいてゐる。

白蓮の家では、お藤は行燈の傍で本をみてゐる。李助は居眠りをしてゐるおさよは、清吉を門にまたしておいて、

「お頼み申します〳〵」

李助、目をこすり乍ら出てくるが、手の内ならけふは出ない、明日こいと追ひ返すが、旦那か御新造樣にお目にかゝりたいと云ふ。「旦那か御新造さまに逢ひたい、途方もないことを云ふ奴だ返れ〳〵」とおさよを突く、

さよ　何だね李助どん、あんまり手荒くしておくれでないよ」

何に李助どんだ、李助どんもよくできた、乞食に近づきがあるものか」

「ねえことがあるものか」

おさよ、さう云つて、手拭をとり、顔をつきつける

「や、おさよどのか、もし御新造さま、おさよどのがまゐりました〳〵」「なにおさよが來やつた。おゝよくたづねて來てくれた。さあ〳〵こつちへ」

お藤の聲である。おさよやさしくお辭儀をして內に這り、下手に座り、何げなく話をしてゐるが、やがて改つて

「どうか臺所の隅へでもおいてくれ」

と願ふ勿論お藤はそれを承諾するがもう一人つれがあるといふので李助をよびにやると、這入つて來たのが清心

なのでちよつとおどろき、白蓮をよぶ、白蓮は、奥から黒のきめ頭巾、被布、釣瓶形の煙草盆をもつて出てくる。が、つれの男が亭主だときいて、景氣にとられるが

「何しろ、それは身が堅つていゝことだ」と苦笑し、

「そりや品によつたらばおいて上げまいものではないが、してこなさんの名は何と、」

問はれて清吉、思入れをして、御新造とさよとが姉妹分ならば、旦那と私も言はゞ兄弟、包みかくさず申しますとて、腕をまくり、鬼薊のほつてあるのをみせ、もとの清心、いまの鬼薊といふ泥棒だとうちあける。

そうして次第にゆすりの態度に代り白蓮にお禮を云ふとて、おさよの世話から親父の世話までしたその親切に引替へて

「初瀬の妾宅で毎晩々伽をさせ腹さん〳〵なぐさんだ擧句のはてがお爲ごかしに死んだ男の菩提を弔へと姉妹分の氣休めに、僅かな路用を手切にくれ坊主にして突出すたア隨分酷い仕方だね、きつとお禮は申します」

それは意外なる事と白蓮は辯解するが、おさよまで、口は調法だとくつてかゝり、お藤や杢助がむつとしてそのときの有樣を云ひきかすのを構はず、坊主にされたのは、お藤の嫉妬からだとどなりちらし、更に白蓮に「お伽をした仲ぢやないか、そんな怖い顏をせずと、笑ひ顏をしてお見せな」とかたにかけてゐた手拭で、白蓮の顏をうつてみせる。

白蓮は、もう何といつても駄目だと觀念してゐるが、身は今は、御所の貸付所、それが氣にかゝる。

やつと、毬栗頭では玄關番もさせないから人並になつたらたづねてこいと言ひ、

「草鞋錢位なら奴斗をつけて祝ひませうか」

いくらほしいのかと云ふと清吉は奴斗をつけて百兩くれといふ。

百兩ときいてお藤と杢助はびつくりするが白蓮は、高飛車に、たつた百兩でいゝのか、とお藤に手箱をもつてこさせ百兩づゝみを清吉の前におく、まさかと思つてゐるのに、百兩、おさよも清吉も、思ひがけない。ところが、その封印にふと氣づいた清心は、合點がゆかない體で、

「や、この包みの封印は。」

白蓮がかうと云はれて、ぎくりとするのを更に

こりや極樂寺の印形だ。どこからこの金は出たかと問ひつめ、白蓮が返事に困ると、此の金があるからにや、百兩ばかりの目くされ金はいらないと、白蓮の前になげ出し、三千兩の極樂寺の禪堂金をぬすんだ泥棒だ。

これを側にきいてゐた杢助は、わざと腹のたつた樣な風をして、

「この坊主返りめ、言はしておけばさま〴〵なことを、何處の國にか旦那樣を、三千兩とつた泥棒などと、何を證據にぬかすのだ」

「やかましいや椋鳥め、證據のねえことを云ふものか」

と清吉は、禪堂金の封印をしたのはこの俺で、人からみればわからぬ三文判も、俺にはちやんと鮮かにわかる、

これをきいて、さては……と杢助は、感ずくが、わざと立ちかゞり清吉に尚くつてゆくのを、白蓮はとめ、少し了簡があるからみんなあつちへゆけと追拂ひ、そこで推量通り禪堂金をぬすんだのはこの俺で、以前は、大寺正兵衛といふ盜人だつたことをうちあけ、三千兩の金をぬすんでから、これが止時と、仲間のものにわけてやり、足を洗つて貸附會所を開いたが、貧乏人には利息もとらず月限なしにしておくから、佛々と世間から云はれ、今では、道におちたものさへ見むきもしない、ほど堅氣になつてゐるから。たれひとり疑ふものもないが、

「天道樣が許さねえ、うつかり出した先刻の封金、外の者なら不知をどこがどこまで言ひ張るが、見咎められたは名にしおふ今で名うての鬼薊、脫れぬこと故明したが譽にもいふ壁に耳、もう浮々とこの土地におれも足は留められねえ旅へ出かけて元の盜人、からぶちまけて言ふからにやあ、聽しやしねえが、三千兩も、手許にあるは二百か三百、殘らず手前にやらうから、婆婆にあるうち一日でも旨えものでも澤山くひ、してえことをするがいゝ、必ず身にやあ附かねえから、堅氣にならうと思ふならこの正兵衛がいゝ手本だ」

と手箱から二百兩出し、清吉の前へ出す。その氣前に清吉は、自分のゆすりの面目なさを感じ、「旅に出るといひなさりや、先だつものは路用金、志しは貰ふが」と金をいたゞき、金を白蓮にかへすのを、遠慮は入らない、行く先々で仕事をすりや唐天竺までゆかれるそつちへ持つて行つてくれ、

と、どつちもゆづらず二人は、金を突合ふてゐたがとう〳〵さよの裁きによつて、さきの百兩は清吉、殘りは、白蓮がとることゝなつた。

ところが、清吉が、金を入れるのにとり出したお守から、法華宗であることがわかり、白蓮が生れをたづねると、行德だといふ、さうして、親父の名は、清次だと臍の緒書を出す。

「それぢや親父に三日月の額に疵はなかつたか」

「あゝありやした〳〵、大和田の宿と喧嘩の時、額にうけたといふことだ」

「そんなら手前は、おれが弟だ」

と、二十年前に、神がくしにあつた兄の清太郎とはこの自分であることをうちあける。

奇しき緣に物語つてゐるとき、奥からお藤があはたゞしくかけて來て、杢助がとめるのも氣かず裏から湯にゆくといつてかけて出た有樣が、合點が行かないと告げる。

そこで白蓮はさてはあいつは廻し者かも知れないと、氣付き清吉も、さう云はれるとお構へにあふときに言渡した役人と爪二つの面付をしてゐる。こりや早くふけ支度をとすゝめる。

だが白蓮は、清吉にさきへふけよと云ふ、清吉は、白蓮にさきにふけよと云ふ、ふけなければ、三人もろともに死ぬまで捕手をきつてまくらう、などと云ひゆづつてゐるとき、お藤が代官所へ訴へるといふので、白蓮は愚はず斬下げると、虫の息で、

「一緒に行けば道の邪魔」とうそを云つてきられた心

祈をのべ、早くのがれてくれと、たのむ。白蓮もその心持に引かされて、禮を云ひ念佛をとなへて、胸をさす。

杢助いまは、寺澤塔十郎捕手をつれて鳴物入りで來る、

白蓮は、すばやく、貸した證文を、あとに殘つては人の難儀と火鉢に、くべやいてしまひ、そこへあらはれた捕手をめつたぎりにし、清吉とおさよが捕手と、うち爭ふところに來りて、切りちらし、捕手がにげたすきに、道をちがへて、おちのびる。

白蓮はすつかり改心してゐるのである。否、人から佛と云はれるほどの善人になりきつてゐるのである。それに——何がかれを再び、もとの盜人にさせてゆくか……

言ふ迄もなく、溺死をたすけた十六夜に端を發してゐるのである。さうして、十六夜の美しいこゝろに感動して、折角廊から身受けまでさせた十六夜を、出家にさせてやつた。惡果を引く緣は少しもないのである。それが、十六夜から清心——その清心も、一度は死ぬほどの善心にたちかへつた男である。——にからまれ、命をくれてやつたことからどうすることも出來ない破目に、陷つてゆく。現在の犯罪も、一部の學者には、犯罪性といふものが抽象化されて認められてゐるが、しかしその動機のうちには、かなり微妙なものが作用してゐることは、看過出來ない。

たとへば、女に溺れて、窮して、犯罪をつくつたといふ。なるほどそれは誘惑に陷り、意志の薄弱な點はありはするが、しかしそれがそのまゝ惡心だと決定することは、神樣もお許るしにならぬ。小さい行爲を綜合し分析してゆくと、そこに、冷淡な心を持ち合せない美しい純情のはたらきもある。身を殺して、他の爲めにはたらく犧牲的な心もある。こうした點は、はつきりとみさだめることは、敎化にいちばん大切なことであらればならぬ。博奕の喧嘩に顏をうる行爲なども詮索すれば、その動機そのものゝうちには、人間としてかくことの出來ない善心が、ひそんでゐる。法律上の行爲の善惡判斷よりも人間其自の情は、つねに微細である。而て、行爲の善惡を誘引するものは、多く環境であることは、否定出來ない。

〔末完〕

編輯餘錄

□ 有馬、坪井の兩君を始め數多の行刑幹部諸君が後進に路をひらかれることになつた。われ〳〵け之等の幹部諸君にもつと長い間わが行刑の爲めに働いて頂きたかつたのだが、諸君は新進に路を開いて新進の爲すところを靜かに批判指導しようとされるのである。

□ 有馬、坪井の兩君はわが行刑にたづさはられること實に四拾有餘年であつた。その間に兩君は本誌を通じて幾度の行刑改良論を發表されるところがあつた。さうして、有馬君の改善主義と坪井君の不定期刑主義とは今日のわが刑政にどれほど大きな力を添へて居たかは知る人ぞ知るである。

□ 私は兩君と袂を別つにあたつてわが行刑に少なからぬ淋しさを感ぜねばならぬと共に、經驗淺きわれ〳〵が努爲にむち打つて更に行刑の天地を開拓せんとしつゝあることを期待して頂き度いのである。

□ 正木君が今月から今日の行刑思潮を綴稿せらるゝこととなつた。同君は敢て机上空家論を以て任ずる人である。同君は謂つて居られる、『行刑の實務は骨であつて理論は行刑の肉であり皮である』と。行刑に肉をつけるべく茲に先づ牧野敎授の三位一體論を選ばれたのである。

□ 刑政來月からの原稿〆切は五日まで。御投稿は中味があつて面白くて冗長に亙らぬやう。

定價	賣捌所	註文規定
一冊（稅共）金二十五錢 六冊（稅共）金一圓五十錢 十二冊（稅共）金三圓	五號活字半段一行金一圓 一等一頁金五十圓 二等一頁金四十圓 普通一頁金三十圓	※御註文は總て前金のこと ※御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ※御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年五月二十日印刷納本
昭和四年六月一日發行

東京市麹町區四日比谷町一番地
發行兼編輯人 江敬義
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區四日比谷町豐地
發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第42巻第6号

矯正図書館

Volume XLII Number 6

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

June 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

Trust them ! . . . . . (*Editorial*)

Penology to-day . . . . . A. Masaki

Schools for Adults in Prisons . . . . . A. C Hill

Germaan Prisons . . . . . Dr. Frendenthal

Current Issues. . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi
Tokyo, Japan.